

中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 参考資料集

令和3年7月20日



文部科学省

幼児教育に関する主な経過等

平成10年	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申） ・幼稚園教育要領改訂
平成17年	・子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた幼児教育の在り方について－子どもの最善の利益のために幼児教育を考える－（答申）
平成18年	・認定こども園制度開始 ・幼児教育振興アクションプログラム策定（平成22年度までの方針） ・教育基本法改正（幼児期の教育に関する規定の追加）
平成19年	・学校教育法一部改正（幼稚園の目的及び目標の見直し 等）
平成20年	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申） ・幼稚園教育要領改訂 ・保育所保育指針改定（告示化）
平成22年	・幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）
平成26年	・幼保連携型認定こども園教育・保育要領制定
平成27年	・子ども・子育て支援新制度（新たな幼保連携型認定こども園制度を含む）開始
平成28年	・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）
平成29年	・幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂（育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化 等）
令和元年	・幼児教育・保育の無償化（平成26年度以降、段階的に無償化）
令和2年	・幼児教育の質の向上について（中間報告）
令和3年	・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申） ・教育再生実行会議第十二次提言「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」 ・新たな時代を担う人材育成と研究力の強化について(経済財政諮問会議)(幼児教育スタートプラン公表)

幼児教育の質保障

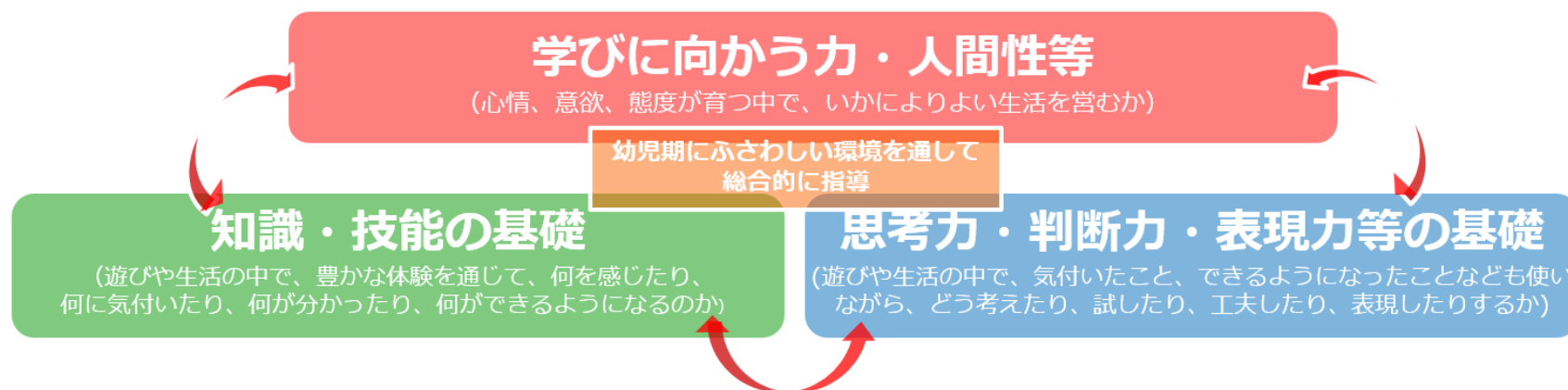
- 幼児期の教育は「教育基本法」において、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」とされている。

教育基本法（抄）（平成18年12月22日公布・施行）

第十一条

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

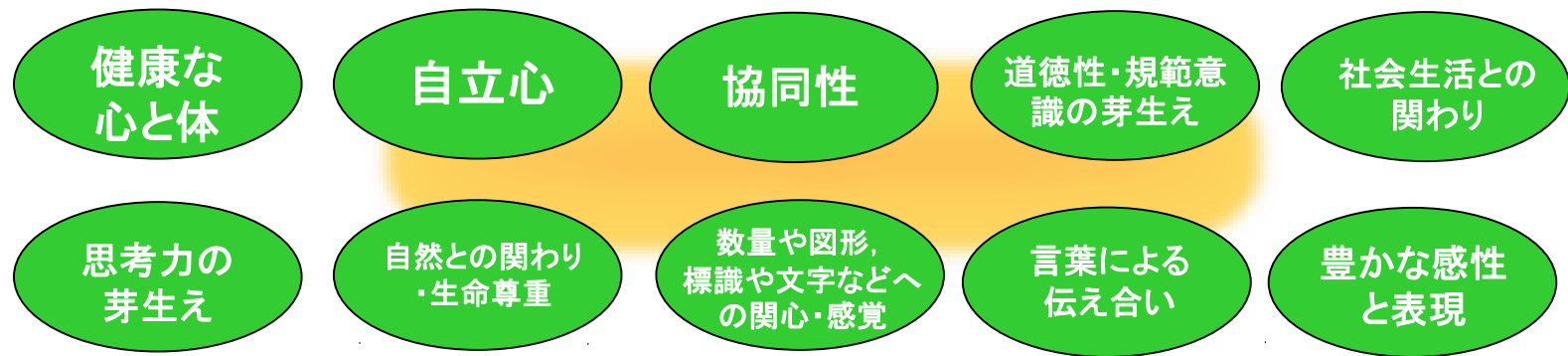
- 幼児教育から義務教育、高等学校教育までを見通して、生活や学習に必要な資質・能力が育まれるよう、幼児教育段階では次のような点について、施設類型を問わずに共通に告示している。
 - ・次に掲げる資質・能力の基礎を一体的に育むことを明示。



- ・小学校以上の教職員との連携や、地域、家庭等との連携の手がかりとするため、幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を明確化。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 小学校以上の教職員との連携や、地域、家庭等との連携の手がかりとするため、**幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を明確化。**



- なお、小学校学習指導要領においても、幼児期の学びから小学校教育に円滑に移行できるよう、**各教科等の指導において、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮することが求められている。**

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(1)健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2)自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3)協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4)道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5)社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にする気持ちをもって関わるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

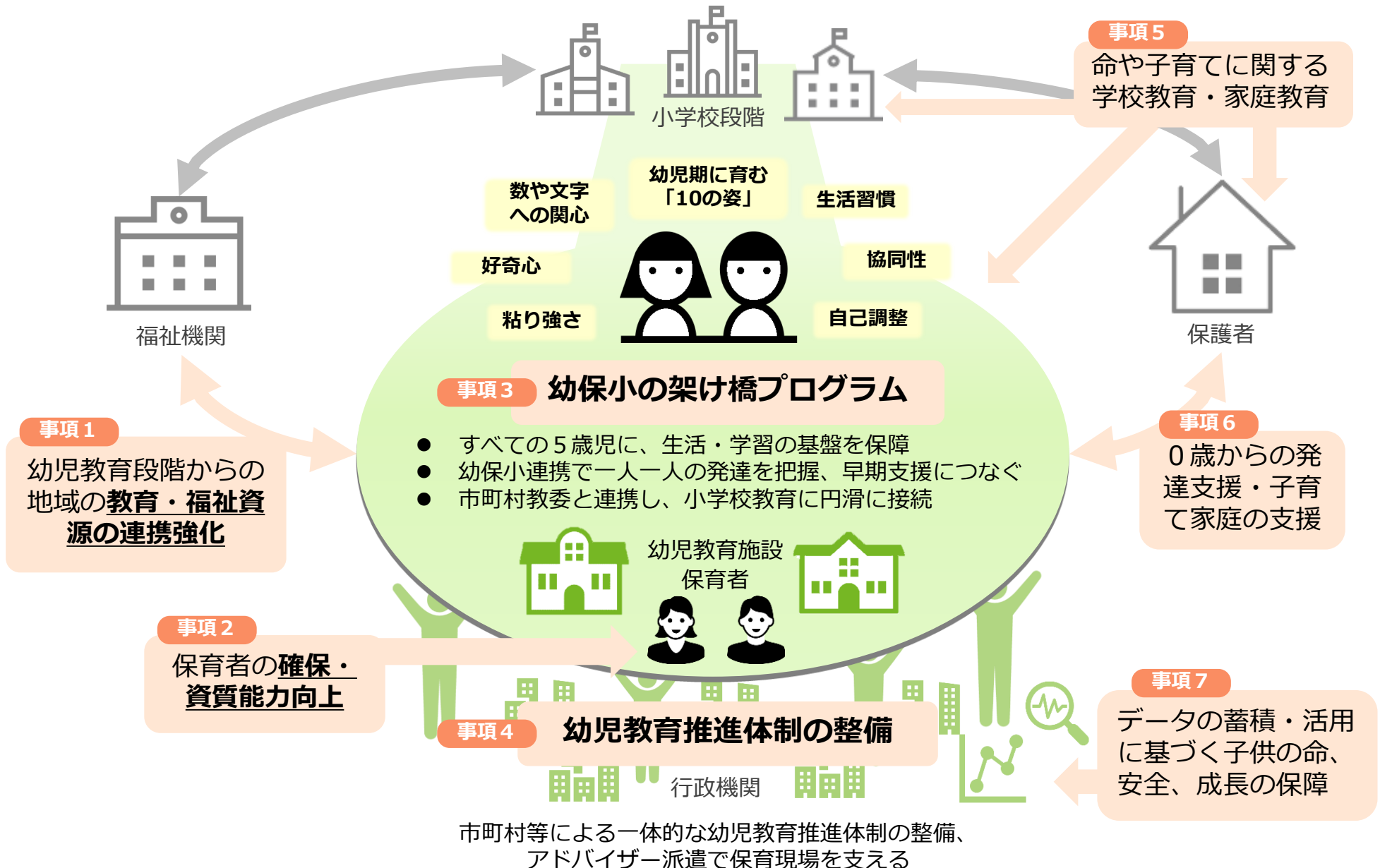
先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

幼児教育スタートプランのイメージ

以下の事項を、幼児期の教育に関する基本的な計画として位置付け、一体的に実行することで、子供の未来への架け橋となる社会システムを構築。



中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(答申)のポイント

～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ 【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「**個別最適な学び**」と「**協働的な学び**」を**一体的に充実**し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「**二項対立**」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

各学校段階における全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現に向けた取組等について

【幼児教育における学び】

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じたPDCAサイクルの構築等により、質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

【義務教育における学び】

- 先端技術の活用等による学習の基盤となる資質・能力の確実な育成、一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやむを得ないことを深められる学びの提供
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合い、多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、地域の構成員や主権者の一人としての意識を育成
- 心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力(健康リテラシー)の育成や、生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

【高等学校教育における学び】

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体、企業、高等教育機関、国際機関、NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な生徒一人一人に応じた探究的な学びや、STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

【特別支援教育における学び】

- 全ての教育段階において、インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われ、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境整備
- 障害のある子どもとない子どもが可能な限りともに教育を受けられる条件整備
- 障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

子供の学びや教職員を支える取組

➤ 幼児教育を推進するための体制の構築

- 地方公共団体における幼児教育センターの設置や、幼児教育アドバイザーの育成・配置等による幼児教育推進体制の構築
- 新型コロナウイルス感染症への対応をとりつつ、子供の健やかな育ちを守り支えていくための保健・福祉等の専門職や関係機関とスムーズに連携できる幼児教育推進体制の整備

➤ 教育環境の整備

- 教職員の事務負担の軽減を図るため、幼児教育施設における業務のICT化の推進
- 空調設備改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組の推進

➤ 小学校高学年からの教科担任制の導入(令和4年度を目標)

- 9年間を見通した指導体制の構築、専門性の高い教師によるきめ細かな指導の充実、教師の負担軽減等
- 新たに専科指導の対象とすべき教科(例えば外国語・理科・算数)や学校規模・地理的条件に応じた効果的な指導体制の在り方の検討
- 中学校免許保有者が、小学校で専科教員として勤務した経験を踏まえて小学校免許を取得できるよう制度を弾力化

➤ 補充的・発展的な学習指導

- 補充的な学習や発展的な学習を取り入れ、必要に応じて異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導

➤ 標準授業時数の弾力化(カリキュラム・マネジメントの充実)

- 各学校が持っている裁量を明確化するとともに、総枠としての授業時数は引き続き確保しつつ、教科等ごとの授業時数の配分について一定の弾力化が可能となる制度を設ける

➤ 学習履歴(スタディ・ログ)など教育データの活用

- 教育データ利活用の基盤となるデータ標準化等の取組を加速しつつ、ICTを活用したPDCAサイクルの改善によりきめ細かい指導を充実

➤ 新時代の学びを支える環境整備

- 1人1台端末等に適合した教室環境や衛生環境の整備
- 少人数によるきめ細かい指導体制、必要な施設・設備の計画的整備

➤ スクール・ミッションの再定義、スクール・ポリシーの策定

- 各設置者は、各学校の存在意義や社会的役割等を明確化する形で再定義、目指すべき学校像を明確化
- 各学校は「入口」から「出口」までの教育活動の方針(スクール・ポリシー)を策定・公表

➤ 「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化(普通科改革)

- 学際的な学びに重点的に取り組む学科や、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を、各設置者の判断によって設置可能とする措置を実施

➤ 地域産業界を支える革新的職業人材育成(専門学科改革)

- 地域の産官学が一体となって将来の地域産業界の在り方を検討、専門高校段階での人材育成の在り方を整理し、教育課程を開発・実践

➤ 高等学校通信教育の質保証

- 通信教育実施計画の作成、面接指導等実施施設の実施環境の基準や少人数による面接指導を基幹とすべきことの明確化、教育活動等の状況に関する情報公開の義務化等

➤ 中山間地域・離島等の高等学校への対応

- 中山間地域・離島等の複数の学校がネットワークを構築し、ICTも活用して各学校の科目の履修を可能化

➤ 高等専修学校の機能強化

- 高等教育や就業につながるカリキュラムの開発や、地域・企業等との連携を通じた教育体制の構築を支援

【義務教育・高等学校教育段階の取組】

- 外国人児童生徒等の教育の充実のため、高等学校段階における指導方法等の開発、日本語指導教師等のための履修証明プログラムの構築
- 教師のICT活用指導力の向上のため、国から提供するICTの活用に係るコンテンツの利用を促進

【各学校段階等を通じた取組】

- 特別支援学校の実施環境を改善するため、特別支援学校に備えるべき施設等を定めた特別支援学校設置基準を策定
- 特別支援学校教諭の質の向上のため、教職課程の内容を見直すとともに共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定
- 地域の実態に応じた、学校施設の適正規模・適正配置の推進、他の公共施設との複合化・共用化、分野横断的実行計画の策定等による計画的・効率的な施設整備の推進

教育再生実行会議 第十二次提言概要

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」(令和3年6月3日)

ニューノーマルにおける 教育の姿

- 一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現を目指し、学習者主体の教育に転換
 - デジタル化を進め、データ駆動型の教育に転換。学びのデータ(学習面、生活・健康面、教師の指導面)の活用
- 【意義】①子供：学びの機会や質の充実 ②教師：指導方法の充実や働き方改革 ③行政：現状把握に基づく政策立案

1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策

(1) ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～

①一人一台端末の本格運用に係る環境整備

- 安全・安心に端末を取り扱うための手引の策定・周知
- 個人情報保護制度の見直しを踏まえた学校教育上の取扱いの明示

②データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進

- 学習状況のデータを管理するマネジメントシステムの活用促進
- 同時双方向やオンデマンドによる授業モデルの展開

③学びの継続・保障のための方策

- 学校でも家庭でも継続して学習できるオンライン学習システムの全国展開
- 不測の事態でも、学校と児童生徒の関係を継続し、学びを保障する取組の推進
- 小学校との連続性を意識した幼児教育推進体制の充実・強化

④学びの多様化等

- 高校生が大学の講義を学ぶ「先取り履修」の推進
- 大学への飛び入学者への高校卒業資格付与<従来、大学中退の場合、中卒扱い>

(2) 新たな学びに対応した指導体制等の整備

①少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備

- 小学校35人学級の効果検証等を踏まえ、中学校を含め望ましい指導体制の検討
- 新たな学校施設の在り方(令和の学校施設スタンダード)の明確化

②教師の質の向上、多様な人材の活用等

- 教員免許制度、教員養成大学・教職課程等の総合的な見直し
- 教員免許更新制の改革、特別免許状の見直しなど多様な人材確保策

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

(1) ニューノーマルにおける高等教育の姿

①遠隔・オンライン教育の推進

- ハイブリッド型教育の推進、MOOCや大学間連携などリソースの共有・有効活用
- 単位数上限算定の考え方の明確化、質保証システムの在り方の見直し

②教学の改善等を通じた質の保証(「出口における質保証」)

- 「教学マネジメント指針」に基づく密度の高い組織的な大学教育の展開

③学びの複線化・多様化

- 高校時代に取得した大学の単位数に応じ、修業年限を柔軟化
- 産学連携による職業教育機能の強化、リカレント教育の充実

④デジタル化への対応

- 学修歴証明書の普及、学修管理システムによる学修データを活用した教育改善
- さらに、⑤学生等への支援の充実、⑥大学等の施設・設備の整備の推進

(2) グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略

①グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成

- 国際連携教育課程(JD)の一層の普及促進
- 高校段階からの海外留学促進、「トビタテ!留学JAPAN」の後継事業の実施

②優秀な外国人留学生の戦略的な獲得※技術流出防止等に十分に配慮

- 国際バカロレア(IB)などの成績を用いた特別入試の実施
- 頭脳循環の拠点となる大学での優秀な留学生の獲得に資する制度の検討

③学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方

- 大学等の国際化や学びの多様化に対応した秋季入学・4学期制や早期卒業・修了の推進、秋採用や最終学年6月以降の通年採用の推進・情報発信

3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策

(1) 大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進

【今後の望ましい在り方】

- 全ての学校種で一律に秋季入学へ移行するのではなく、まずは大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化のため必要な支援を実施
(例：ギャップタームの成果の普及、定員管理や授業料の在り方の整理)
- 産業界における採用・雇用慣行の改革と併せた取組の推進・情報発信
(例：秋採用・最終学年6月以降の通年採用)
- これらの取組状況や検証等を踏まえ、初等中等教育段階も含め更に議論

※初等中等教育段階での秋季入学への移行は、児童生徒の一時的急増による教師・施設の確保、社会への影響、幼稚園の教育・運営への影響、教育現場に更なる負荷がかかるため、国民や社会の十分な理解と協力が必要

(2) 子供の育ちを社会全体で支えるための取組

① 子供たちの創造的な活動を支援するための学校・家庭・地域や企業との取組

- 「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的推進・取組支援
- 図書館・公民館など社会教育施設におけるICTの有効活用

② 新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進等

- 教育に大人が関わりを持てるようにする観点からもテレワークを更に推進
- 年次休暇の取得、時間単位の年次休暇制度の導入の好事例の紹介

4. データ駆動型の教育への転換～データによる政策立案とそのための基盤整備～

- 様々な教育データを活用し、現状把握と効果的な教育政策を立案・実施
学びのデータ（学習面、生活・健康面、教師の指導面）を多様な場面で活用
- 国において、司令塔となる組織の強化を図るなど、抜本的に改革

データによる政策立案

- 教育の特性を踏まえたEBPMの手法・課題の整理
- データの紐づけ、長期的な縦断調査、教師のデータの調査、実証分析の活用の検討

教育データ基盤の整備

- ユニバーサルIDや認証基盤の検討（マイナンバー制度の活用を含む）
※転校時等の教育データの持ち運び等の方策も検討
- 安定的なデータ流通の検討

調査・分析・研究体制

- 調査やEBPMを統括する体制や人員の強化
- 文部科学省・国立教育政策研究所と大学等との連携により、教育データの分析・研究に関する機能の構築
- 公的な教育データプラットフォームの在り方、個人が自身の様々なデータを集約・活用できる仕組みの検討
- 教育と福祉などの幅広い分野とのデータの連携による児童生徒への支援

今後に向けて

- 提言内容の速やかな実行とフォローアップの実施が必要
- 今後、さらに、①高大接続の望ましい在り方、②教師の質の向上や多様な人材の活用のための方策、③対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方、④データ駆動型の教育への転換のための取組について掘り下げた検討が必要

教育再生実行会議 第十二次提言概要
「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」（令和３年６月３日）
主な幼児教育関係の記載

1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策

（１）ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～

③学びの継続・保障のための方策

- 国は、幼児教育段階でもデジタル化を推進し、家庭との連携の充実や教員研修の改善等の観点から、ICT環境の整備と効果的な活用を促進する。また、乳児期・幼児期と小学校との連続性を意識した国・自治体における幼児教育推進体制（幼児教育センター³⁸を含む）の充実・強化やスタートカリキュラムの充実を促進する。

38 都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務、市区町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。

（２）新たな学びに対応した指導体制等の整備

①少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備

併せて、幼児教育の活動の更なる充実や、障害のある児童生徒の多様な学びの場の一層の充実・整備に向けた望ましい指導体制の在り方について引き続き検討することが必要です。

～幼児教育の質の向上について(中間報告)(概要)～

(幼児教育の実践の質向上に関する検討会 令和2年5月26日)

I 幼児教育の振興の意義及び今後の基本的な方向性

1. **幼児教育の重要性** ◆幼児教育は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」(教育基本法) → 国内外における幼児教育の重要性についての認識の高まり
2. **幼児教育を巡る近年の政策の動向** ◆子ども・子育て支援新制度、幼児教育・保育の無償化がスタート → 量の拡充だけでなく、質の向上を求める声の高まり
3. **幼児教育の実践の質向上** ◆新幼稚園教育要領等 → 個々の教職員が子供と直接関わりながら、幼児教育に関わる全ての者と連携・協力し、質の向上に一層取り組む必要
4. **新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の取組** ◆幼児の心身の健全な発達への支援 → 施設の園務・衛生環境改善、関係機関相互の連携強化

II 質の向上のための具体的な方策

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実 ◆「遊び」は発達の基礎を培う重要な学習 ◆「環境を通して行う教育」を基本 ◆幼児教育現場の課題は多様化・複雑化

(1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善

- ・研修や研究協議会、参考資料等の作成を通じた関係者の理解増進
- ・家庭・地域との認識の共有による「社会に開かれた教育課程」の実現

(3) 教育環境の整備

- ・発達段階を考慮した先端技術の活用により体験をさらに豊かにする工夫
- ・耐震化等の安全・安心な環境整備

(2) 小学校教育との円滑な接続の推進

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の連携促進
- ・小学校教育におけるスタートカリキュラムの編成による学びの連続性の確保

(4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援

- ・障害のある幼児や外国人幼児等への支援(地方公共団体や幼児教育施設における体制整備、研修プログラムの作成、指導上の留意事項の整理等)

2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

- ◆幼稚園教諭等は平均年齢が若く、平均勤務年数が短い、人材確保も困難

(1) 処遇改善をはじめとした人材の確保

- ・給与等の処遇や配置の改善等の推進
- ・新規採用、離職防止・定着、再就職の促進等の先導的な取組の支援

(2) 研修の充実等による資質の向上

- ・各研修の位置付けを構造化し、効果的な研修を実施
- ・各職階・役割に応じた研修体系構築、キャリアステージ毎の研修機会確保

(3) 教職員の専門性の向上

- ・上位の免許状の取得促進、小学校教諭免許や保育士資格の併有促進

3. 幼児教育の質の評価の促進

- ◆幼稚園は比較的規模が小さく、外部の視点を入れた活動の見直しは重要
- ◆各園の独自性を確保しつつ、評価等を通じたPDCAサイクルの構築が重要

(1) 幼児教育施設への適切な指導監督等の実施

- ・都道府県・市町村の連携等による効率的な指導監督の実施

(2) 幼児教育施設における評価等を通じた運営改善

- ・自己評価の確実な実施、関係者評価・第三者評価の実施の推進
- ・公開保育の仕組みを学校関係者評価等に活用することは有効

(3) 幼児教育の質の評価に関する手法開発・成果の普及

- ・日本の幼児教育の特徴を踏まえた質に関する評価手法の開発等

4. 家庭・地域における幼児教育の支援

- ◆預かり保育や子育て支援等のニーズの高まり、待機児童対策の観点

(1) 保護者等に対する学習機会・情報の提供

- ・保護者等に対する相談体制の整備、地域における家庭教育支援の充実

(2) 関係機関相互の連携強化

- ・福祉担当部局などの首長部局や児童相談所等の関係機関との連携

(3) 幼児教育施設における子育ての支援の促進

- ・預かり保育の質向上・支援の充実、親子登園・相談事業等の取組の充実

5. 幼児教育を推進するための体制の構築

- ◆担当部局一元化は増加傾向だが公私・施設類型一体的な取組は課題、体制は手薄

(1) 地方公共団体における体制の構築

- ・各自治体の幼児教育推進体制(幼児教育センター等)の整備(公私・施設類型を越えた質向上の取組推進)
- ・幼児教育担当指導主事の配置、幼児教育アドバイザーの育成・配置

(2) 調査研究の推進

- ・大学・研究機関・幼児教育施設等における調査研究・ネットワーク構築等

6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組

- ・幼児の心身の健全な発達に向けた家庭及び地域における教育の支援等
- ・園務改善のためのICT化支援、トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等
- ・関係機関相互の連携強化(児童相談所等の関係機関との緊密な連携等)

幼児教育と小学校教育との接続

幼小接続期の育ち・学びと幼児教育の質に関する研究

(H27～28年度 国立教育政策研究所幼児教育研究センター)

質問紙調査を実施し、「育ち・学びを支える力」の5歳児から1年生への影響などについて分析

育ち・学びを支える力：本研究では、①好奇心、②自己主張、③粘り強さ、④自己調整、⑤協同性の5因子とした

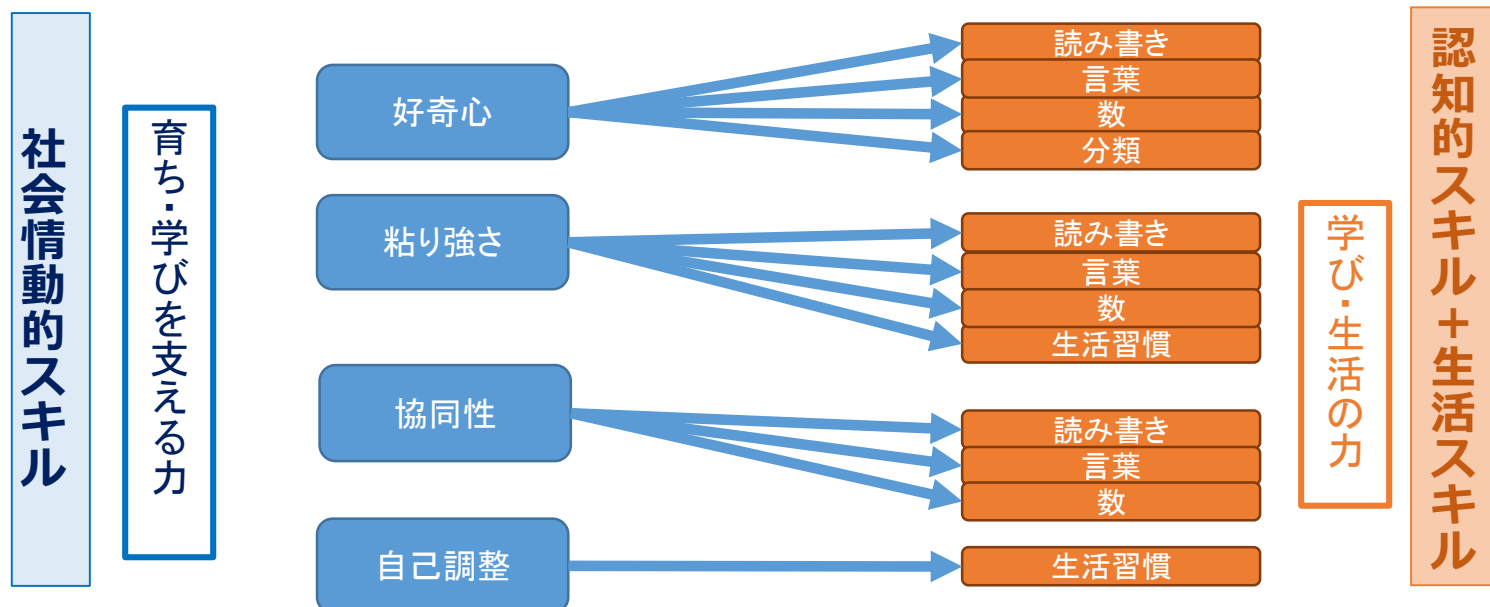
学び・生活の力：本研究では、①読み書き、②言葉、③数、④分類、⑤生活習慣とした

質問紙調査対象：5園の年長児について担任（10名）と保護者（264名）【27年度調査】

27年度調査の対象児の進学先の小学校1年生について担任（27名）と保護者（808名）【28年度調査】

- 幼稚園保護者、小学校保護者、小学校教師のモデルでは、「好奇心」が「学び・生活の力（生活習慣を除く、読み書き、言葉、数、分類）」に影響しており、興味関心や試行錯誤、工夫、振り返りなどが、学びの基礎となっていることが伺われた。
- 小学校の保護者調査では、「好奇心」の高さが、「読み書き」や「言葉」、「数」、「分類」の高さに影響していました。また、育ち・学びを支える力の「粘り強さ」の高さは、「読み書き」や「言葉」、「数」、「生活習慣」の高さに、「協同性」の高さは「読み書き」や「言葉」、「数」の高さに影響していました。

● 小学校の保護者アンケート

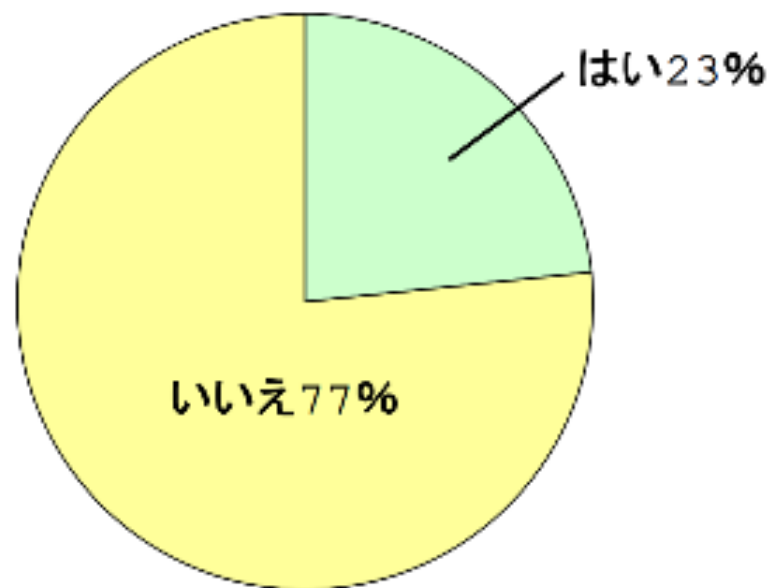


2、教育課程上の接続のための取り組みを行っているか

[文部科学省:平成21年12月調べ]

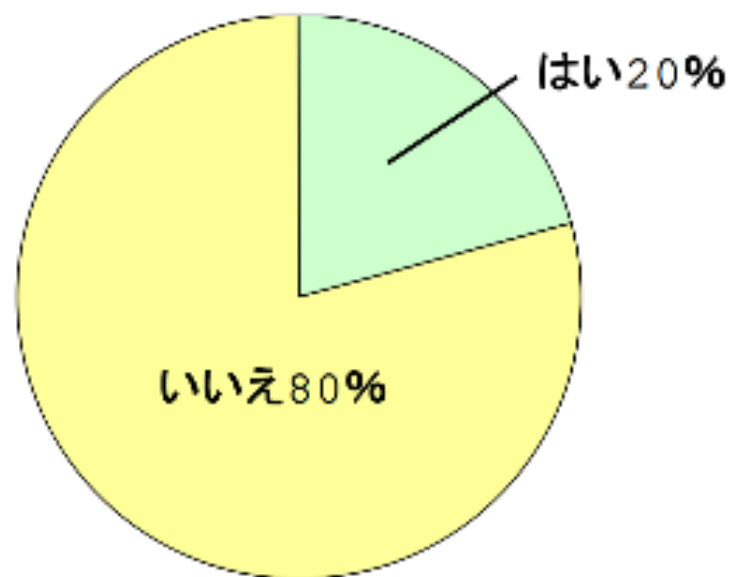
ほとんどの都道府県、市町村で幼稚園教育と小学校教育の接続のための取り組みが行われていない。

●「教育課程編成のモデル・手法等を示していますか」に対する都道府県の回答



[都道府県(47)]

●「接続のために取り組みが行われていますか」に対する市町村、政令都市、中核都市の回答



[市町村(1346)、政令都市(17)、中核都市(1)]

3、教育課程上の接続のための取り組みが行われていないのはなぜか

〔 文部科学省：平成21年12月調べ 〕

幼小接続の重要性を認識しながらその取り組みが進んでいない理由は、
・幼稚園と小学校の教育課程の接続関係が分からない

・幼稚園教育と小学校教育の違いが十分理解されていない

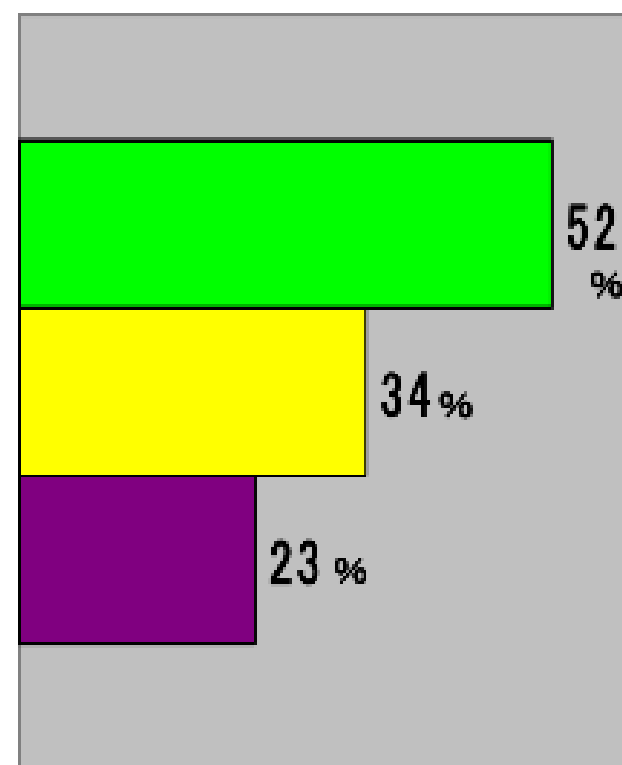
・(このため)教育課程の接続に積極的になれないことがあげられる。

■ 接続関係を具体的にすることが難しい

■ 十分理解しているとはいえない

■ 積極的ではない

(複数回答)



〔市町村(1346)、政令都市(17)、中核都市(1)〕

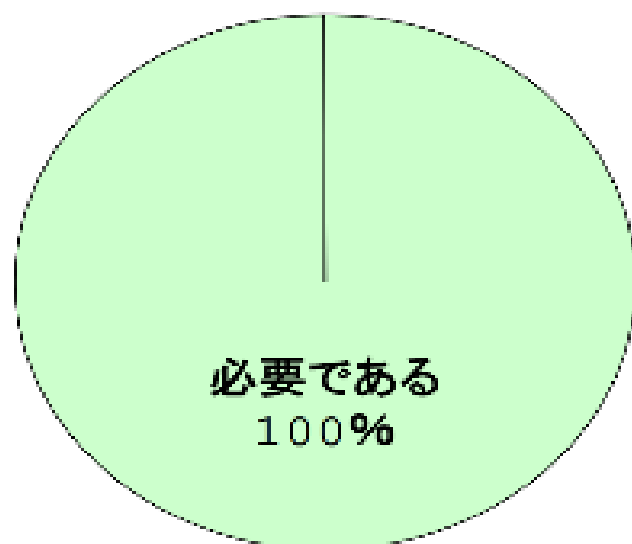
※都道府県については調査未実施

4、幼小接続を推進するため、特定の時期を接続期として捉え、双方が協力して教育課程を編成していくことが必要か

〔 文部科学省：平成21年12月調べ 〕

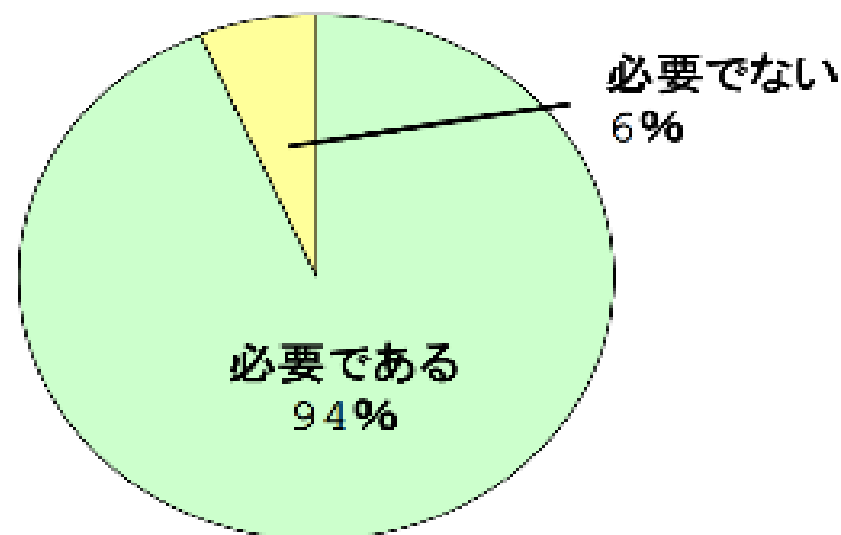
ほぼ全ての自治体が、幼稚園教育と小学校教育の接続のため、双方にまたがる「接続期」を設け、幼小が協力して教育課程を編成する必要があると考えている。

●都道府県



〔 都道府県(47) 〕

●各市町村、指定都市、中核都市



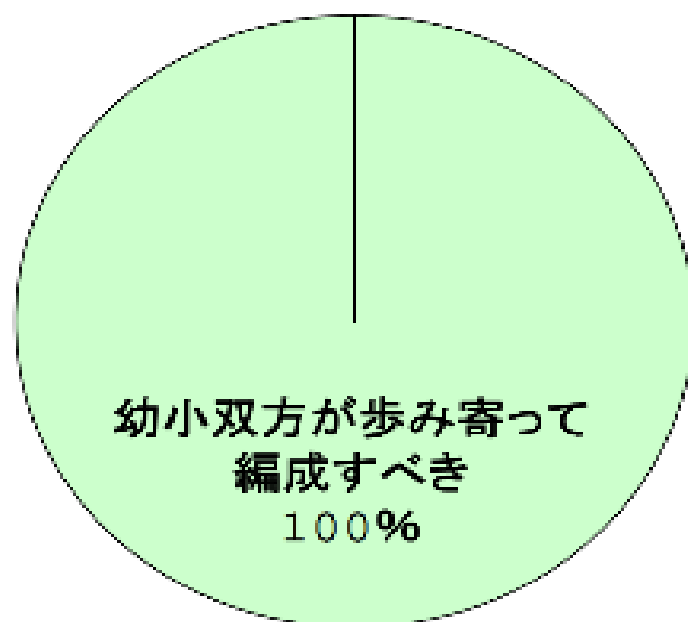
〔市町村(1346)、政令都市(17)、中核都市(1)〕

5、幼稚園と小学校の教育課程の接続を推進していくために、大切なことはなにか

〔 文部科学省：平成21年12月調べ 〕

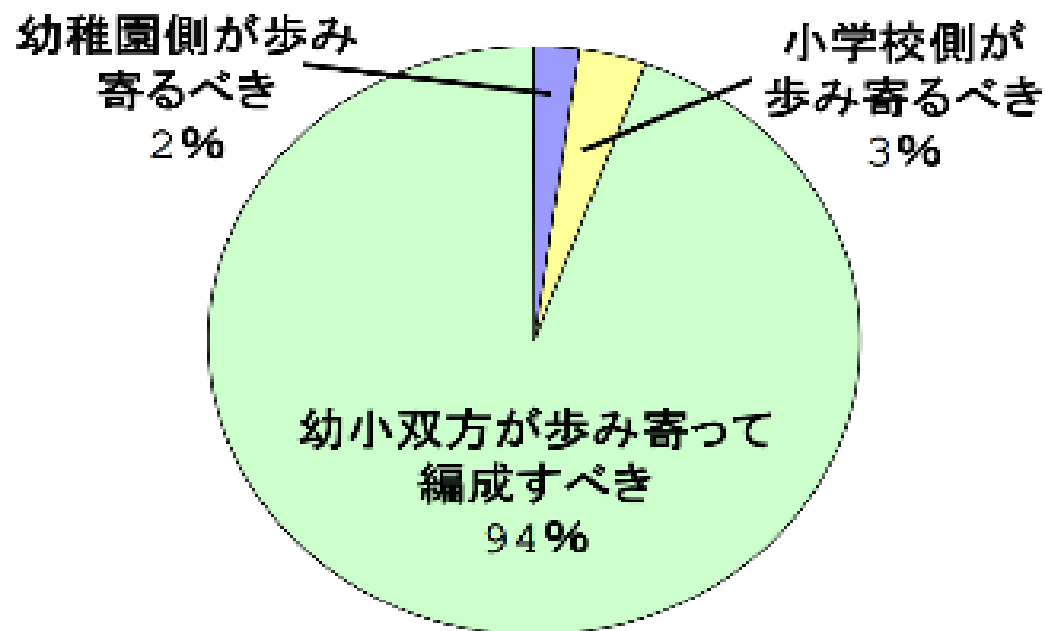
ほぼ全ての自治体が、「接続期」の教育課程は幼稚園と小学校が歩み寄って編成すべきであり、一方が他方に合わせるべきではないと考えている。

●各都道府県



〔 都道府県(47) 〕

●市町村(政令指定都市・中核都市含む)



〔市町村(1346)、政令都市(17)、中核都市(1)〕

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について (報告)のポイント

<幼小接続の課題> (文部科学省調査より)

- ほとんどの地方公共団体で幼小接続の重要性を認識(都道府県100%、市町村99%)。
- その一方、幼小接続の取組は十分実施されているとはいえない状況(都道府県77%、市町村80%が未実施)。
- その理由・「接続関係を具体的にすることが難しい」(52%)、「幼小の教育の違いについて十分理解・意識していない」(34%)、「接続した教育課程の編成に積極的ではない」(23%)

(報告のポイント)

① 幼児期の教育と小学校教育の関係を「連続性・一貫性」で捉える考え方を示す

- 教育基本法や学校教育法において、幼小の教育の目的・目標(知・徳・体)は連続性・一貫性をもって構成。
- 幼小接続を体系的に理解するため、幼小接続の構造を「3段階構造」(教育の目的・目標⇒教育課程⇒教育活動)で捉える。
- 幼小の教育の目標を「学びの基礎力の育成」という一つのつながりとして捉える。
- 幼児期の教育と小学校教育では、互いの教育を理解し、見通すことが必要。
(その際、幼児期の教育と小学校教育は、それぞれ発達の違いを踏まえて教育を充実させることが重要であり、一方が他方に合わせるものではないことに留意。)

② 幼児期と児童期の教育活動をつながりで捉える工夫を示す

- 幼小を通した学びの基礎力の育成を図るため、
・ 幼児期の終わりから児童期(低学年)にかけては「三つの自立」(学びの自立、生活上の自立、精神的な自立)を育成。
- ・ 上記に加え、児童期においては、「学力の三つの要素」(「基礎的な知識・技能」、「課題解決のために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学習に取り組む態度」)を育成。
- 学びの芽生えの時期(幼児期)、自覚的な学びの時期(児童期)という発達の段階の違いからくる、遊びの中での学びと各教科等の授業を通した学習という違いがあるものの、「人とのかかわり」や「ものとのかかわり」という直接的・具体的な対象とのかかわりで幼児期と児童期の教育活動のつながりを見通して円滑な移行を図ることが必要。

「人とのかかわり」における留意点

<幼児期の終わり>

- 幼児の興味・関心や生活、協同性の育ち等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題を自分のこととして受け止め、知照したり互いの素に折り合いをつけたりしながら、クラスやグループみんなで達成感をもってやり遂げる活動を計画的に進めることが必要。

「ものとのかかわり」における留意点

<幼児期の終わり>

- 幼児の興味・関心や生活等の状況を踏まえて教職員が方向付けた課題について、発達の個人差に十分配慮しつつ、これまでの生活や体験の中で獲得した法則性、言葉や文字、数等的な関係などを組み合わせて課題を解決したり、場面に応じて適切に促したりすることについて、クラスやグループみんなで経験できる活動を計画的に進めることが必要。

- 小学校入学時に幼児期の教育との接続を意識したスタートカリキュラムの編成の留意点を示す。
(幼稚園・保育所・認定こども園との連携協力(子どもの実態や指導の在り方等について理解を深める等)、授業時間や学習空間などの環境構成等の工夫(15分程度のモジュールによる時間割の構成等)など)
- 幼児期と児童期の教育双方が接続を意識する期間を「接続期」というつながりとして捉える考え方の普及を図る。(幼児期の年長から児童期(低学年)の期間における子どもの発達や学びの連続性を踏まえて接続期を捉えることが必要。なお、接続期の実際の始期・終期は各学校・施設において適切な期間を設定。)

③ 幼小接続の取組を進めるための方策(連携・接続の体制づくり等)を示す

- 幼小接続の取組を進めるための方策として、幼小接続のための連携・接続の体制づくり、教職員の資質向上(研修体制の確立)、家庭や地域社会との連携・協力についてのポイントを示す。

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

解説(抜粋)

※下線部：主な改訂箇所

○幼稚園と小学校では、子供の生活や教育方法が異なる。

○子供の発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切。

○幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携を図ることが大切。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりすることなどが考えられる。

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

第2章 各教科

第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

スタートカリキュラムのイメージ

小学校
中学校
年

小学校
低学年

教科等の特質に応じた
「見方・考え方」や
資質・能力を育むとともに、
教科横断的にそれらを
総合・統合していく学び

生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、合科的・関連的な指導も含め、子供の生活の流れの中で、幼児期の終わりまでに育った姿が発揮できるような工夫を行いながら、短時間学習なども含めた工夫を行うことにより、**幼児期に総合的に育まれた「見方・考え方」や資質・能力を、徐々に各教科等の特質に応じた学びにつなげていく時期**

接続

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手掛かりとしながら、幼児の得意なところや更に伸ばしたいところを見極め、それらに応じた関わりをしたり、より自立的・協同的な活動を促したりするなど、**意図的・計画的な環境の構成に基づいた総合的な指導の中で、バランスよく「見方・考え方」や資質・能力を育む時期**

幼児
教育

遊びや生活の中で、
幼児期の特性に応じた
「見方・考え方」や
資質・能力を育む学び

<未就園段階： 家庭や地域での生活>

社会

社会的事象の見方・考え方

位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係などに着目して社会的事象を見出し、比較・分類したり総合したり、国民の生活と関連付けること

総合的な学習の時間

探究的な見方・考え方

各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会や実生活の文脈や自己の生き方と関連付けること

理科

理科の見方・考え方

身近な自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなど、問題解決の方法を用いて考えること

生活科

<身近な生活に関わる見方・考え方>

身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、比較、分類、関連付け、試行、予測、工夫することなどを通して、自分自身や自分の生活について考えること

具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を、次のように育成することを目指す

- 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりに気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする
- 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え表現する力を育成する
- 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信を持って学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を育てる

図
画
工
作

音
楽

体
育

道
徳

特
別
活
動

「スタートカリキュラム」を通じて、各教科等の特質に応じた学びにつなぐ

健康な心と体

自立心

協同性

道徳性・規範意識の芽生え

社会生活との関わり

思考力の芽生え

自然との関わり・生命尊重

数量・図形、文字等への関心・感覚

言葉による伝え合い

豊かな感性と表現

幼 児 期 の 終 わ り ま で に 育 っ て ほ し い 姿

※各教科等の「見方・考え方」を踏まえて、関係性を示したものである。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目の濃淡は、小学校教育との関連が分かるように示したものであり、基本的にはすべての教科に関わっているが、濃い部分は特に意識的につながりを考えていくことが求められるもの。幼児教育において小学校教育を前倒しで行うことを意図したものではない。

ゼロからのスタートじゃない！

子供は幼児期にたっぷりと学んできています

幼児期 学びの芽生え

- 楽しいことや好きなことに集中することを通して、様々なことを学んでいく。
- 遊びを中心として、頭も心も体も動かして様々な対象と直接関わりながら、総合的に学んでいく。
- 日常生活の中で、様々な言葉や非言語によるコミュニケーションによって他者と関わり合う。



幼児教育

- 5領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）を総合的に学んでいく教育課程等
- 子供の生活リズムに合わせた1日の流れ
- 身の回りの「人・もの・こと」が教材
- 総合的に学んでいくために工夫された環境の構成 など



スタートカリキュラム

自立

成長

安心

児童期 自覚的な学び

- 学ぶことについての意識があり、集中する時間とそうでない時間（休憩の時間等）の区別が付き、自分の課題の解決に向けて、計画的に学んでいく。
- 各教科等の学習内容について授業を通して学んでいく。
- 主に授業の中で、話したり聞いたり、読んだり書いたり、一緒に活動したりすることで他者と関わり合う。



小学校教育

- 各教科等の学習内容を系統的に学ぶ教育課程
- 時間割に沿った1日の流れ
- 教科書が主たる教材
- 系統的に学ぶために工夫された学習環境 など

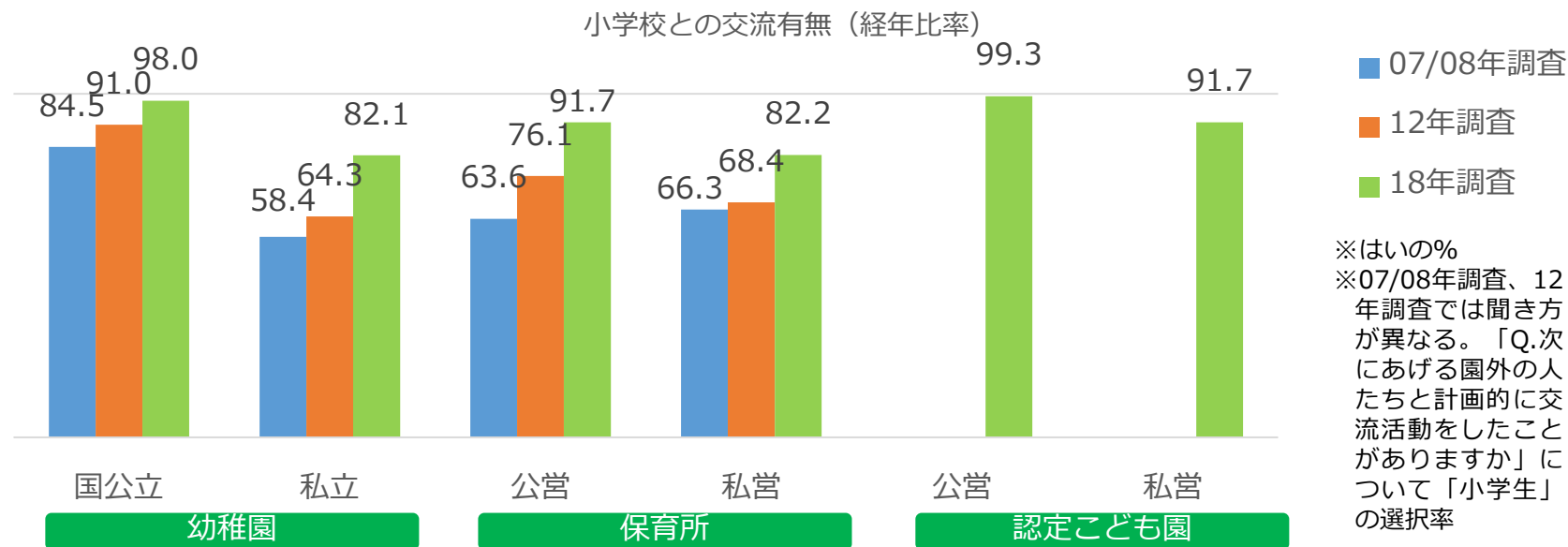
安心

成長

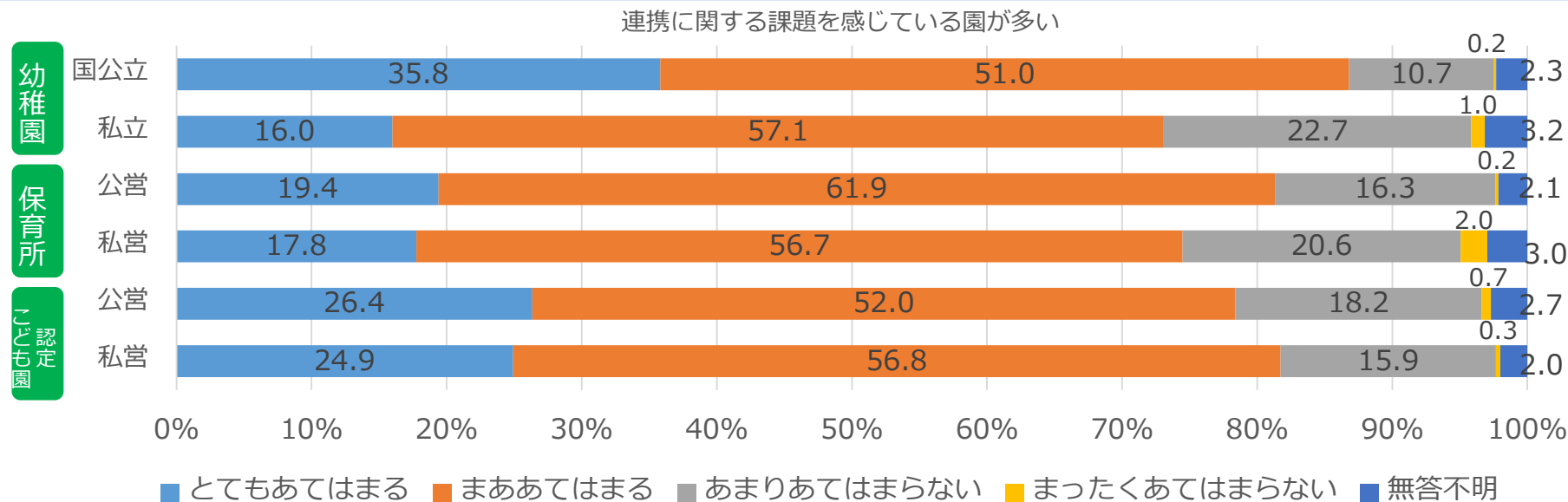
自立



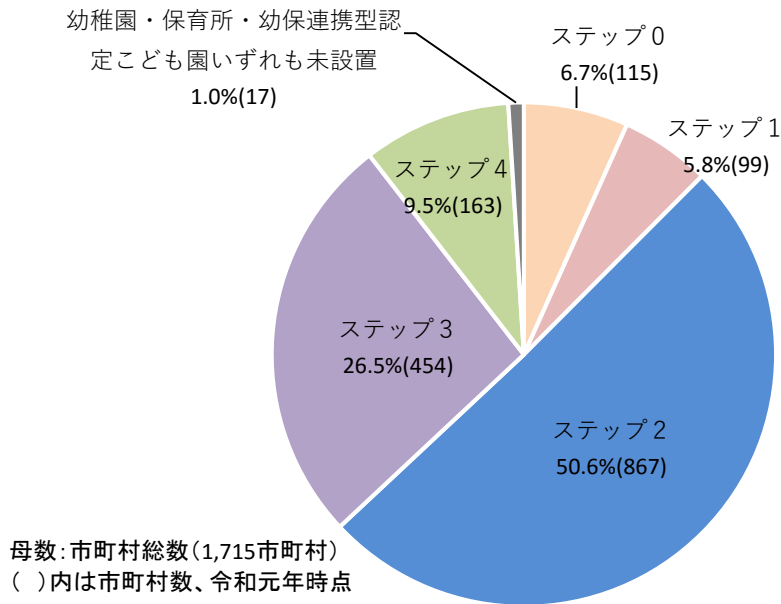
貴園では、地域の小学校との交流活動をしていますか。



小学校での連携を園の課題と感じているか

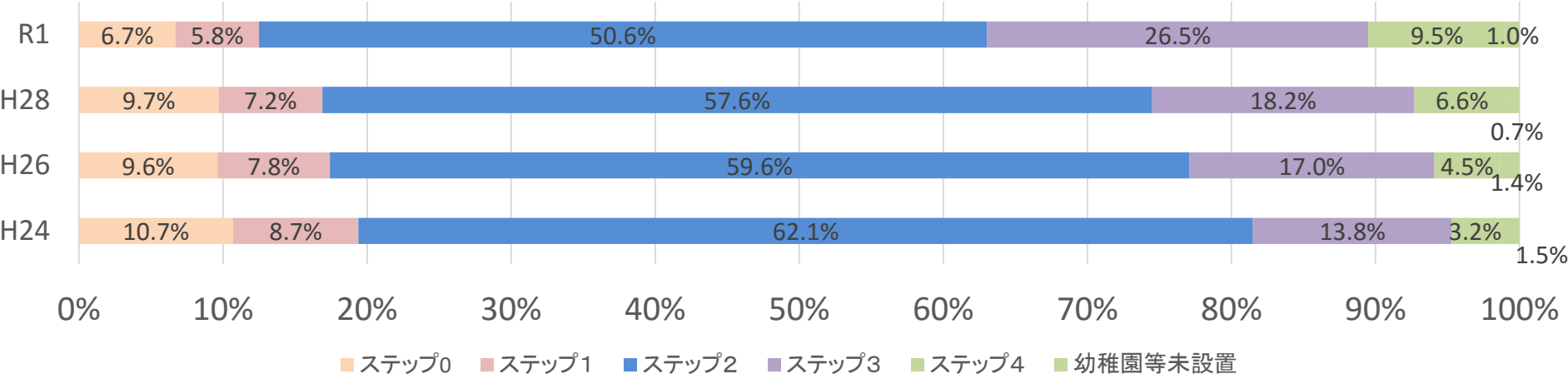


● 市町村における幼稚園等の教育と小学校教育との接続に向けた状況については、「ステップ2」が50.6%（867市町村）と最も多く、「ステップ3」、「ステップ4」、「ステップ0」、「ステップ1」と続く。



連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安
(幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(平成22年11月11日 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議))

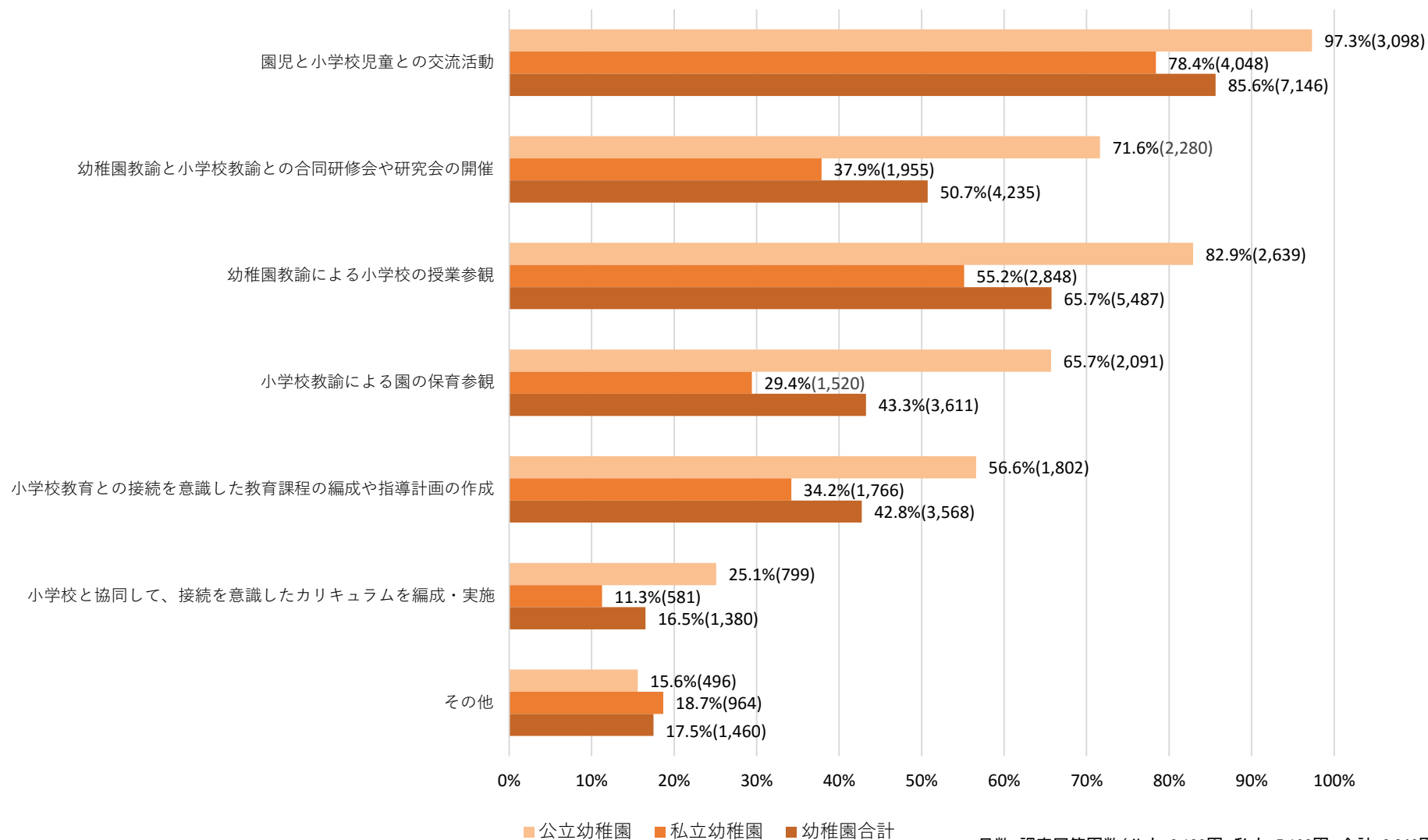
- ステップ0: 連携の予定・計画がまだ無い。
- ステップ1: 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
- ステップ2: 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
- ステップ3: 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
- ステップ4: 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。



幼稚園における小学校との連携の取組

出典：文部科学省 令和元年度幼児教育実態調査

- 小学校との連携の取組について、「園児と小学校児童との交流活動」が、全体の85.6%で最も高かった（公立：97.3%、私立78.4%）

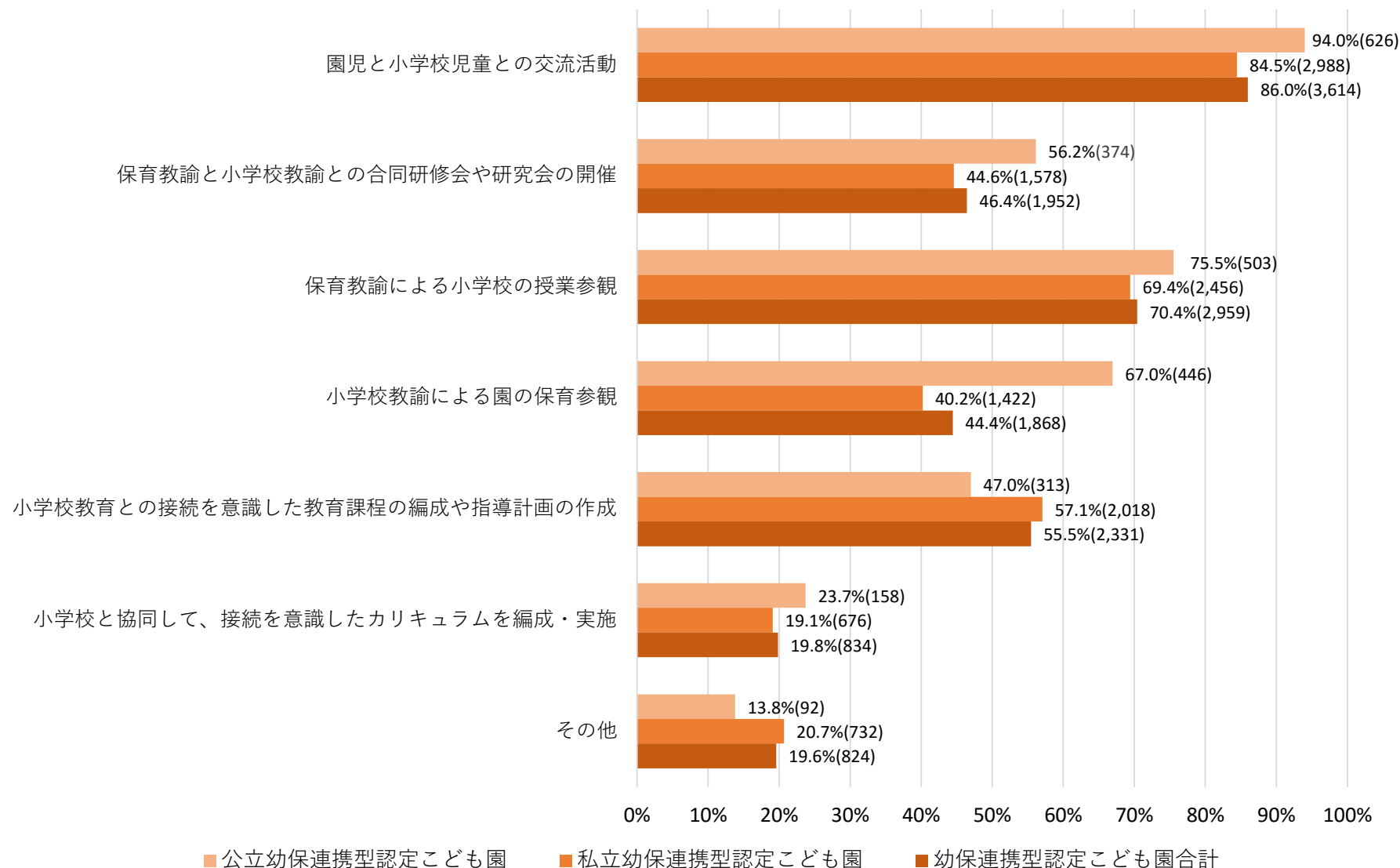


母数：調査回答園数（公立：3,183園、私立：5,163園、合計：8,346園）
（ ）内は園数、令和元年時点

幼保連携型認定こども園における小学校との連携の取組

出典：文部科学省 令和元年度幼児教育実態調査

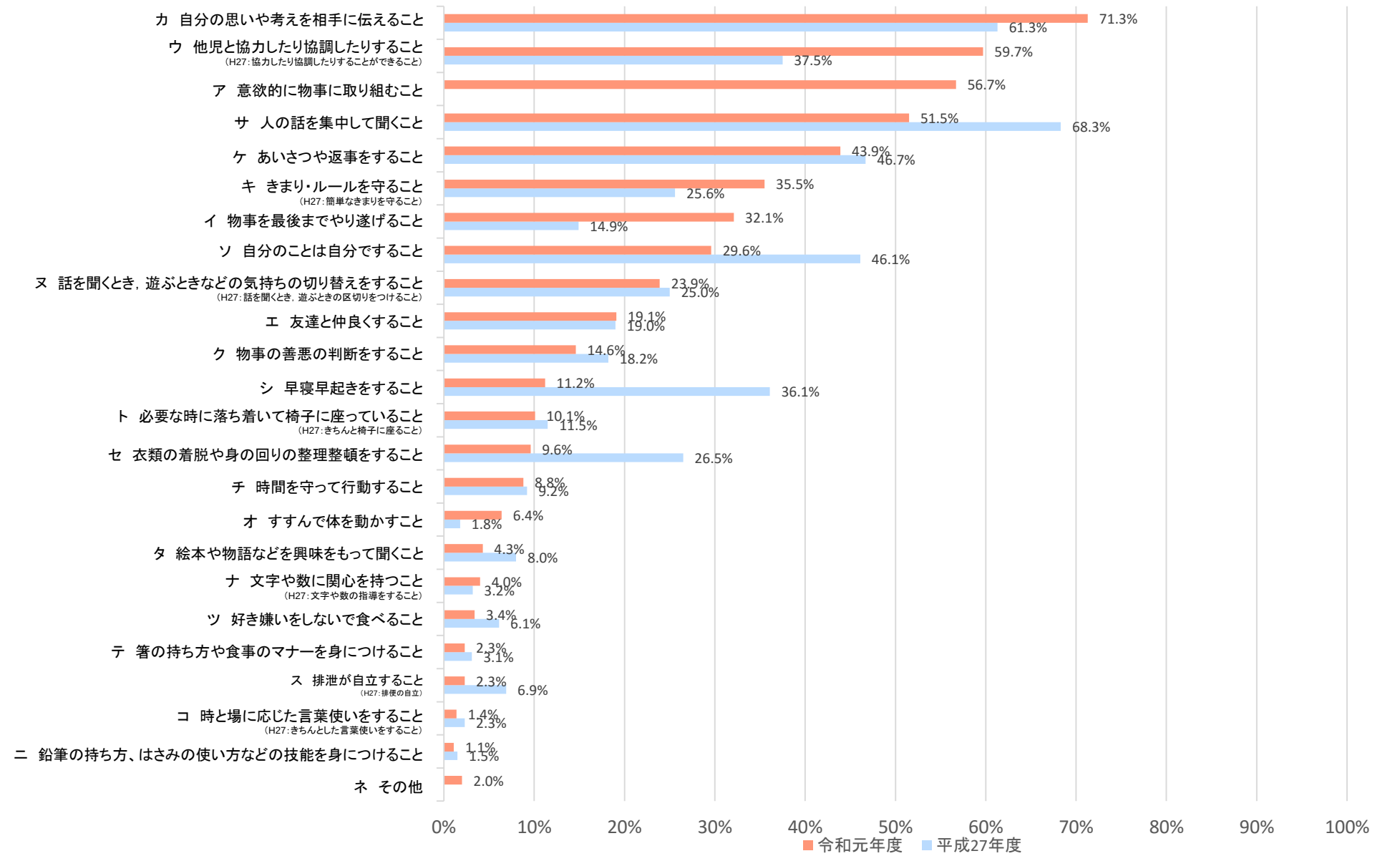
- 小学校との連携の取組について、「園児と小学校児童との交流活動」が、全体の86.0%で最も高かった（公立：94.0%、私立84.5%）



母数：調査回答園数（公立：666園、私立：3,537園、合計：4,203園）
（ ）内は園数、令和元年時点

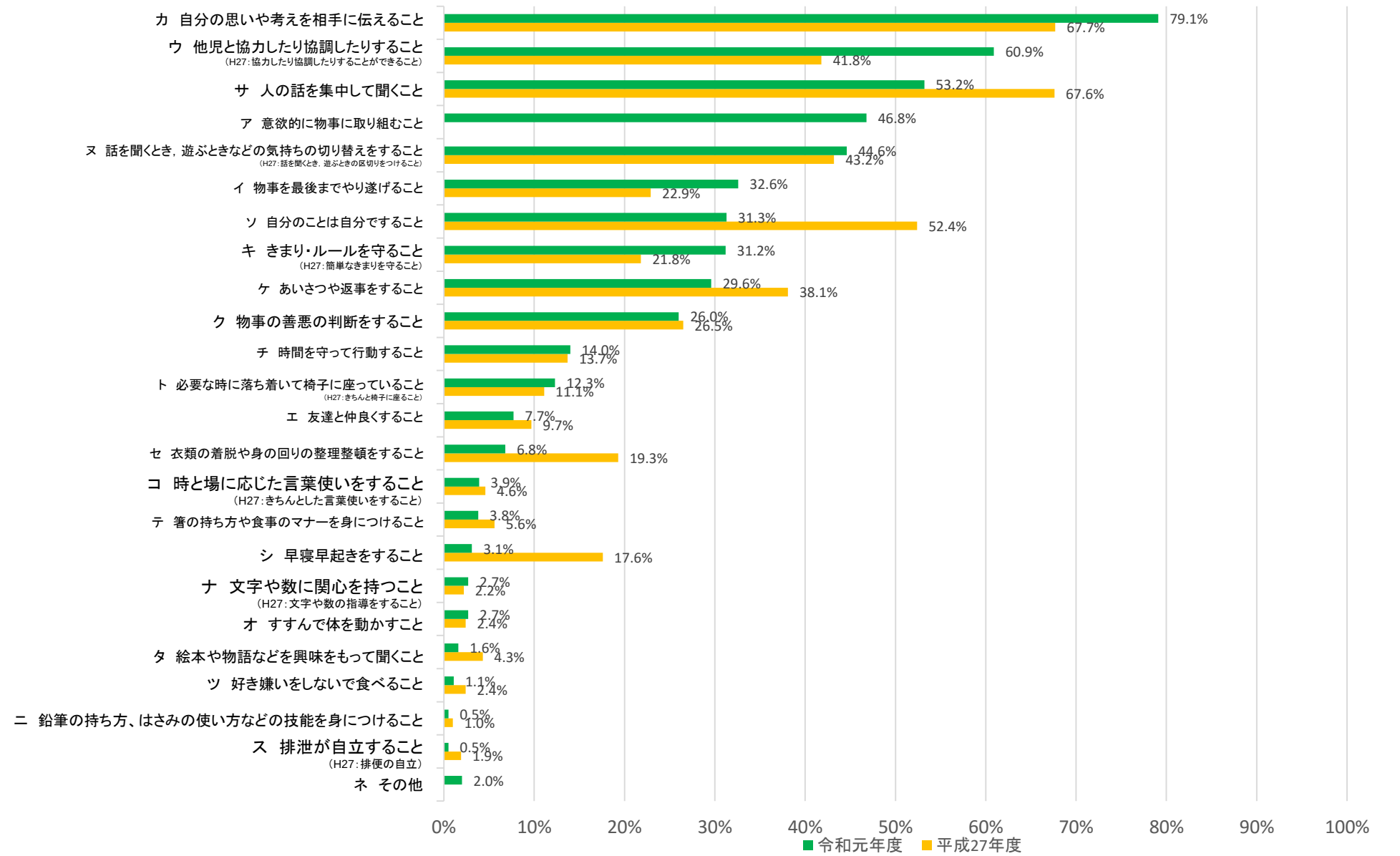
小学校への接続を意識して特に大切にしていること（回答：県内の幼稚園・保育所・認定こども園の園長・所長662人）

あなたの園・所では、年長児への教育・保育について、小学校への接続を意識して、どのようなことを大切にしていますか。
「ア」から「ネ」の項目の中から特にあてはまるものを5つまで選んで、○を記入してください。



小学校への接続を意識して特に大切にしていること（回答：県内の幼稚園・保育所・認定こども園の年長児担任640人）

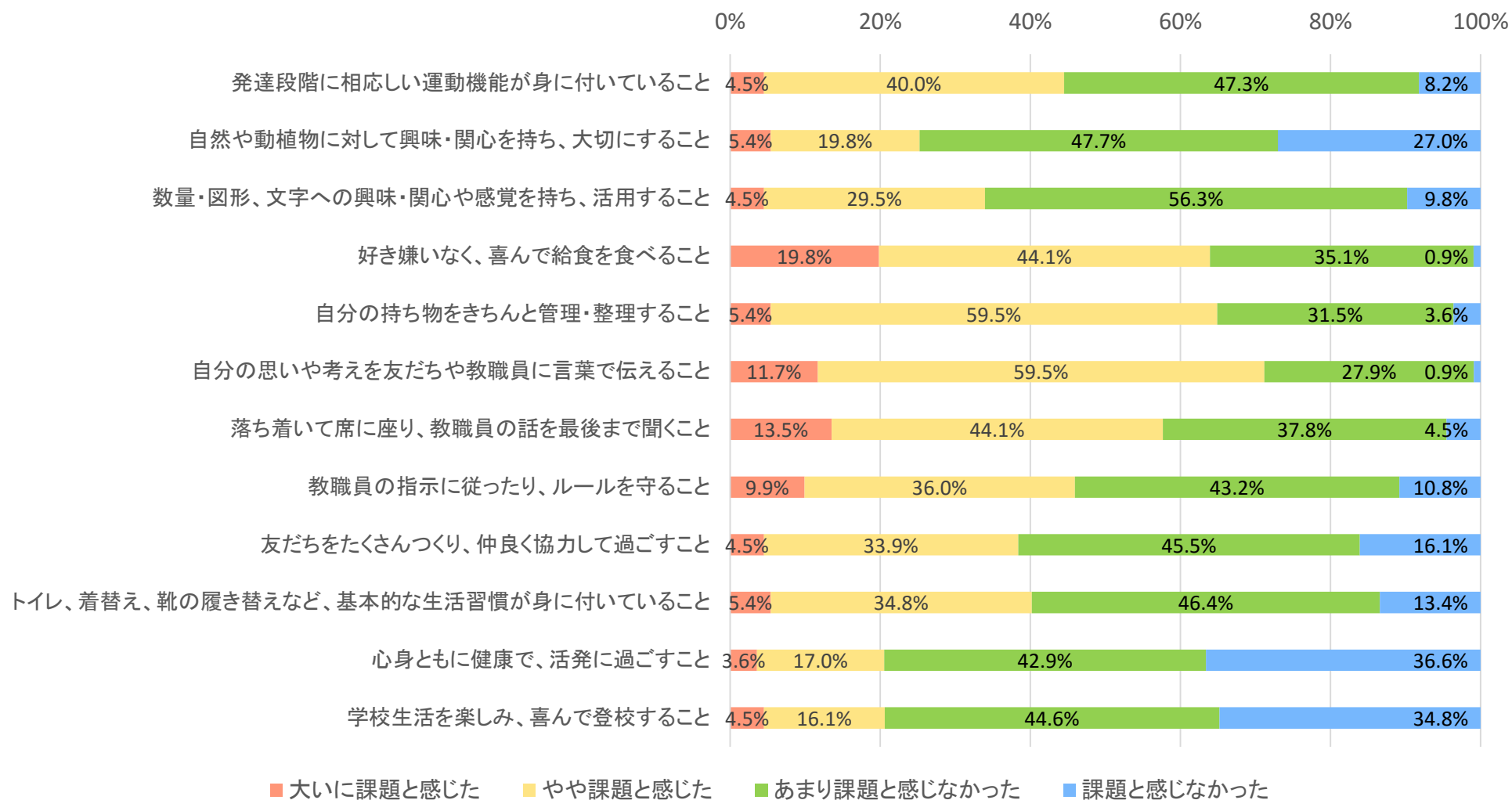
あなたの園・所では、年長児への教育・保育について、小学校への接続を意識して、どのようなことを大切にしていますか。「ア」から「ネ」の項目の中から特にあてはまるものを5つまで選んで、○を記入してください。



幼保から小学校への接続に向けた取組みについて(回答:市立小学校112校)

平成 28 年 4 月時点で、1 年生の学年全体として、入学した児童の様子で課題と感じたことはありますか。

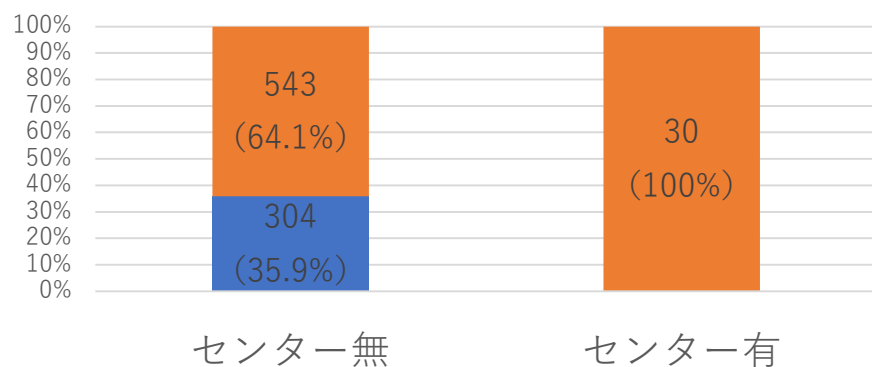
入学時点の児童に対する課題認識



幼児教育の推進体制

幼児教育センターの有無と幼保小連携（市町村）

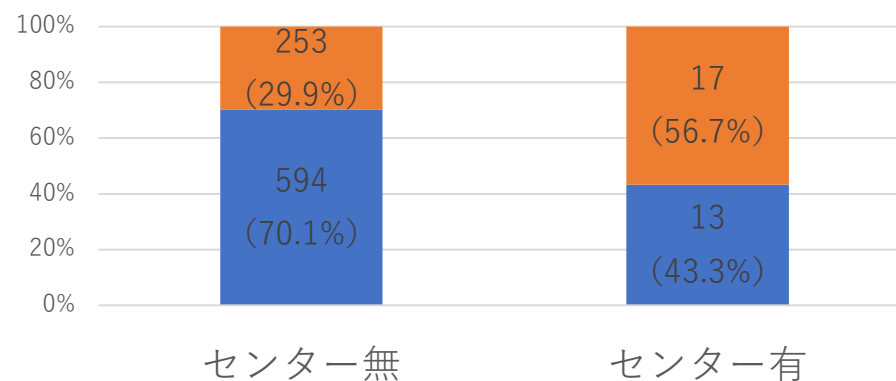
センターの有無と保育者間の
交流の機会



- 保育者間の交流の機会 有り
- 保育者間の交流の機会 無し

$p=0.000$ (0.1%水準で有意)

センターの有無と接続を見通した
教育課程の編成

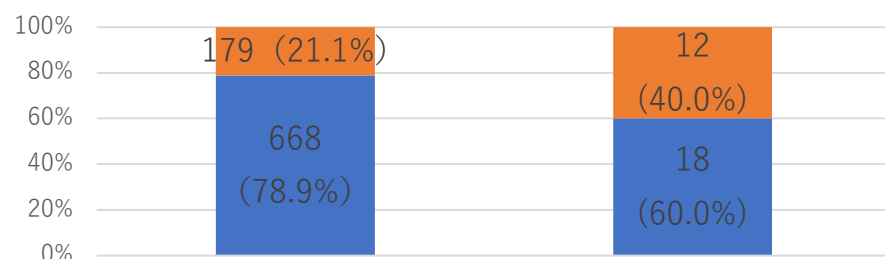


- 接続を見通した教育課程 有り
- 接続を見通した教育課程 無し

$p=0.002$ (1%水準で有意)

幼児教育センターの有無と幼保小連携（市町村）

センターの有無と幼児教育施設間の人事異動



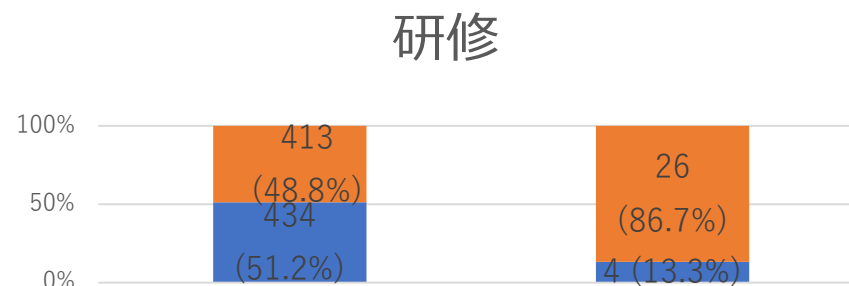
センター無し

センター有り

- 幼児教育施設間の人事異動 有り
- 幼児教育施設間の人事異動 無し

p=0.014 (5%水準で有意)

センターの有無と幼保小合同研修



センター無し

センター有り

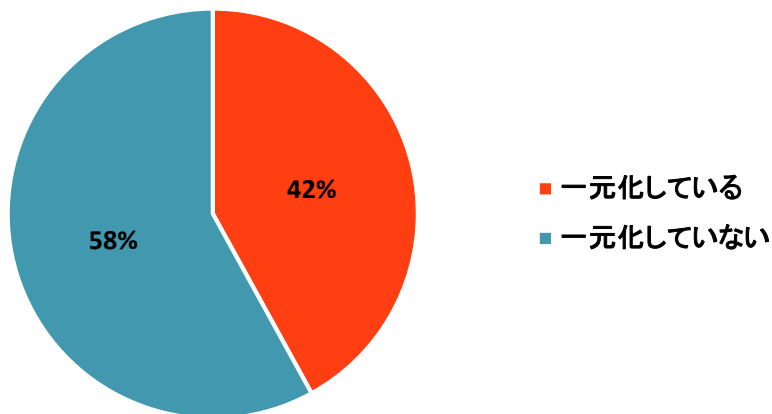
- 幼保小合同研修の実施 有り
- 幼保小合同研修の実施 無し

p=0.000 (0.1%水準で有意)

地方公共団体における幼児教育・保育の担当部局の一元化の状況

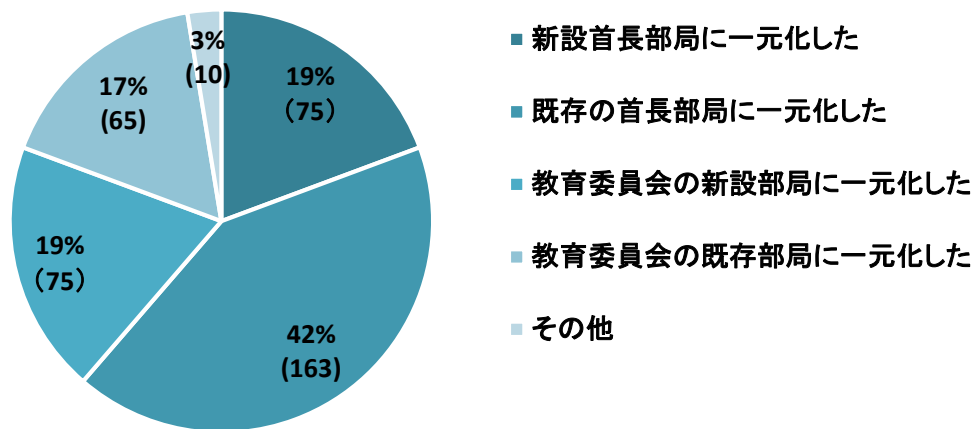
○ 地方公共団体の幼児教育・保育の担当部局の一元化は、近年増加傾向にあるものの、全体の約4割。

幼児教育・保育の担当部局の一元化



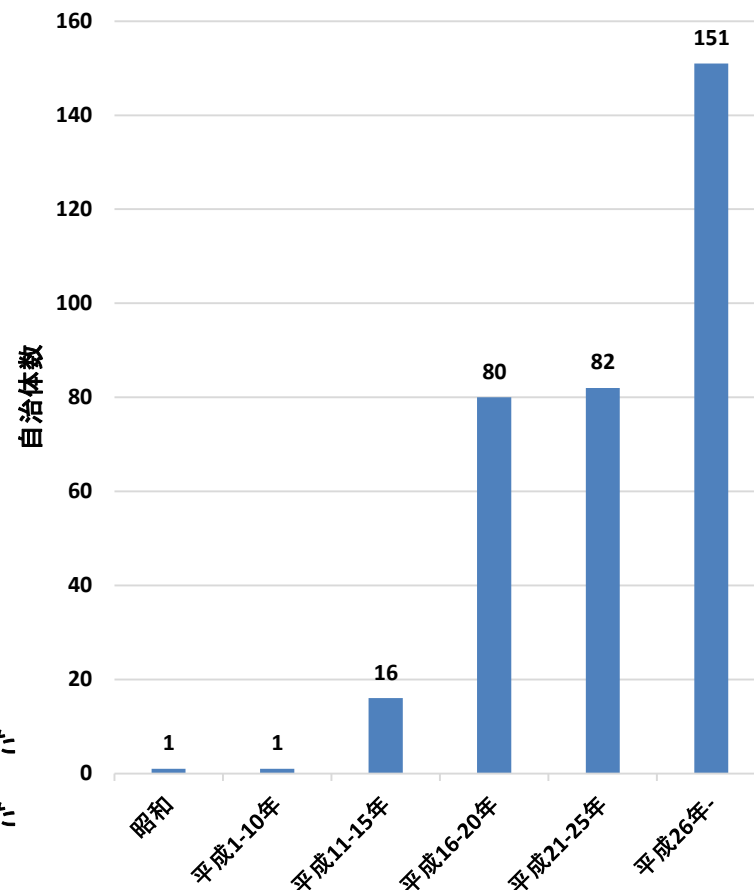
n=39
1

担当部局の一元化の方法



n=388

担当部局の一元化の時期



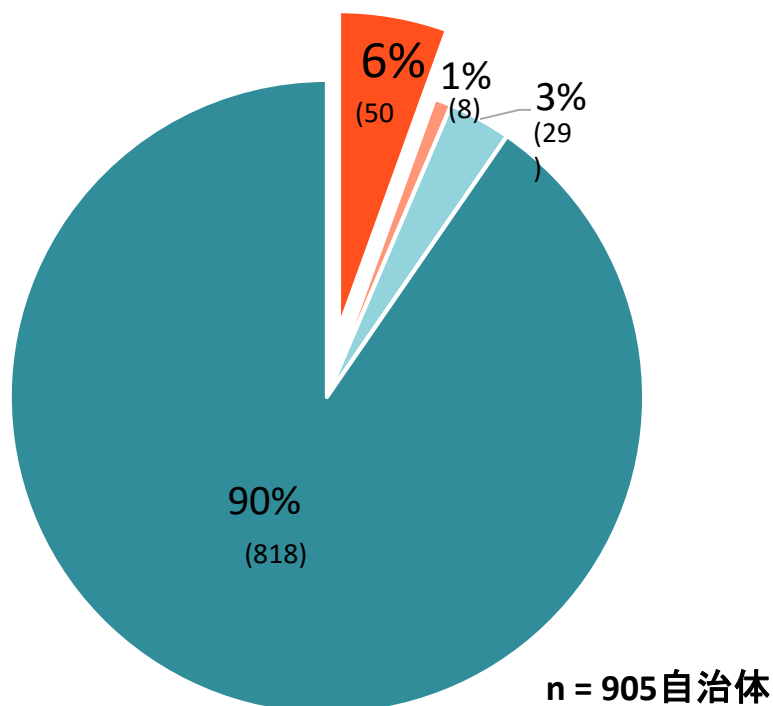
○ 全都道府県・市町村を対象に調査を実施。（平成30年7月時点）
 ○ 有効回答数：931自治体（回答率：52.2%）
 ○ 出典：平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業」実施に係る調査分析事業成果報告書（東京大学大学院教育学研究科付属発達保育実践政策学センター）

地方公共団体における幼児教育センターの状況

- **幼児教育センター**を設置している地方公共団体は、全体の**約6%**。うち、**約67%**が**教育委員会**に設置。

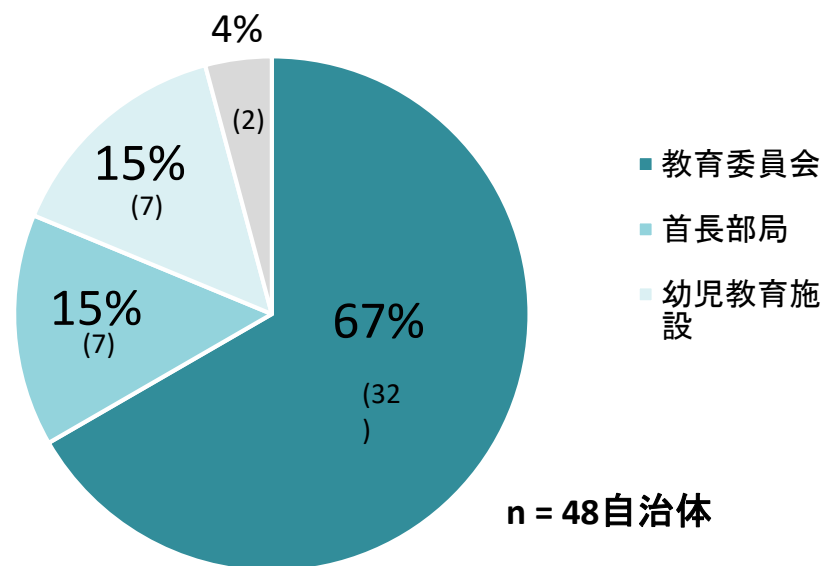
※「幼児教育センター」とは、都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市区町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。

幼児教育センターの設置状況



- 設置している
- センターの設立は決まっており、その準備を進めている
- センターの設立を検討中である
- センターの設置は予定していない

幼児教育センターの設置場所



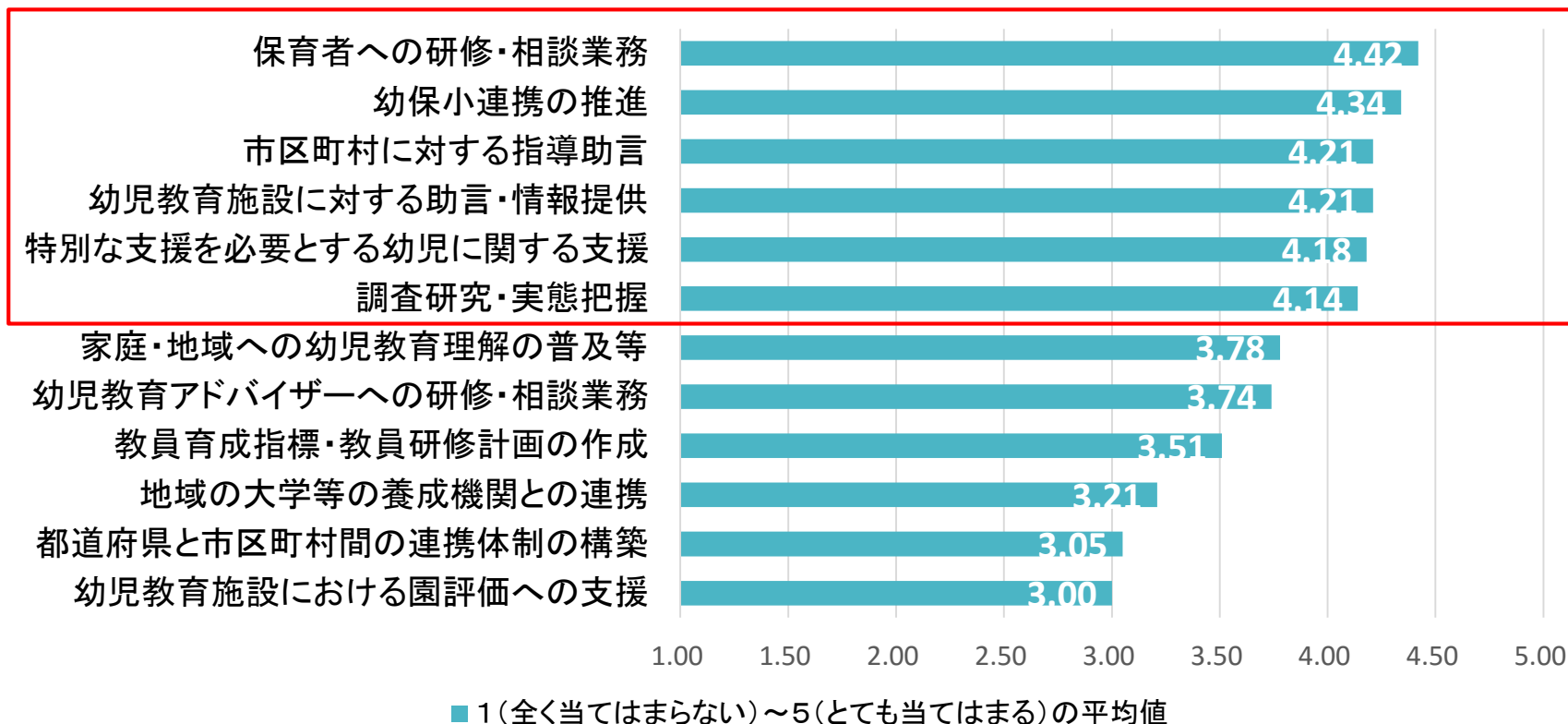
※ 未回答の自治体があるため、センターを設置する自治体数はグラフ間で一致しない。

- 全都道府県・市町村を対象に調査を実施。（平成30年7月時点）
- 有効回答数：931自治体（回答率：52%）
- 出典：平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）

幼児教育センター設置の成果

幼児教育センターは、保育者への研修・相談業務、幼保小連携の推進、市区町村や幼児教育施設に対する指導助言、特別な支援を必要とする幼児に関する支援などに機能している。

幼児教育センターを設置した成果についての自治体担当者の認識

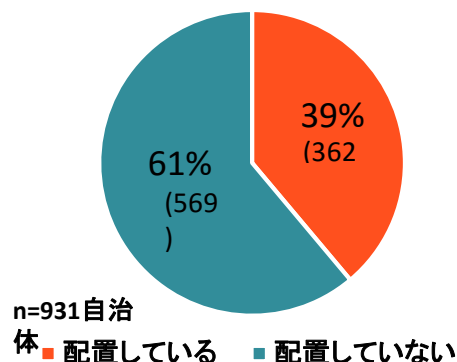


○全都道府県・市町村を対象に調査を実施。（平成30年7月時点）
○有効回答数：931自治体（回答率：52%）
○出典：平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書
（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）

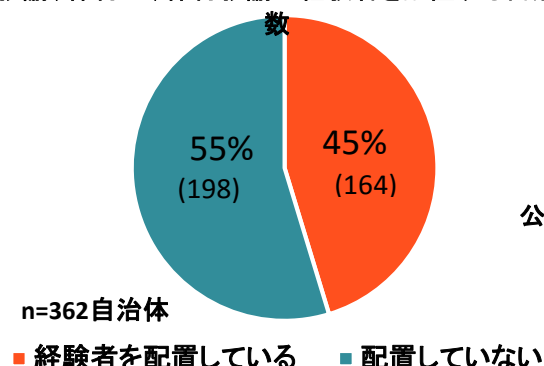
地方公共団体における幼児教育担当の指導主事、幼児教育アドバイザーの状況

- 幼児教育担当指導主事を配置している地方公共団体の割合は、全体の約39%。
- うち、幼稚園教諭、保育士、保育教諭（園長を含む。）の経験者を配置している地方公共団体は、約45%。

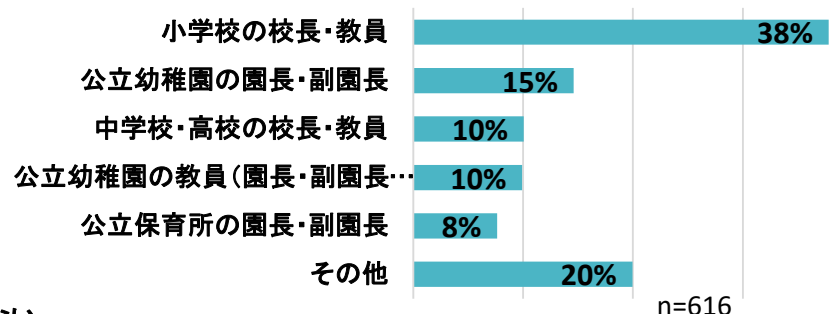
幼児教育担当指導主事の配置状況



幼児教育担当指導主事を配置する自治体のうち、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の経験者を配置する自治体



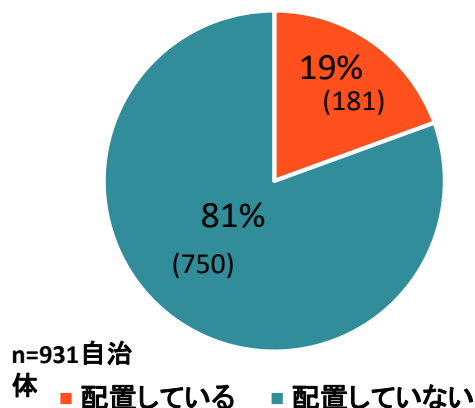
幼児教育担当主事の経歴(上位5つ)



幼児教育アドバイザーを配置している地方公共団体の割合は、全体の約19%。

※「幼児教育アドバイザー」とは、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

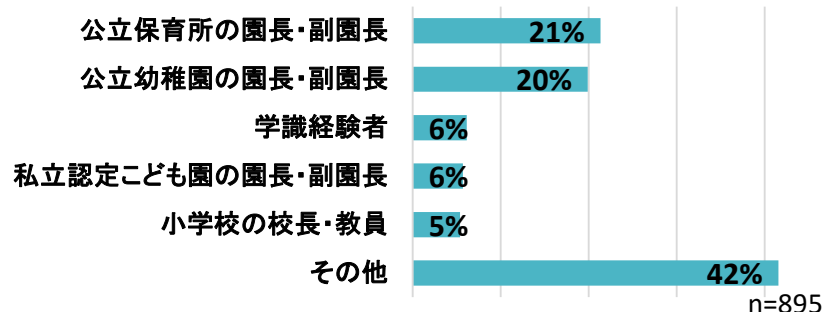
幼児教育アドバイザーの配置状況



常勤／非常勤別の配置状況

	常勤	非常勤
配置割合	10%	11%
自治体数	95	106

幼児教育アドバイザーの経歴(上位5つ)

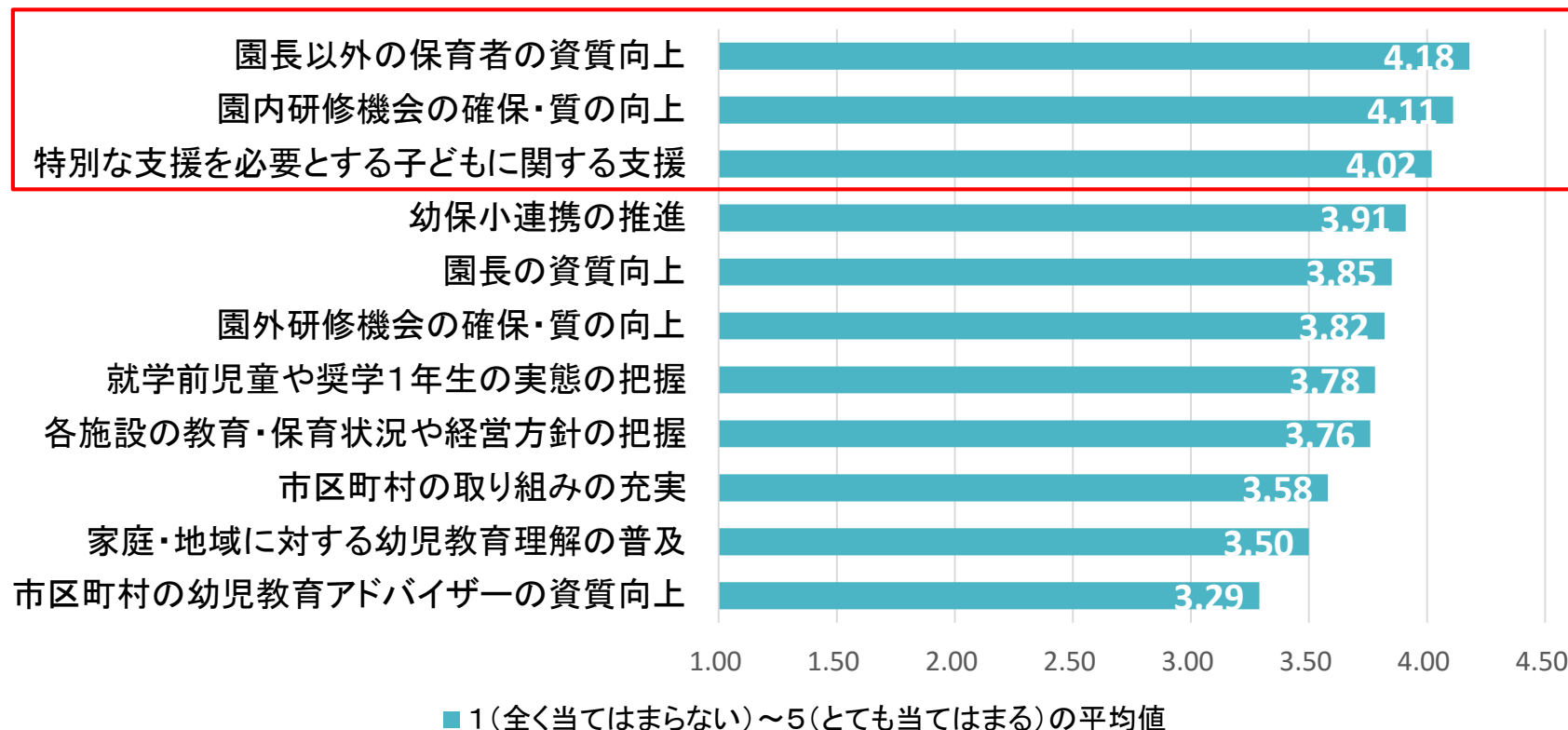


○全都道府県・市町村を対象に調査を実施。（平成30年7月時点）
 ○有効回答数：931自治体（回答率：52%）
 ○出典：平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）

幼児教育アドバイザー配置の成果

幼児教育アドバイザーは、保育者の資質向上、園内研修機会の確保・質の向上、特別な支援を必要とする子どもに関する支援などに機能している。

幼児教育アドバイザーを設置した成果についての自治体担当者の認識



○全都道府県・市町村を対象に調査を実施。（平成30年7月時点）
○有効回答数：931自治体（回答率：52%）
○出典：平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書
（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）

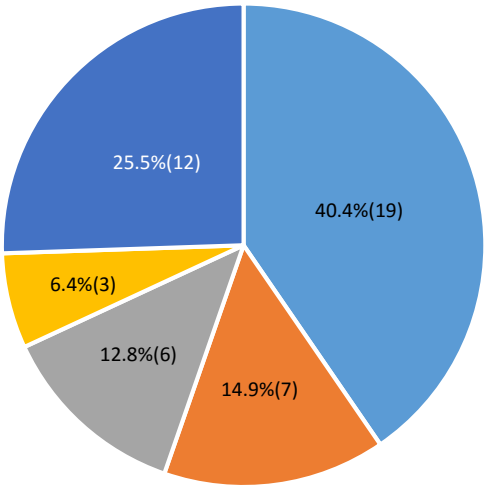
幼児教育センターの設置・幼児教育アドバイザーの配置状況

出典：文部科学省 令和元年度幼児教育実態調査

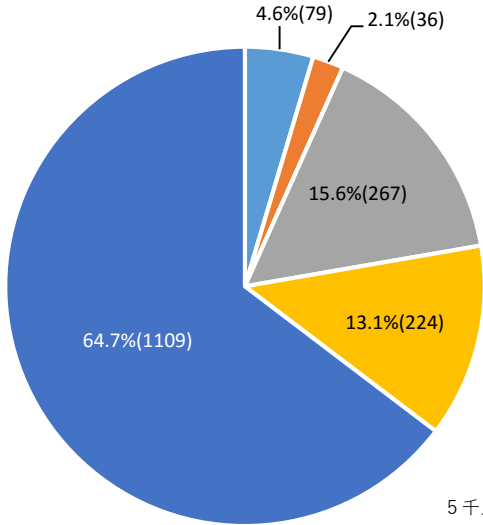
(1) 幼児教育センターの設置状況

- 幼児教育センターを既に設置している都道府県は19都道府県(40.4%)、市町村は79市町村(4.6%)ある。
- 市町村について人口規模別にみると、人口規模5万人以上の市町村のうち9.5%が幼児教育センターを設置している。

都 道 府 県



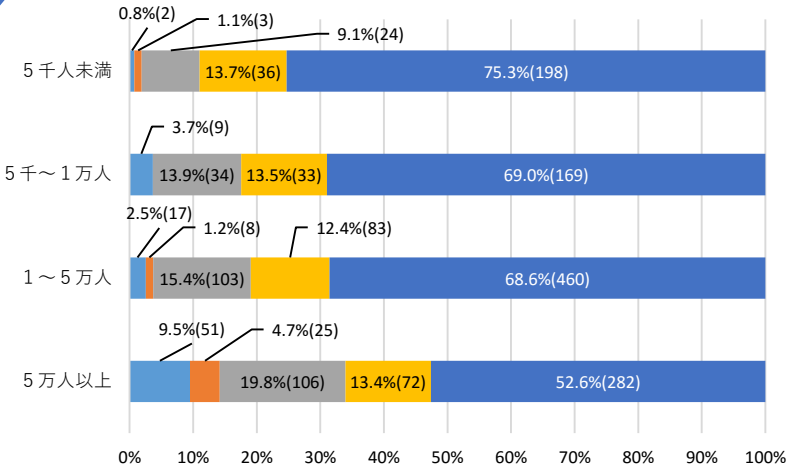
市 町 村



母数：47都道府県又は1,715市町村
()内は都道府県数又は市町村数

- 設置している
- 設置に向けた準備中又は検討中
- 組織としてセンターを設置する予定はないが、部署間の連携等により、センター機能を果たす体制の整備をしている
- 組織としてセンターを設置する予定はないが、部署間の連携等により、センター機能を果たす体制の整備に向けた準備又は検討中
- 組織としてセンターを設置する予定はなく、部署間の連携等により、センター機能を果たす体制の整備をする予定もない

(市町村の人口規模別)



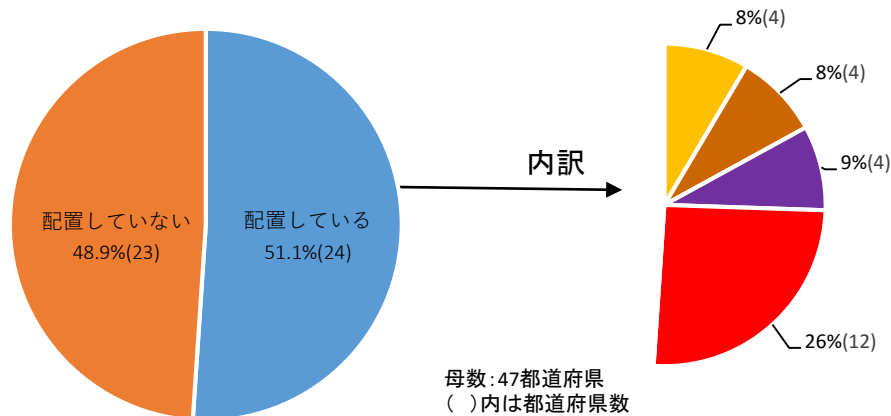
※ 幼児教育センター：幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修の機会の提供や幼児教育に関する研究成果の普及・啓発、各園等からの教育相談等を行う地域の拠点

(2) 幼児教育アドバイザーの配置状況

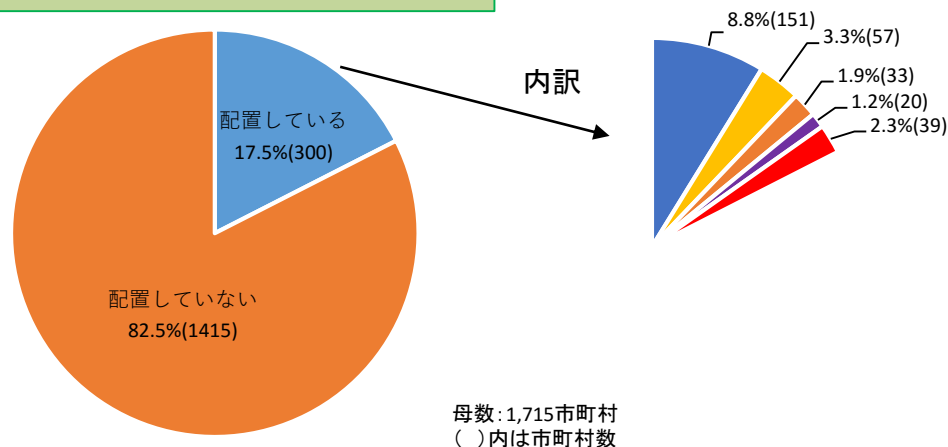
出典：文部科学省 令和元年度幼児教育実態調査

- 幼児教育アドバイザーを配置している都道府県は24都道府県(51.1%)、市町村は300市町村(17.5%)ある。
- 市町村について人口規模別にみると、人口規模5万人以上の市町村のうち29.1%が幼児教育アドバイザーを配置している。

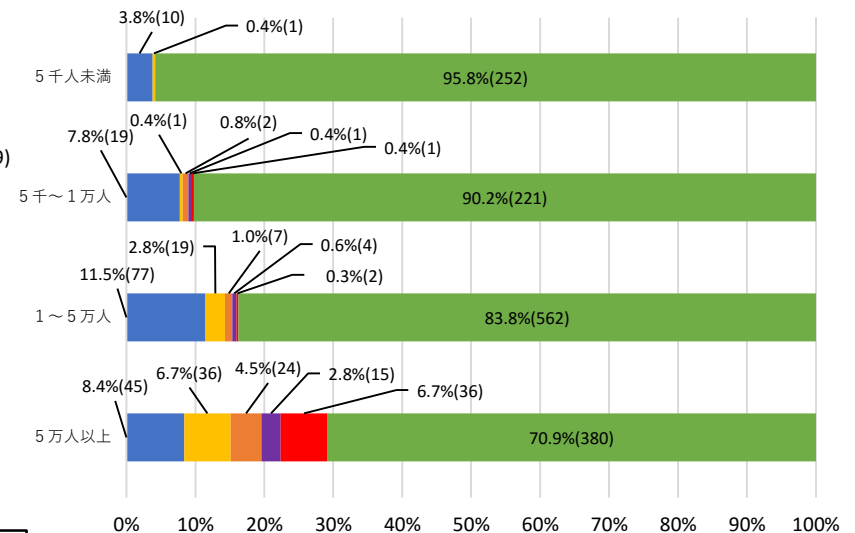
都 道 府 県



市 町 村



(市町村の人口規模別)



※ 幼児教育アドバイザー：幼稚園・保育所・認定こども園を巡回し、園の教育内容や指導方法、指導環境の改善について助言等を行う者

小学校教育との円滑な接続に向けた幼児教育推進体制の充実について

幼児教育推進体制の取組

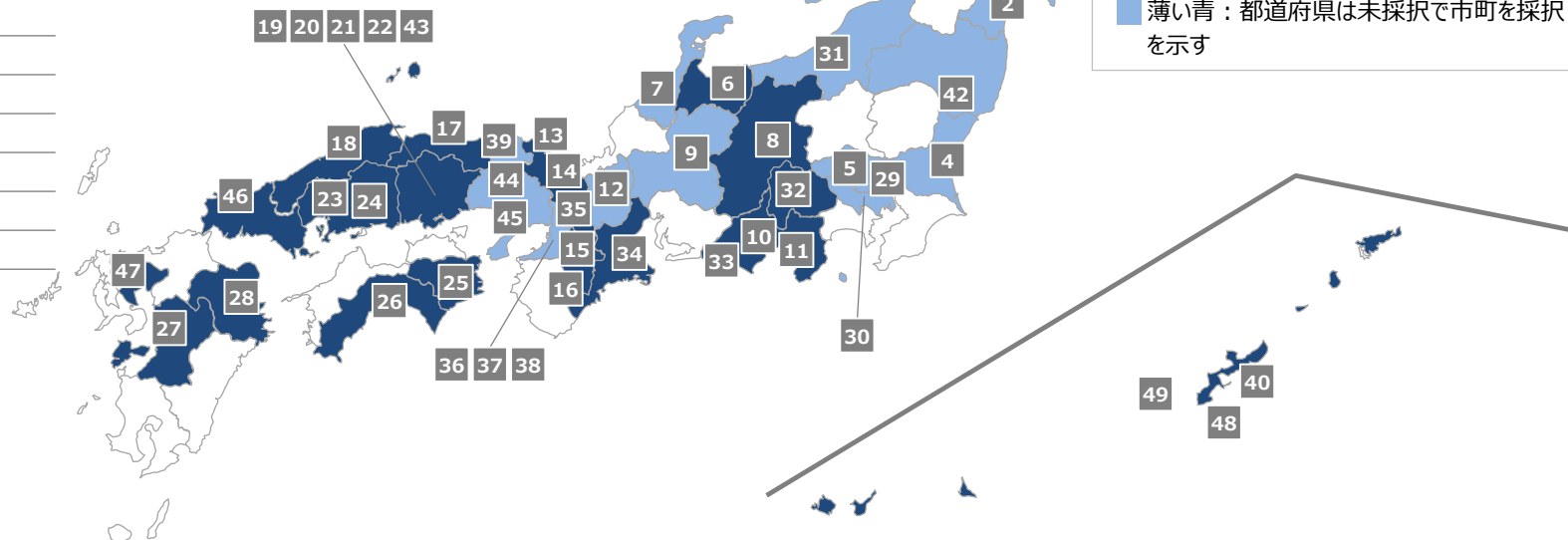


幼児教育アドバイザーの
配置・育成 保健、福祉等の
専門職との連携

- ・幼児教育センターの設置
- ・公私施設類型問わない幼児教育支援体制
- ・小学校教育との連携体制

小学校教育との円滑な接続に向けて、幼児教育の質向上を担う地方公共団体の体制充実

令和元年度採択	令和2年度採択
1 北海道	29 草加市
2 気仙沼市	30 八王子市
3 秋田県	31 聖籠町
4 鹿嶋市	32 山梨県
5 さいたま市	33 袋井市
6 富山県	34 三重県
7 金沢市	35 京都府
8 長野県	36 大阪市
9 岐阜市	37 堺市
10 静岡県	38 八尾市
11 函南町	39 伊丹市
12 東近江市	40 沖縄県
13 舞鶴市	
14 京丹波町	令和3年度採択
15 奈良県	41 八戸市
16 奈良市	42 須賀川市
17 鳥取県	43 新見市
18 島根県	44 西脇市
19 岡山県	45 加西市
20 玉野市	46 山口県
21 高梁市	47 佐賀県
22 美作市	48 糸満市
23 広島県	49 豊見城市
24 広島市	
25 徳島県	
26 高知県	
27 熊本県	
28 大分県	



幼児教育推進体制・活用強化事業の主な成果

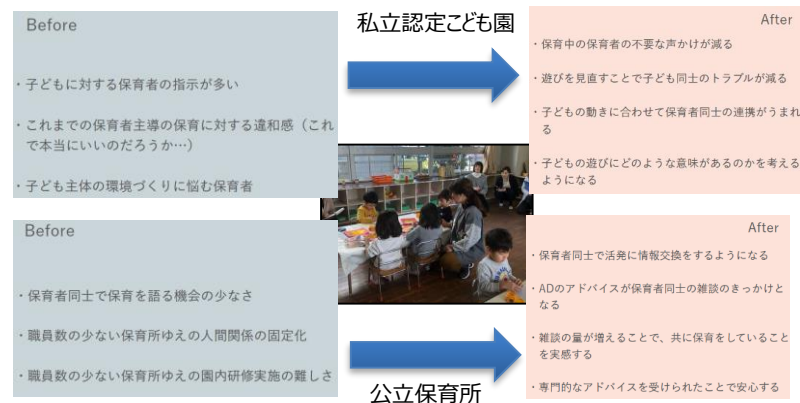
○幼保小連携の取組の充実・深化



教委主催の園小連携協議会で、小学校区単位（小1担任と幼保の園年長担任）でグループを作り、カリキュラム等の打合せ・協議の例（写真左）など管理職のみならず**担任レベルでも具体的な連携が促進**。幼小両免許を持つ教員が幼稚園側、小学校側双方に配置されている例もある。

○園種問わない幼児教育の質向上

幼稚園のみならず、**公私立の認定こども園や保育所も含めた園種問わない幼児教育の質向上の取組促進**



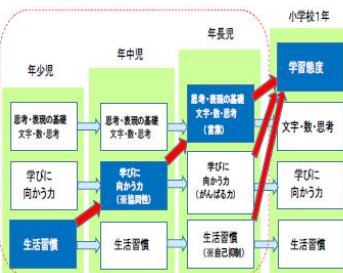
○小学校教育との接続を見据えた幼児期の教育の研究推進

小学校教育との接続も見据え、教委が主導した**園種問わない幼児教育施設を活用した幼児期の教育の研究推進**、域内幼児教育施設への普及。

○0歳からの学びの研究（園環境を活用した新たな生活や遊びの創造（市教委））



○幼小中一貫教育の取組の推進（市教委）



幼保小接続（学園共有）
保幼こども園、小中教員、保護者との連携
※中学校区内の公私立幼保こども園、小中学校を学園という。

思考・表現の基礎（文字・数・思考）
思考力の芽生え、数量や図形、標識や文字などへの関心
学びに向かう力
好奇心、協同性、考えを伝える力、がんばる力など
生活習慣
自立心、道徳性・規範意識の芽生え、健康な体、社会生活との関わりなど

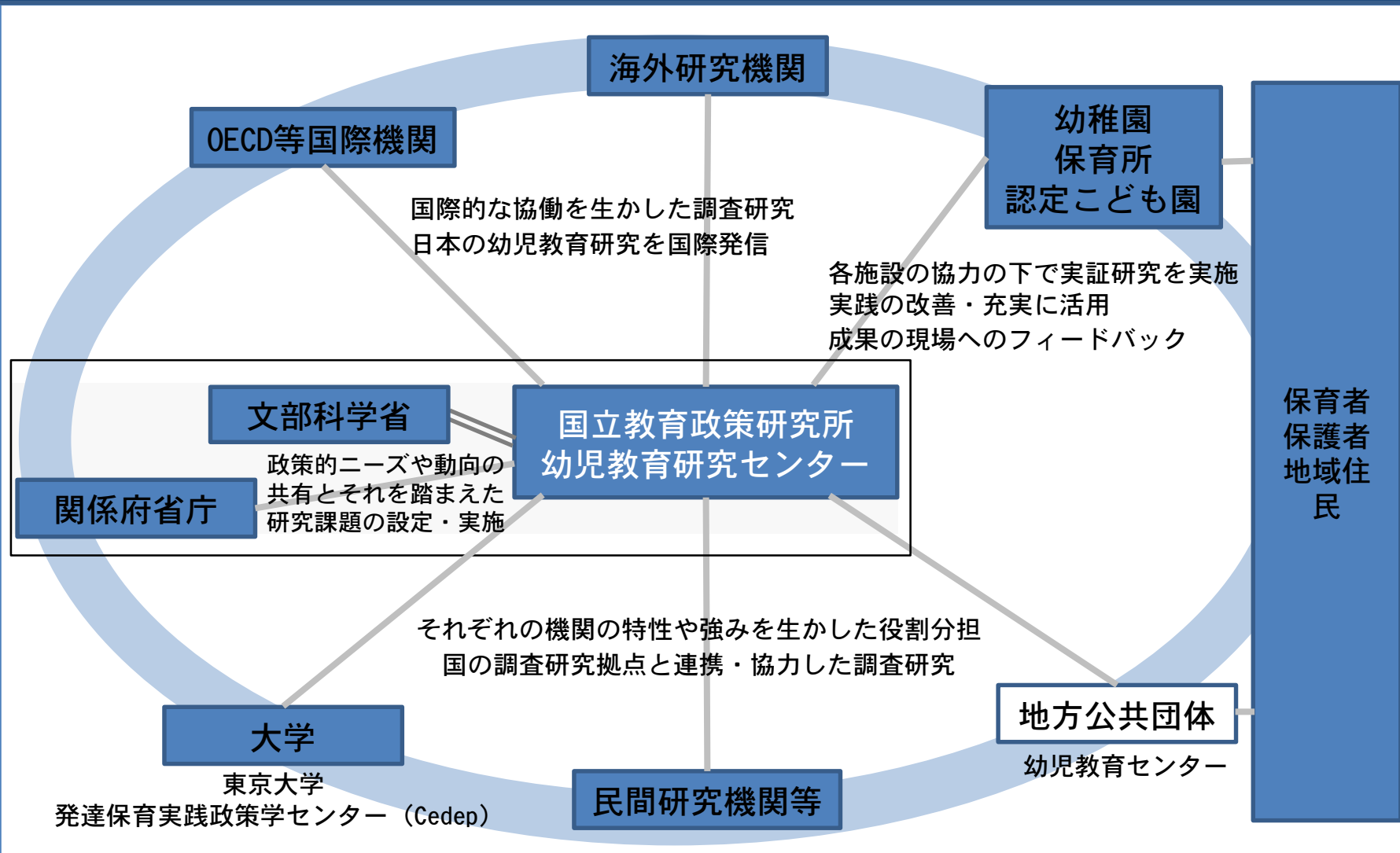


学園推進委員会を定期的に実施

○上記のほか、特別支援教育や要保護児童等に関する幼児教育施設と小学校との円滑な連携の取組例が見られる。

国立教育政策研究所 幼児教育研究センターについて

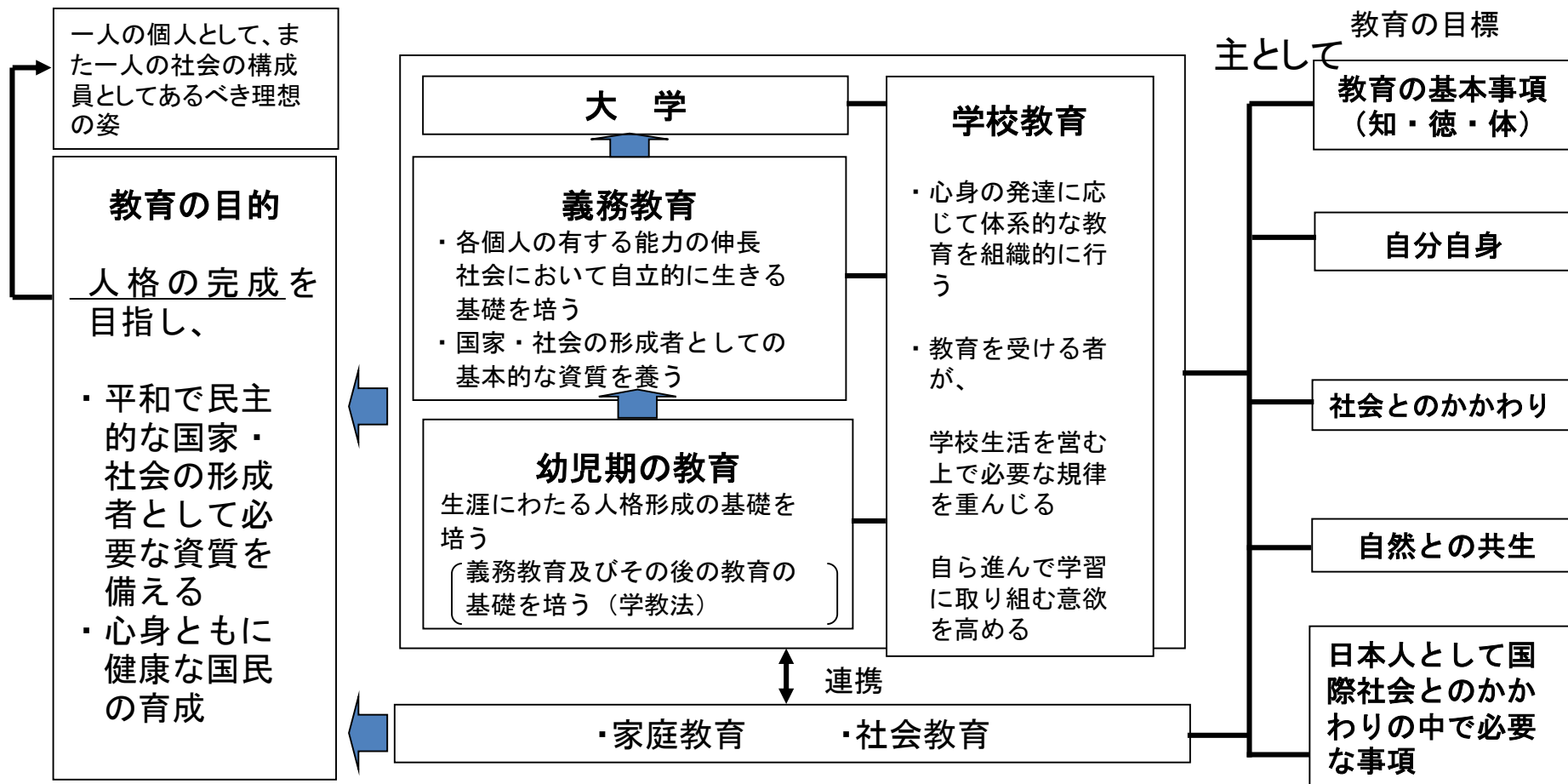
国の調査研究拠点を核とした研究ネットワークの構築イメージ



幼児教育の質に係る法令等

教育基本法の体系

- ・教育の中で必要となる事項は主として、教育の基本事項（知・徳・体）、自分自身、社会とのかかわり、自然との共生、日本人として国際社会とのかかわりの中で必要な事項からなる。
- ・学校は、幼児期から大学までこれらの教育を体系的かつ組織的に行うもの。

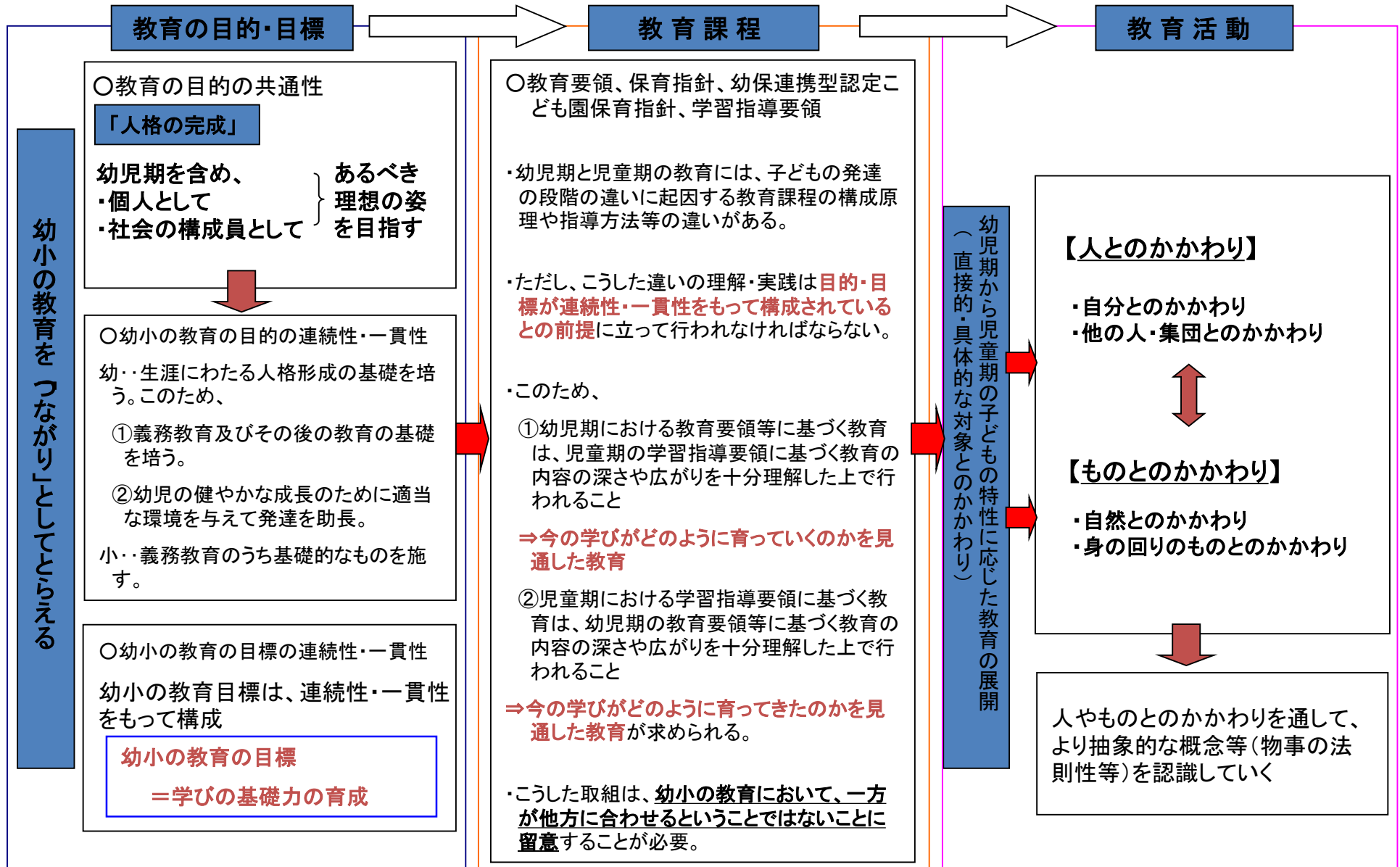


※「幼児期の教育」・・・当該教育のうち、幼稚園担当部分（保育所、認定こども園の教育機能部分を含む）として使用。それ以外の教育は家庭教育、社会教育に含む。

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」

平成22年11月11日幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議 より

幼児期から児童期にかけての教育の構造等



※「教育の目的・目標」→「教育課程」→「教育活動」という流れに加え、実際には「教育活動」から「教育課程」を見直すといった流れもある。

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」

平成22年11月11日幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議 より作成

各要領・指針の変遷

時期	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
昭和23年3月		保育要領（文部省刊行）※	
25年9月			保育所運営要領（厚生省編集）
27年3月			保育指針（厚生省編集）
31年2月		幼稚園教育要領（文部省編集）	
(幼) 39年3月 (保) 40年8月		幼稚園教育要領（文部省告示）	保育所保育指針（厚生省編集）
(幼)平成元年3月 (保) 2年3月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・環境を通して行うものであることを「幼稚園教育の基本」として明示 ・6領域を5領域に再編成し整理 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項を記載。 ・6領域を5領域に再編成し整理 など
(幼) 10年12月 (保) 11年10月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化 ・「生きる力の基礎を育てる」ことの記述 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・地域子育て支援の役割を明記 ・「生きる力の基礎を育てる」ことを記述 など
20 年 3月	平成27年の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて策定	20年3月28日同日に告示・平成21年4月1日実施 幼稚園教育要領（文部科学省告示） ・幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実 ・いわゆる預かり保育及び子育ての支援の基本的な考え方を記述 など	20年3月28日同日に告示・平成21年4月1日実施 保育所保育指針（厚労省告示） ・保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化 など
26 年 4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	29年3月31日同日に告示・平成30年4月1日実施 ＜内容について一層の整合性を図っている＞	
29年 3月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	幼稚園教育要領（文部科学省告示）	保育所保育指針（厚労省告示）

※国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引（手引書性格の試案）

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」検討経緯

平成22年11月 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（調査研究協力者会議報告）

幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿（参考例）を提言

平成26年11月 幼～高の教育課程の基準等の在り方について中央教育審議会に諮問

平成27年 8 月 幼～高の教育課程の基準等の在り方について中央教育審議会が論点整理を公表

（1）各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

①幼児教育

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、義務教育及びその後の教育の基礎となるものとして、幼児に育成すべき資質・能力を育む観点から、教育目標・内容と指導方法、評価の在り方を一体として検討する必要がある。
- 具体的には、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、また、幼児期において、探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ等のいわゆる非認知的能力を育むことがその後の学びと関わる重要な点であると指摘されていることを踏まえ、小学校の各教科等における教育の単純な前倒しにならないよう留意しつつ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化を図ることや、幼児教育にふさわしい評価の在り方を検討するなど、幼児教育の特性等に配慮しながらその内容の改善・充実が求められる。

平成27年12月 社会保障審議会保育専門委員会の設置

平成28 年 6 月 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会の設置

平成28年12月 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」

社会保障審議会「保育所保育指針の改訂に関する議論の取りまとめ」

平成29年3月 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領告示

幼稚園の目的・目標に係る学校教育法の規定

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抜粋）

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

幼稚園教育要領について

概要

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

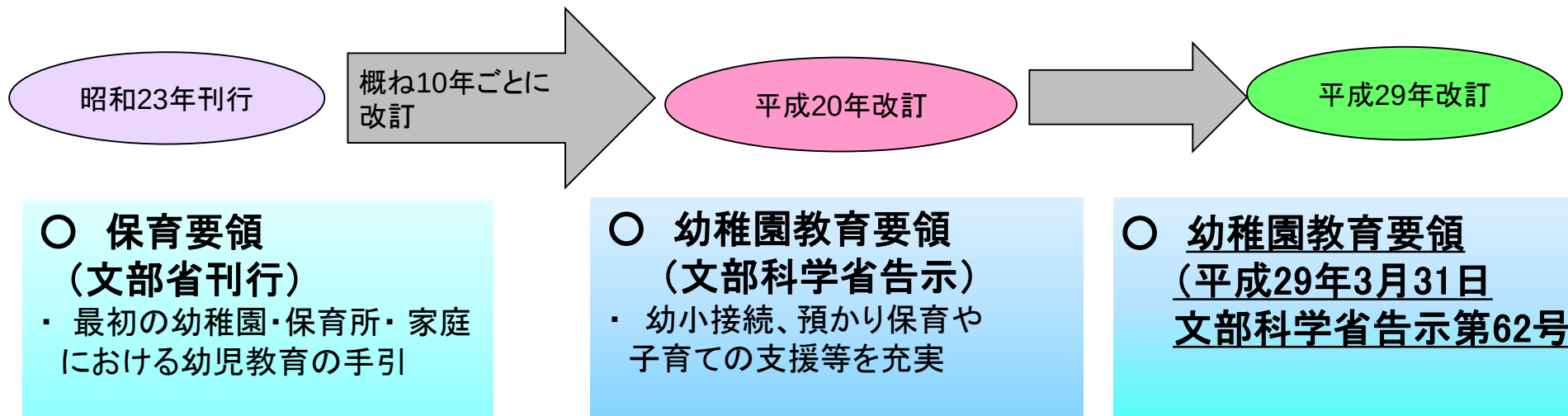
根拠規定

○学校教育法

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

○学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。



保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用)

第1章 総則

- 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
- 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

- 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、認定こども園法（第10条）に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準として定めるものであり、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保や、小学校との円滑な接続に配慮しなければならない。
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない（認定こども園法第6条）。



- ◆ 幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定にあわせ、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」を設置し、審議のまとめを踏まえ改訂。

（平成29年3月 内閣府・文科省・厚労省共同告示、平成30年4月実施（※幼稚園教育要領、保育所保育指針も同日の告示・実施）

基本的な考え方

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性
 - ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
 - ・ 修了時までには育ってほしい具体的な姿「幼児期のおわりまでに育ってほしい姿」の明確化 ※小学校との接続
 - ・ 園児の理解に基づいた評価の実施
 - ・ 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
 - ・ 満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
 - ・ 満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
 - ・ 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実
- 認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実
 - ・ 教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
 - ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
 - ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
 - ・ 子育ての支援等における認定こども園の役割や配慮等の充実

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

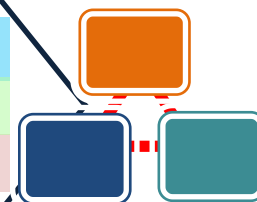
生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については、些末な事実に知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

初任者研修の概要

1. 目的: 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を修得させる
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者: 任命権者(都道府県及び指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
4. 根拠法: 教育公務員特例法第23条(平成元年から実施)
5. 研修内容: 実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した目安>

I. 校内研修

時間数: 週10時間以上、年間300時間以上
指導教員を中心とする指導及び助言

II. 校外研修

日数: 年間25日間以上

- ①教育センター等における講義、演習
- ②企業・福祉施設等での体験
- ③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修
- ④宿泊研修

○幼稚園の教諭等に対する初任者研修等の特例

※実施者: 任命権者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)

※根拠法: 教育公務員特例法附則第5条

※研修内容: 実施者が定める

<文部科学省が教育委員会に示した目安>

I. 園内研修

園内において、研修指導員による指導及び
助言による研修を実施する。
研修日数: 年間10日間

II. 園外研修

教育センター等において、講義、演習等による研修
を実施するとともに、宿泊研修を行う。
研修日数: 年間10日間(うち宿泊研修4泊5日程度)

初任者研修の実施状況(令和元年度)

出典:文部科学省 初任者研修実施状況(令和元年度)調査結果

※調査対象:125都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

○研修対象者数

幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む):1,083人 幼保連携型認定こども園:960人

小学校:16,586人 中学校:8,048人 高等学校:4,289人 特別支援学校:2,982人

合計33,948人

○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

【初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間】

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7. 5時間	7. 5時間	7. 7時間	7. 8時間

【初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数】

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
16. 9日	16. 9日	17. 3日	17. 0日

【幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。)及び幼保連携型認定こども園に係る研修の年間実施日数】

	幼稚園	幼保連携型認定こども園
校内研修(平均)	9. 6日	10. 0日
校外研修(平均)	8. 9日	8. 6日

中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的: 学校運営の円滑な実施において中核的役割を果たすための資質の向上を図る
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等
(指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定)
※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標
※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画
3. 実施者: 任命権者(都道府県及び指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
※幼稚園については、任命権者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)
4. 根拠法: 教育公務員特例法第24条(平成29年から実施)
5. 研修内容: 実施者が定める

<10年経験者研修について文部科学省が教育委員会に示した目安>

I. 長期休業期間等の研修

日数: 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所: 教育センター等

講師: ベテラン教員、指導主事

内容: 教科指導、生徒指導等に関する研修

II. 課業期間の研修

日数: 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所: 主として学校内

指導助言: 校長、教頭、教務主任等

内容: 授業研究、教材研究等

中堅教諭等資質向上研修の実施状況(令和元年度)

出典:文部科学省 中堅教諭等資質向上研修実施状況(令和元年度)調査結果
※調査対象:125都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

○研修対象者数

幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む):583人 幼保連携型認定こども園:318人 小学校:14,207人
中学校:8,065人 高等学校:4,739人 特別支援学校:2,667人 合計30,579人

○研修内容

教科指導、教育課程の編成、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育、男女共同参画、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

【研修の実施時期の設定方法】

単年で設定した教職経験年数の者を対象として実施	複数年で設定した教職経験年数の者のうちから希望等に応じて実施
62.4%	44.0%

【研修の対象となる教職経験年数(単年及び複数年設定を合わせた数)】

	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
8年目	13教委(27.1%)	6自治体(18.8%)	21教委(16.8%)	21教委(16.8%)	10教委(13.9%)	12教委(18.5%)
9年目	14(29.2%)	7(21.9%)	31(24.8%)	31(24.8%)	18(25.0%)	16(24.6%)
10年目	21(43.8%)	10(31.3%)	52(41.6%)	53(42.4%)	32(44.4%)	26(40.0%)
11年目	29(60.4%)	22(68.8%)	78(62.4%)	78(62.4%)	45(62.5%)	40(61.5%)
12年目	11(22.9%)	7(21.9%)	18(14.4%)	20(16.0%)	9(12.5%)	8(12.3%)

【研修の年間実施日数(平均)】

幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
13.3日	12.4日	21.5日	21.5日	21.3日	20.6日

幼稚園教諭等への研修の実施状況

都道府県・指定都市が行う幼稚園教諭等を対象とした研修の状況

- 公立幼稚園の教諭等(教諭、助教諭、講師)に対する新規採用教員研修を実施した(公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対する新規採用教員研修と合同実施された場合も含む。)都道府県・指定都市は、67団体中61団体あった。そのうち、90.2%(55団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。
なお、平均研修日数は下表のとおり。

公立幼稚園教諭に対する新規採用教員研修の実施要項等で示されている研修日数(研修を実施した都道府県・指定都市の平均)

	H19年度	H21年度	H23年度	H25年度	H27年度	H30年度
園内	10.2日	9.8日	9.7日	9.4日	8.7日	9.4日
園外	10.3日	9.5日	9.6日	9.4日	8.9日	9.0日

- 公立幼稚園の教諭等(教諭、助教諭、講師)に対する中堅教諭等資質向上研修(※)を実施した(公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対する中堅教諭等資質向上研修と合同実施された場合も含む。)都道府県・指定都市は、67団体中56団体あった。そのうち、87.5%(49団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。
※ 中堅教諭等資質向上研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第87号)により、10年経験者研修が平成29年度から改められたもの。
- 園長への研修を実施した都道府県・指定都市は67団体中48団体であり、そのうち83.3%(40団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。
- 上記以外の研修を実施した都道府県・指定都市は67団体中58団体であり、そのうち96.6%(56団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。

※ 文部科学省「令和元年度幼児教育実態調査」より

保護者及び幼児の現状

2. 調査の目的

これからの保育・幼児教育において、「非認知能力」を含む乳幼児期の多様な心の育ちをどのように支えることができるのか検討するための根拠となる材料（エビデンス）を広く社会で共有するために、乳幼児期（0～6歳）のお子さんを持つ保護者の取り組みの実態について把握すること

3. 調査の方法

【時期】 2020年9月～11月

【対象】 0歳～6歳の未就学のお子さんを持つ保護者

【手続き】 Googleフォームを利用したWeb調査形式による質問紙調査

- ①機縁法による回答依頼と②（株）クラウドワークスが提供するクラウドソーシングサービスを利用した回答依頼を行い、得られた回答は計1,769件（機縁法による回答753件／クラウドソーシングによる回答1,016件）でした
- 収集された回答のうち、全ての回答が同一であるなど重複送信されたと判断されたもの（計79件）と「0～6歳の未就学のお子さん」について回答していないもの（計7件）を除外し、1,683件の回答を集計対象としました

7.5.1. 18の資質・能力の中で特に大切にしたい力【上位5つ】

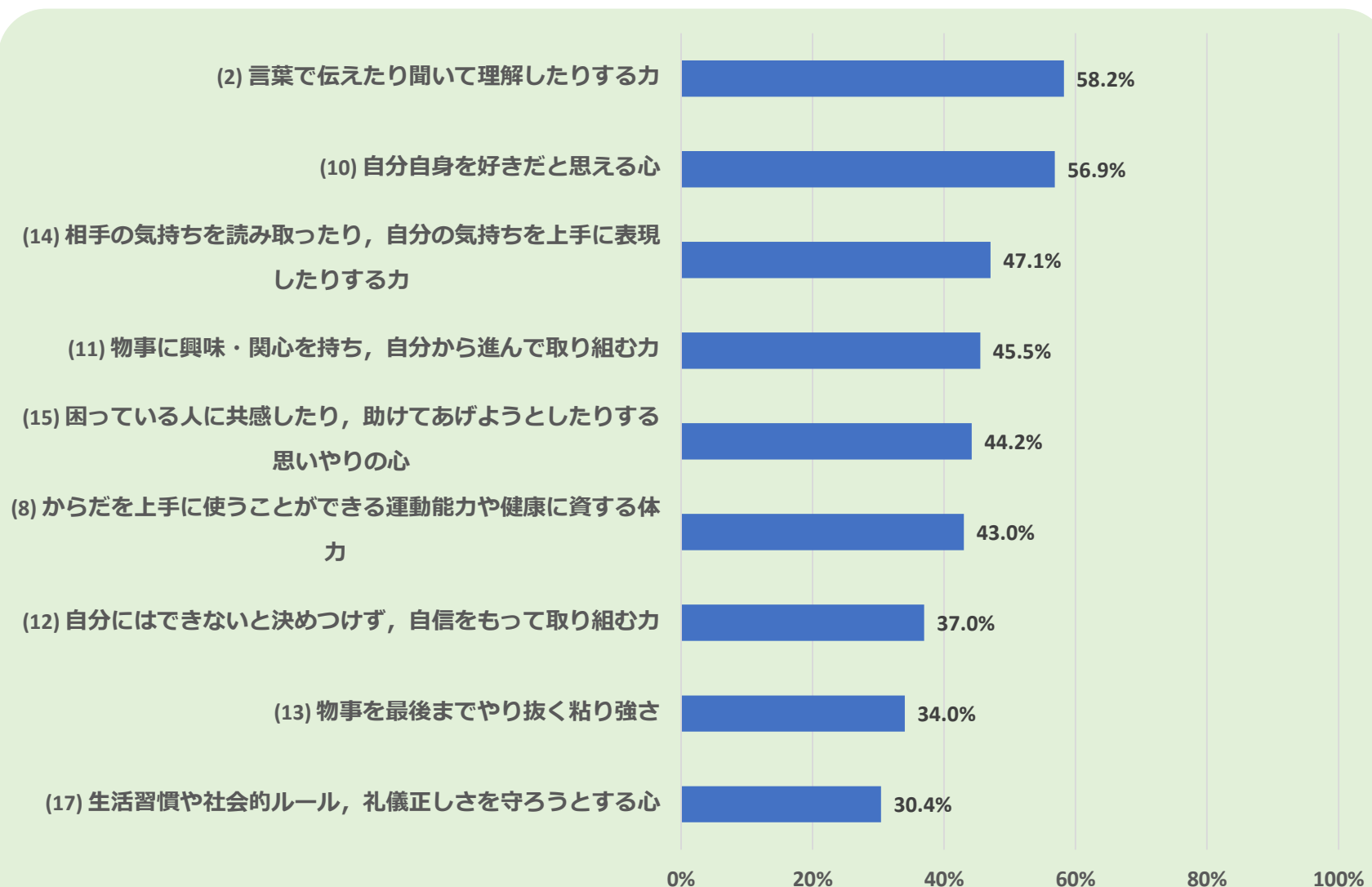


図 26-1. 18の資質・能力の中で特に大切にしたい力(選択率(%))

注)すべての回答者への質問(N=1,683)

7.5.1. 18の資質・能力の中で特に大切にしたい力【上位5つ】

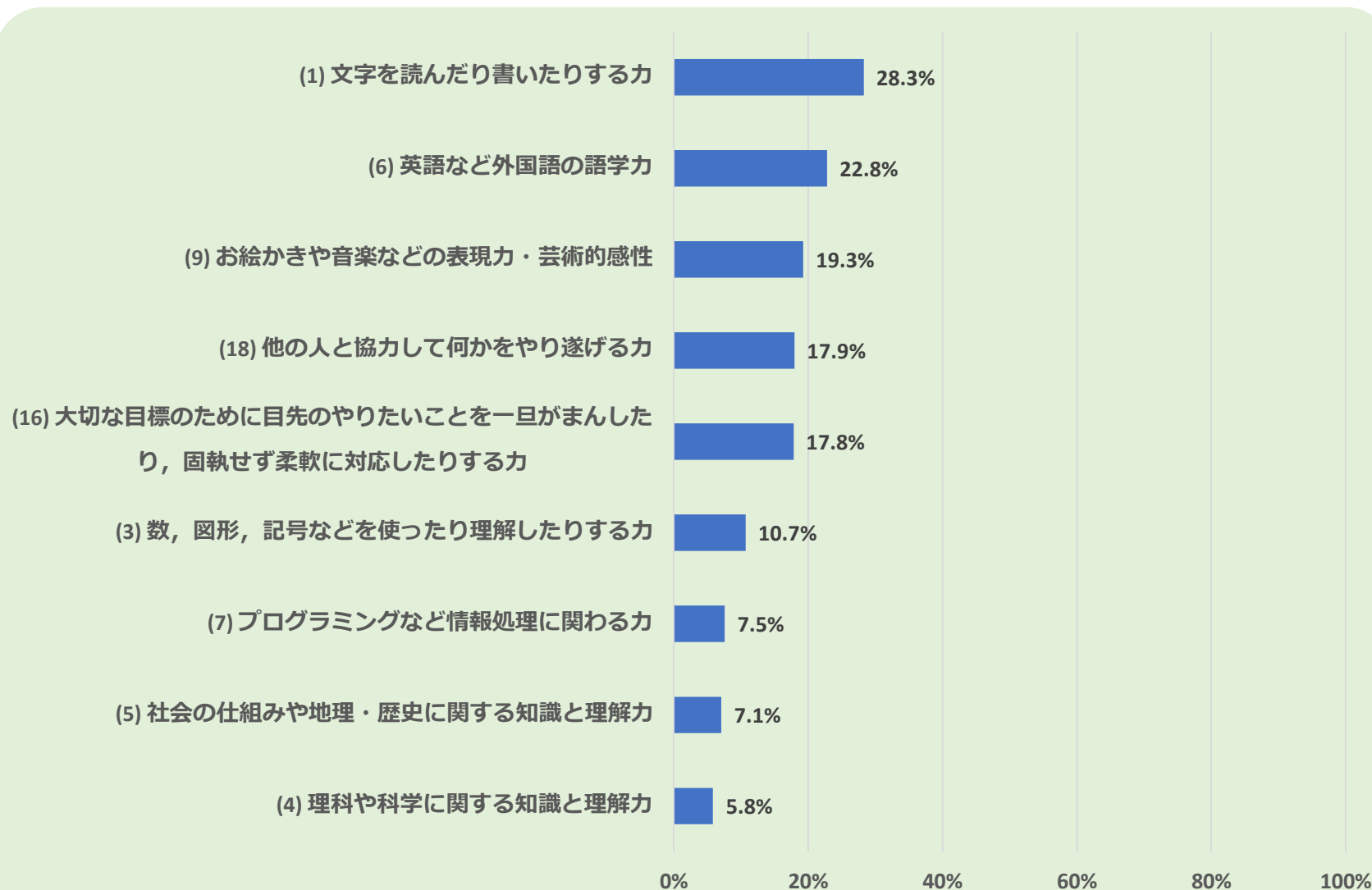


図 26-2. 18の資質・能力の中で特に大切にしたい力(選択率(%))

注)すべての回答者への質問(N=1,683)

7.5.2. 「認知能力」と関連する7つの資質・能力の中で特に大切にしたい力【上位3つ】

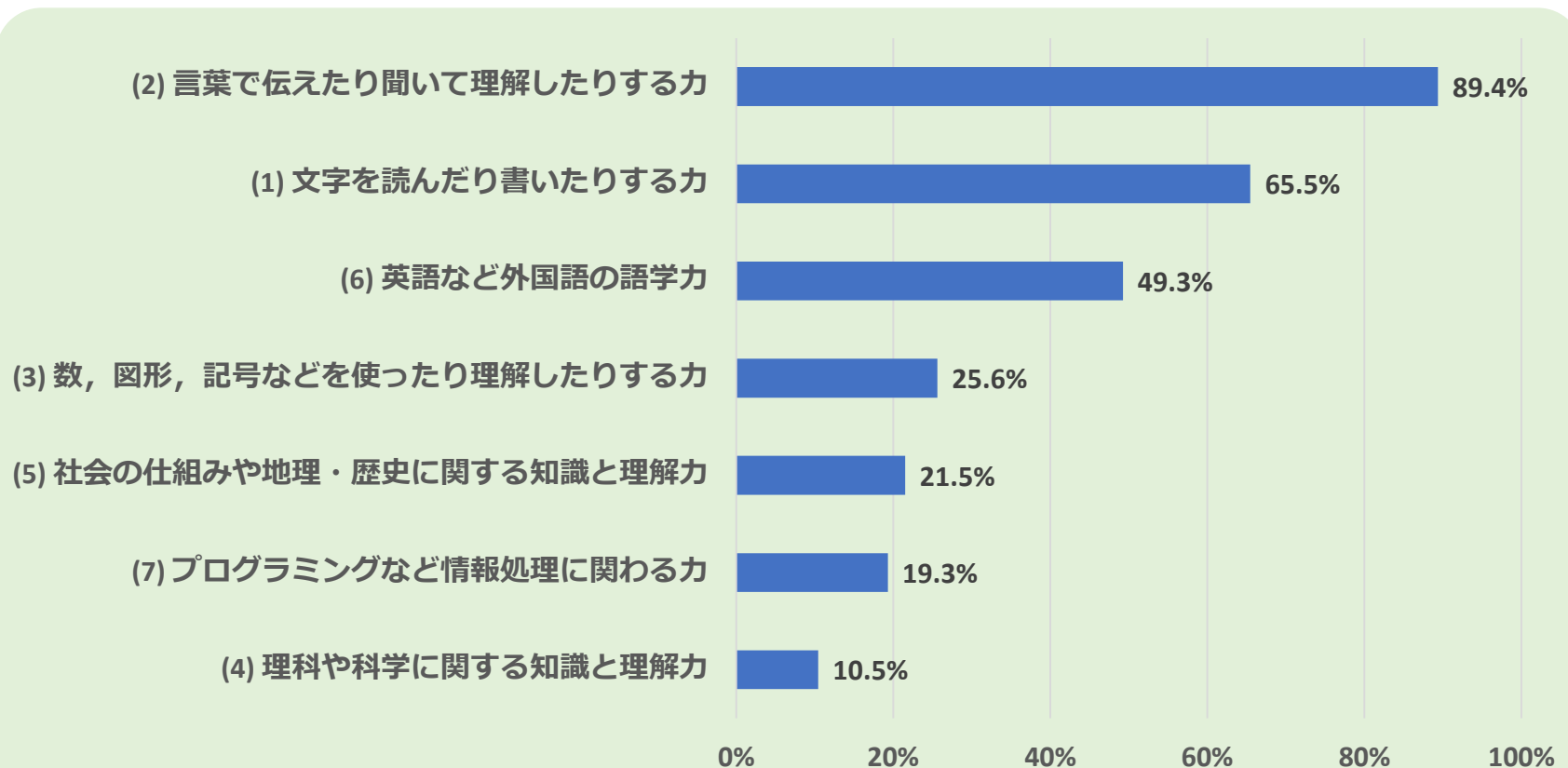


図 34. 「認知能力」と関連する7つの資質・能力の中で特に大切にしたい力（選択率(%)）

注)すべての回答者への質問(N=1,683)

「認知能力」と関連する7つの資質・能力の中で特に大切にしたい力として選択した人の割合が多いのは、順に1番目「言葉で伝えたり聞いて理解したりする力」（89.4%）／2番目「文字を読んだり書いたりする力」（65.5%）／3番目「英語など外国語の語学力」（49.3%）でした

7.5.3. 「非認知能力」と関連する9つの資質・能力の中で特に大切にしたい力【上位3つ】

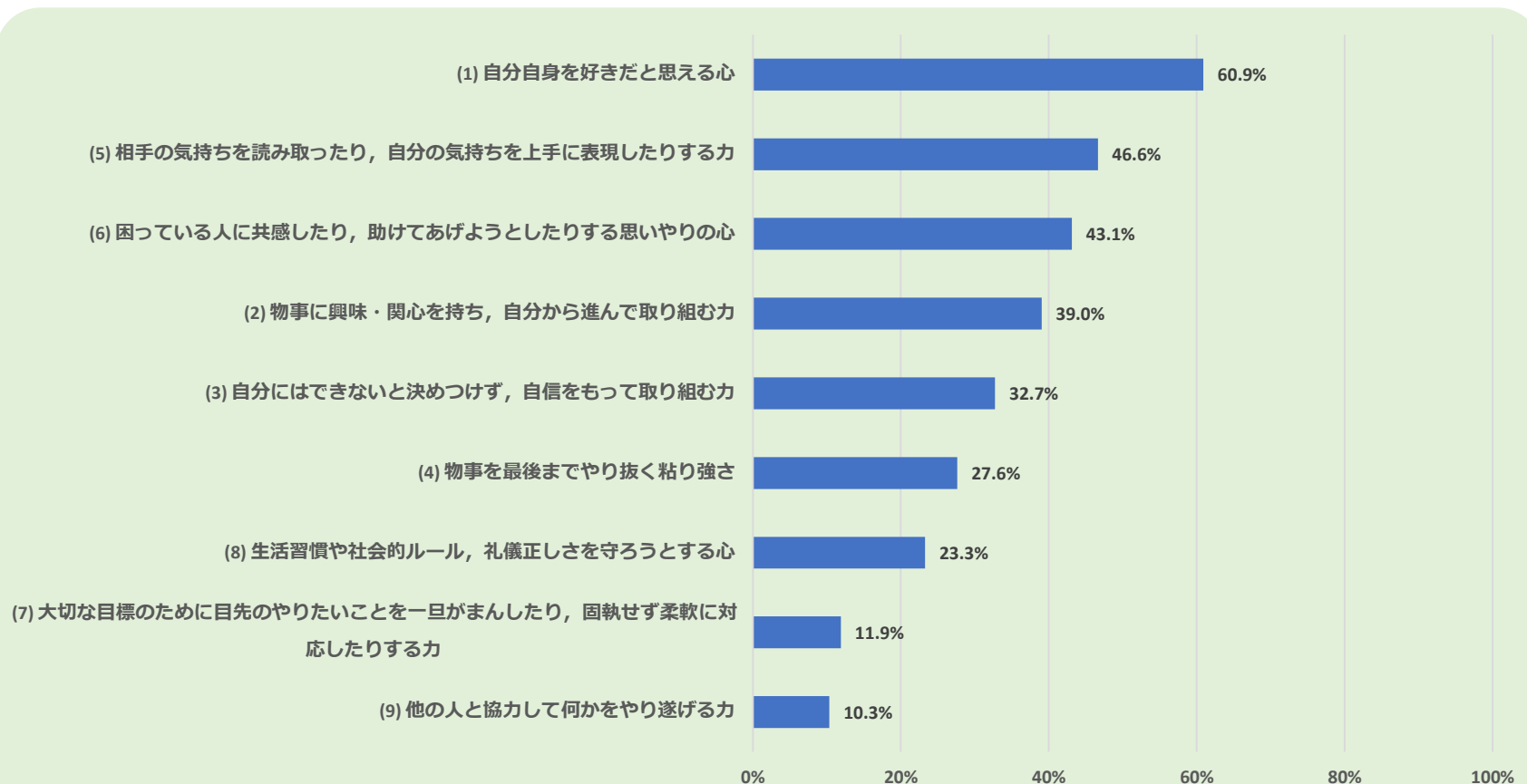


図 42. 「非認知能力」と関連する9つの資質・能力の中で特に大切にしたい力（選択率(%)）

注) すべての回答者への質問(N=1,683)

「非認知能力」と関連する資質・能力の中で特に大切にしたい力として選択した人の割合が多いのは、順に1番目「自分自身を好きだと思える心」（60.9%）／2番目「相手の気持ちを読み取ったり, 自分の気持ちを上手に表現したりする力」（46.6%）／3番目「困っている人に共感したり, 助けてあげようとしたりする思いやりの心」（43.1%）でした

2. 調査の目的

これからの保育・幼児教育において、「非認知能力」を含む乳幼児期の多様な心の育ちをどのように支えることができるのか検討するための根拠となる材料（エビデンス）を広く社会で共有するために、乳幼児期（0～6歳）の子どもの保育・幼児教育に携わる園（施設）の運営者、園・施設長、保育士・教諭の意識や考え、取り組みの実態について把握すること

3. 調査の方法

【時期】 2020年9月～11月

【対象】 保育・幼児教育に携わる園（施設）の運営者、園長・施設長、保育士・教諭、職員

【手続き】 Googleフォームを利用したWeb調査形式による質問紙調査

- ・ 機縁法による回答の依頼を行い、得られた回答は計409件でした
- ・ 本報告書では、収集された409件の回答全てを集計対象としました

※回答者の所属する園（施設）の特定や紐付けは行なっておりませんので、同一園（施設）に複数の回答者が所属しているという可能性に留意してください

7.6.1. 18の資質・能力の中で特に大切にしたい力【上位5つ】

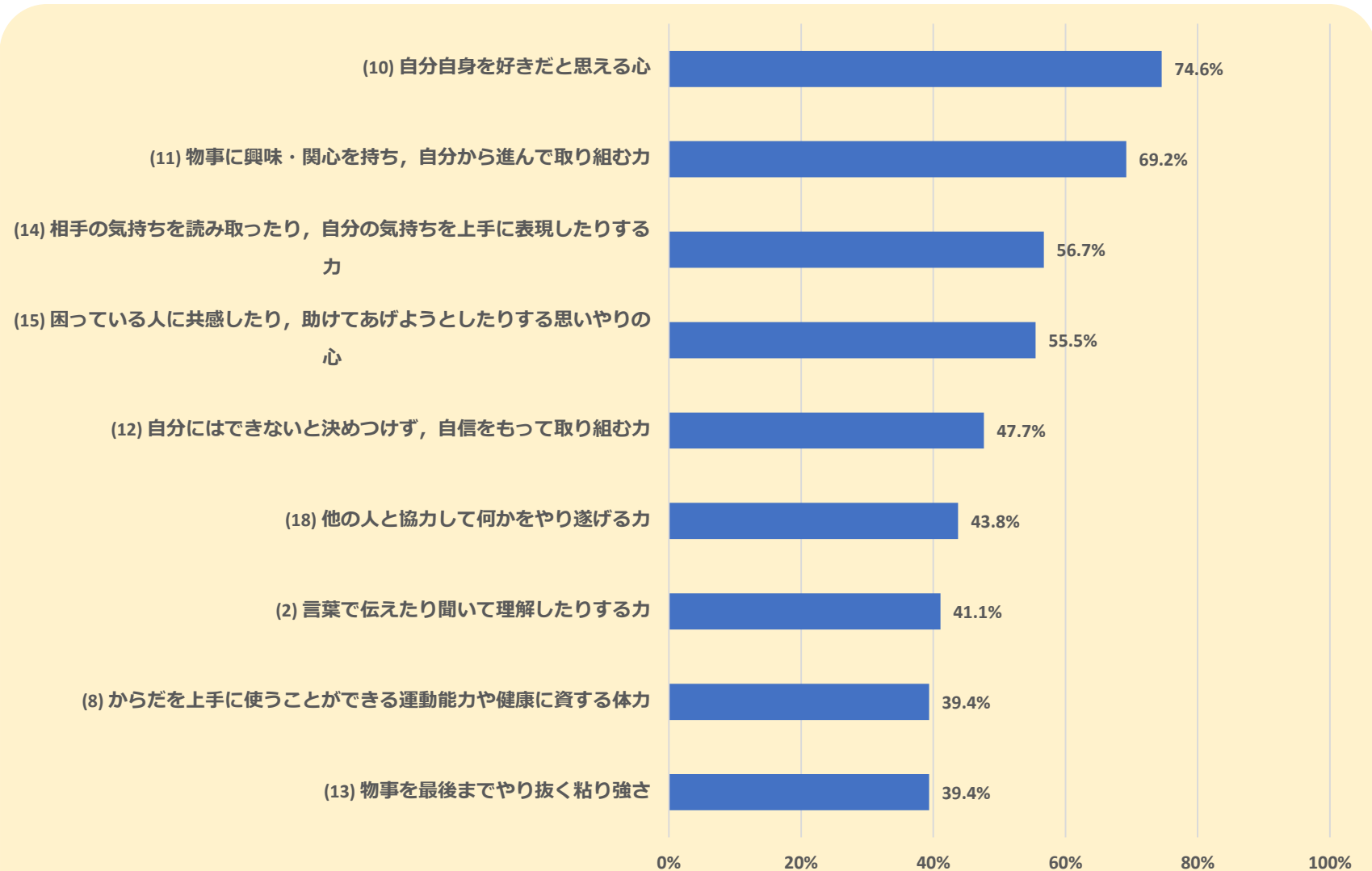


図 16-1. 18の資質・能力の中で特に大切にしたい力（選択率（%））

注）すべての回答者への質問（N=409）

7.6.1. 18の資質・能力の中で特に大切にしたい力【上位5つ】

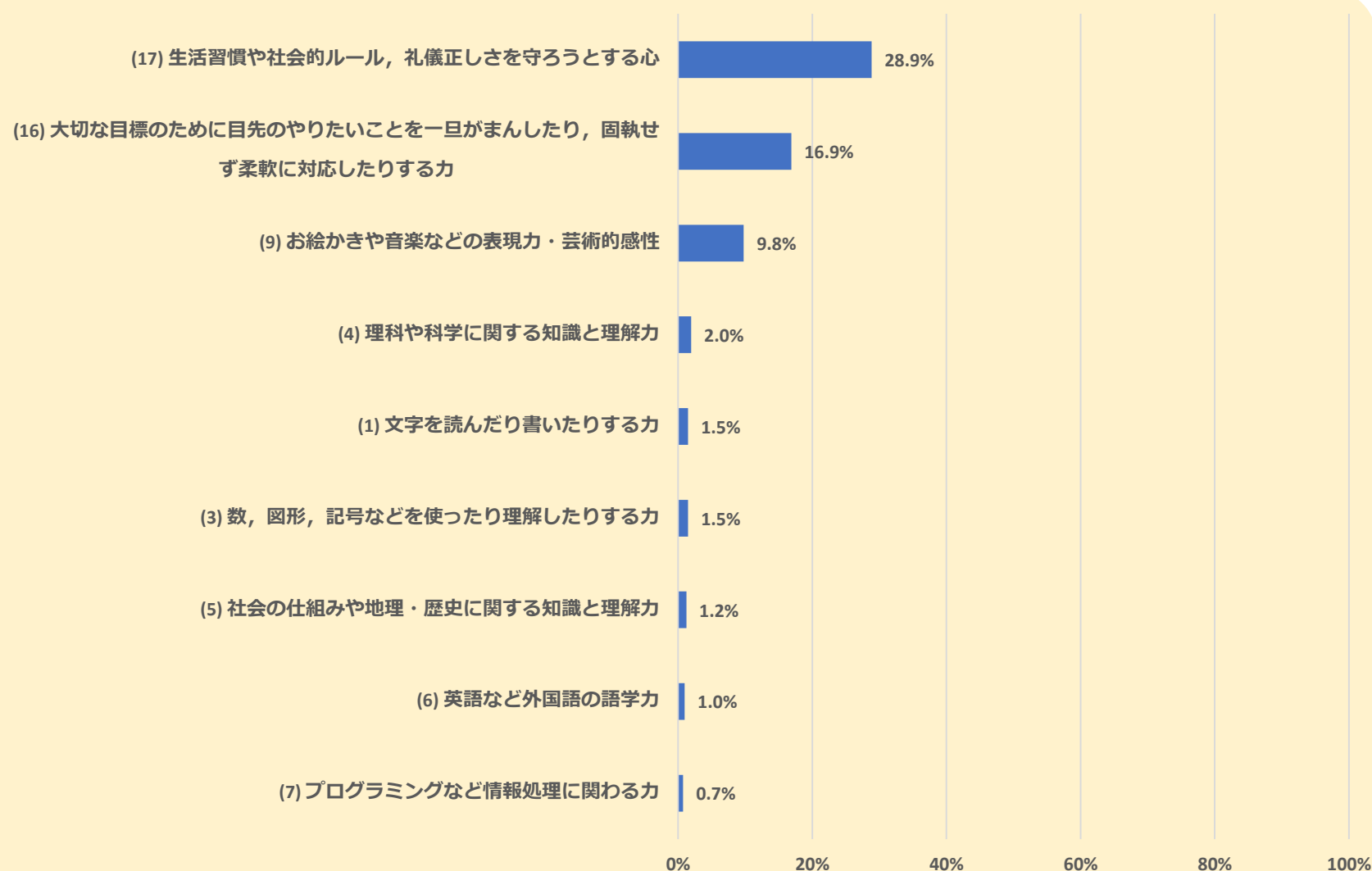


図 16-2. 18の資質・能力の中で特に大切にしたい力（選択率（%））

注）すべての回答者への質問（N=409）

7.6.2. 「認知能力」と関連する7つの資質・能力の中で特に大切にしたい力【上位3つ】

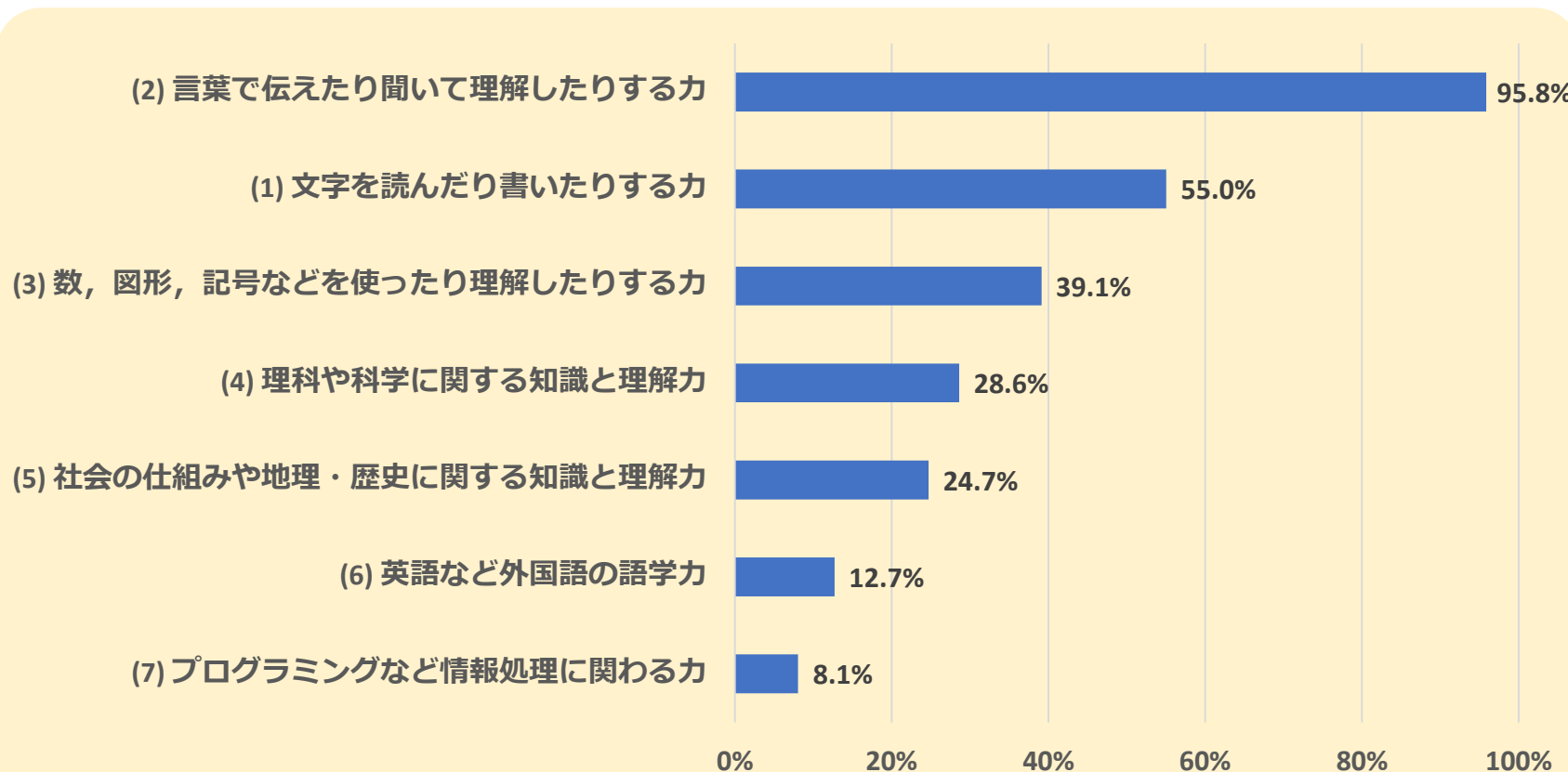


図 17. 「認知能力」と関連する7つの資質・能力の中で特に大切にしたい力（選択率（%））

注）すべての回答者への質問（N=409）

「認知能力」と関連する7つの資質・能力の中で特に大切にしたい力として選択した人の割合が多いのは、順に1番目「言葉で伝えたり聞いて理解したりする力」（95.8%）／2番目「文字を読んだり書いたりする力」（55.0%）／3番目「数, 図形, 記号などを使ったり理解したりする力」（39.1%）でした

7.6.3. 「非認知能力」と関連する9つの資質・能力の中で特に大切にしたい力【上位3つ】

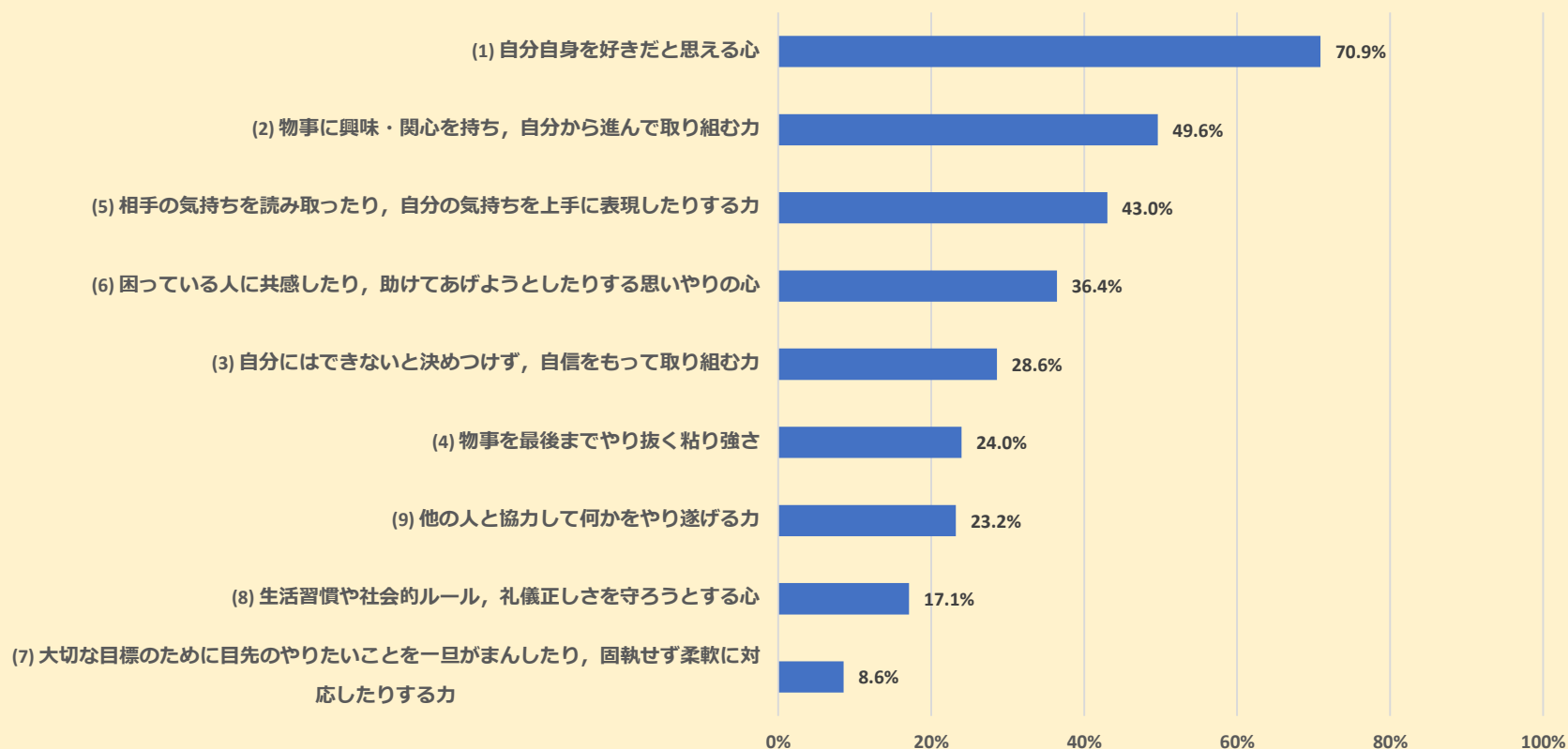


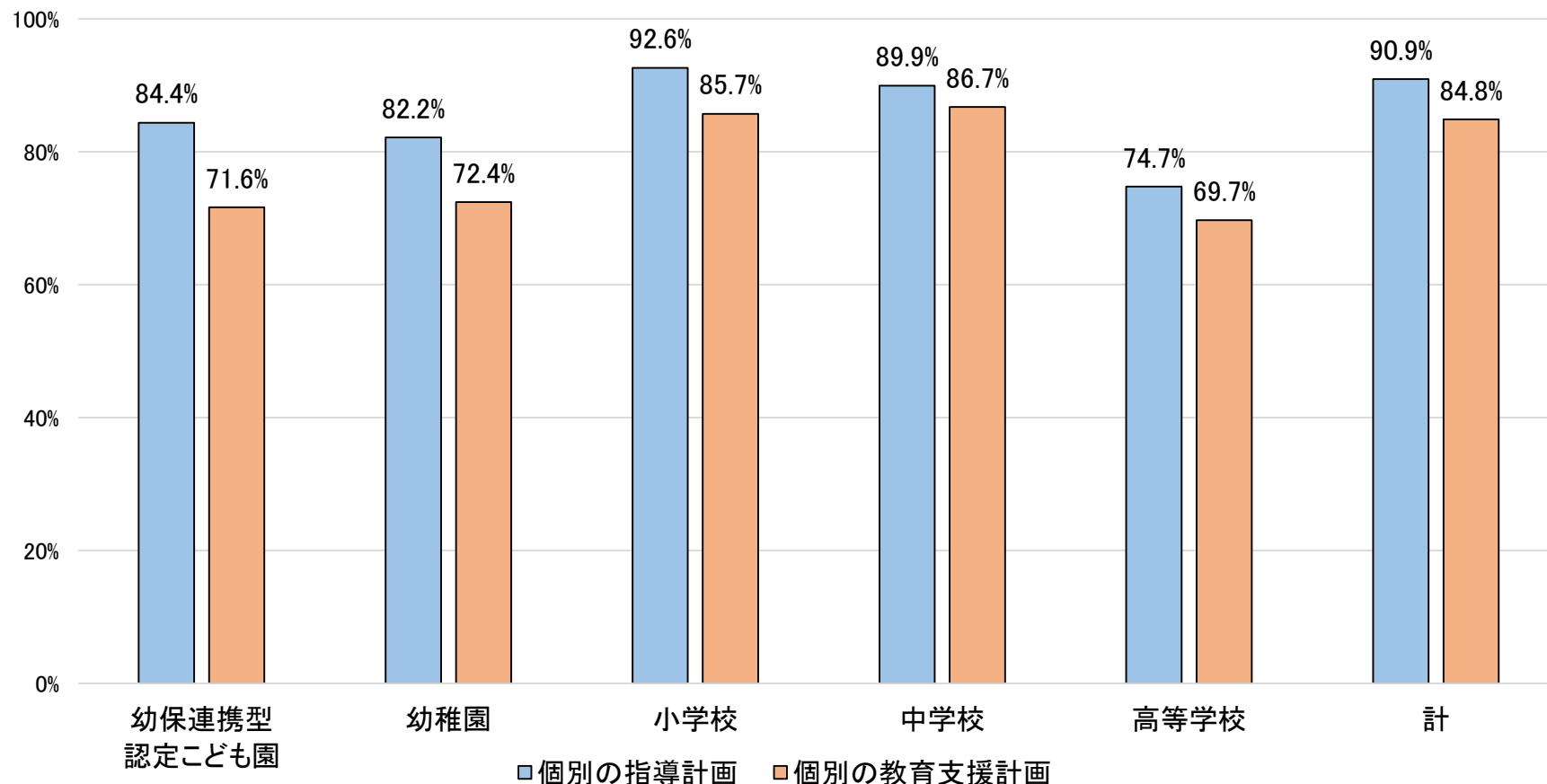
図 18. 「非認知能力」と関連する9つの資質・能力の中で特に大切にしたい力（選択率（%））

注）すべての回答者への質問（N=409）

「非認知能力」と関連する9つの資質・能力の中で特に大切にしたい力として選択した人の割合が多いのは、順に1番目「自分自身を好きだと思える心」（70.9%）／2番目「物事に興味・関心を持ち, 自分から進んで取り組む力」（49.6%）／3番目「相手の気持ちを読み取ったり, 自分の気持ちを上手に表現したりする力」（43.0%）でした

個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒

国公立計・個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒（平成30年度）



※「個別の指導計画」：幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

※「個別の教育支援計画」：障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

※個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒（通級による指導を受けている児童生徒を除く）で、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者の計。

※個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合。

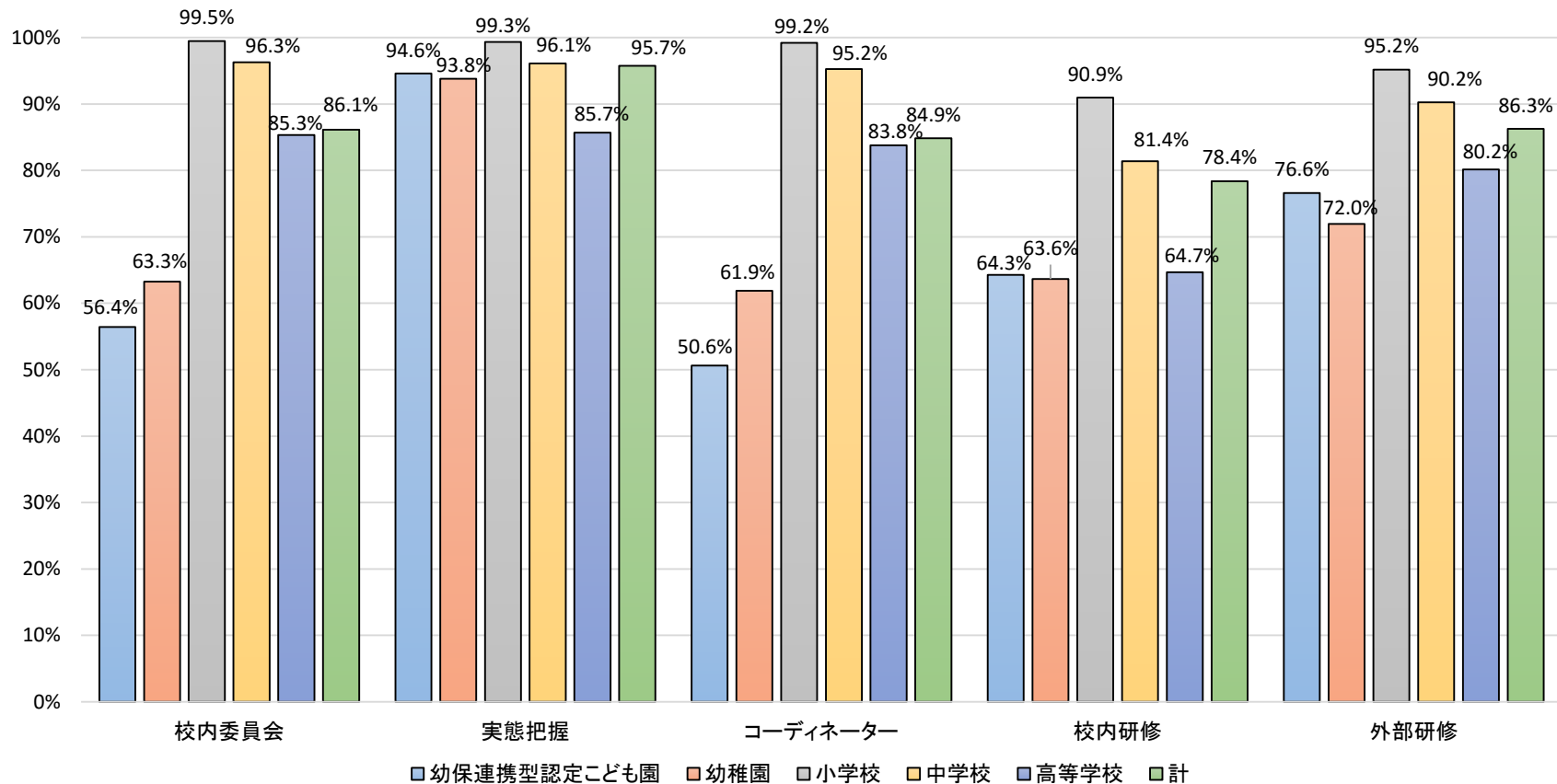
※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

（出典）文部科学省「平成30年度特別支援教育体制整備状況調査」

特別支援教育に関する体制整備状況

- 幼稚園における特別支援教育に関する体制整備としては、実態把握や外部研修の活用が7割～9割の園で行われている一方、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等は他校種に比べて少ない。

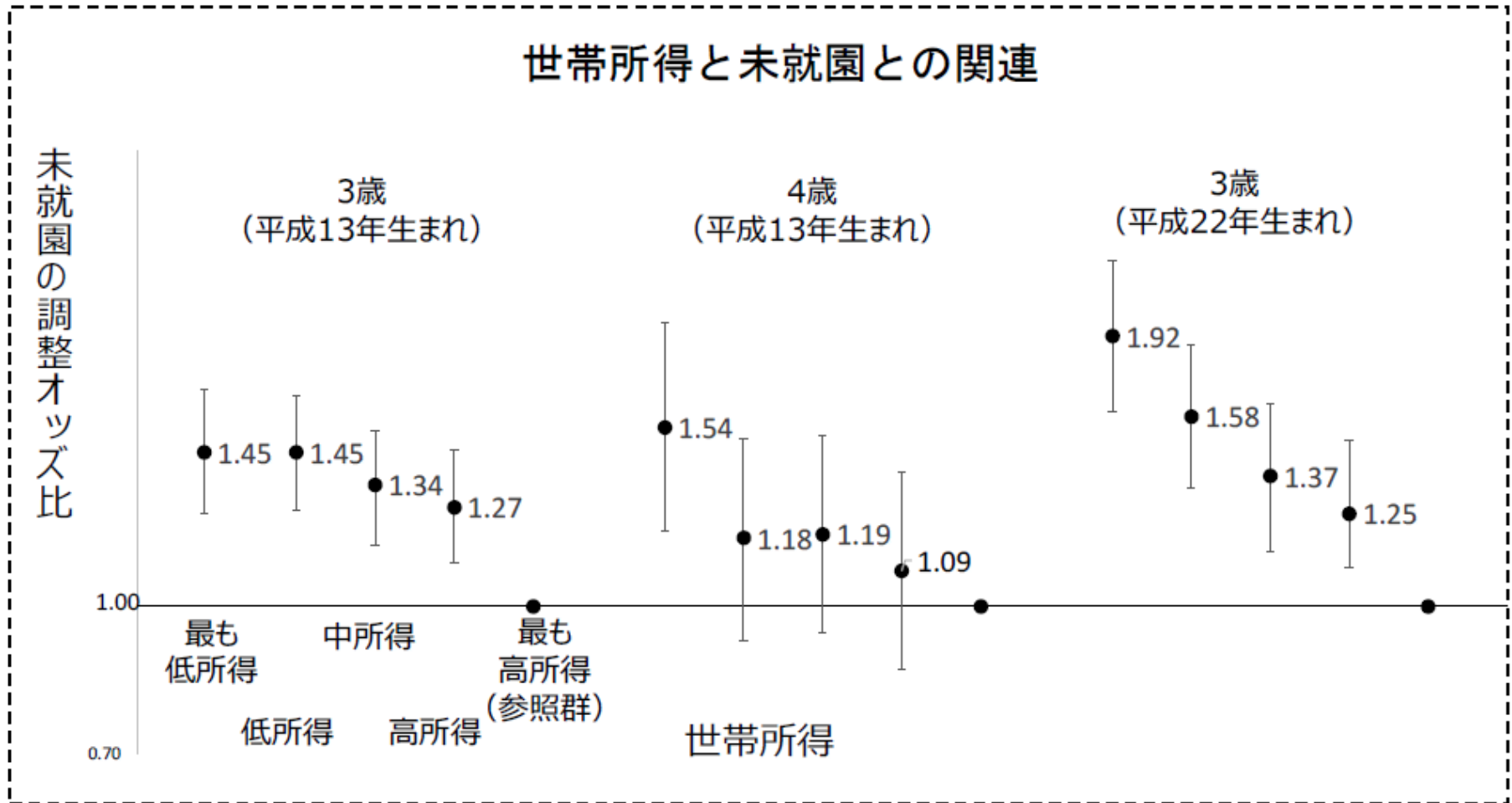
国公立立計・学校種別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成30年度)



※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

3歳以降の未就園の要因分析

3、4歳時点で保育園・幼稚園・認定子ども園に通っていない(未就園)要因として、3歳以降の未就園は低所得、多子、外国籍など社会経済的に不利な家庭や、発達や健康の問題(早産、先天性疾患)を抱えた子供で多い傾向があるとの調査結果もある。



(出典)社会的不利や健康・発達の問題が3、4歳で保育園・幼稚園等に通っていないことと関連——約4万人を対象とした全国調査の分析から——

(北里大学 2019年3月27日発表)

「幼児期における国際理解の基盤を培う教育の在り方に関する調査研究」 —外国籍等の幼児が在籍する幼稚園の教育上の課題と成果から— 成果報告書（質問紙調査の結果）

【研究の目的】

国際化の進展の中で、日本語指導が必要な外国籍等の幼児（以下、「外国人幼児」）が在園する幼稚園においては、外国人幼児一人一人の言語や文化的背景等、特性に応じた指導の充実を図り、在園する全ての幼児が幼稚園教育要領に則った幼児期にふさわしい教育を享受できるよう良質の教育環境を確保することが重要な課題となっている。そこで、本研究では、外国人幼児の在園状況を把握するとともに、当該幼児とその保護者が抱える課題及び当該園が抱える課題を整理し、各幼稚園の指導上の留意点、当該幼児を取り巻く地域の関係諸機関との連携の在り方や具体的支援策を見いだし、幼児期における国際理解の基盤を培う教育の在り方を明らかにすることを目的とした。

【研究の内容及び方法】

I 質問紙調査

調査時期：平成28年10月～11月

調査対象地域

- ①集住地域（多数・同一国籍型）…群馬、愛知、滋賀
- ②都市型分散地域（多数・多国籍型）…東京、神奈川、大阪、福岡
- ③少数地域…岩手

調査1対象園：上記地域内の幼稚園、認定こども園 1,079園
回収率(50.4%)

調査2対象：上記地域の市町村教育委員会（幼児教育担当課）397教委
回収率(54.7%)

調査内容：

- ・外国人幼児の在園状況、・外国人幼児及び保護者の園での様子
- ・都道府県、市区町村担当課の外国人幼児の受入れに関する状況
- ・外国人幼児等に対する支援 等

II 訪問調査（事例研究）

調査時期：平成28年9月～29年3月

調査対象園：質問紙調査対象地域（岩手県を除く）から選定した9園

調査内容：面接調査による聞き取り

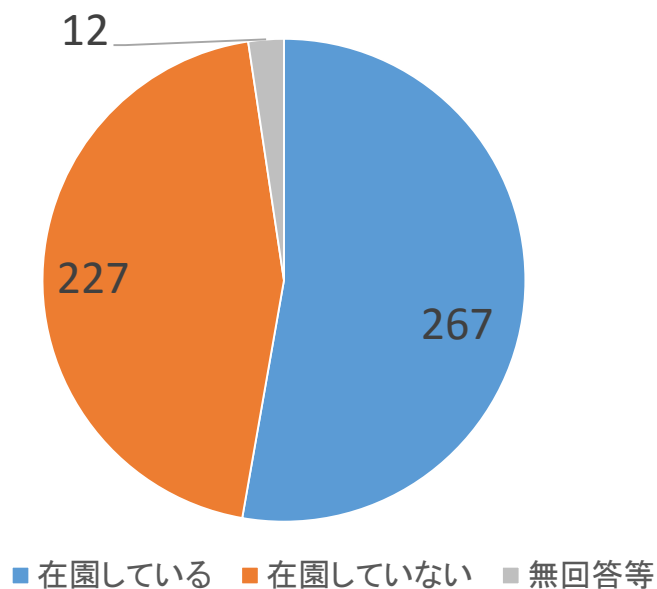
（園の概要、地域の実態、入園当初の対象児の様子、保護者の様子、学級の幼児の様子、担任の対応、教員の思いと指導上の留意点、幼児や保護者の課題・困難とその改善策、園が希望することや利用したいこと等）

外国人幼児の在園状況

外国人幼児が在籍する園数の状況

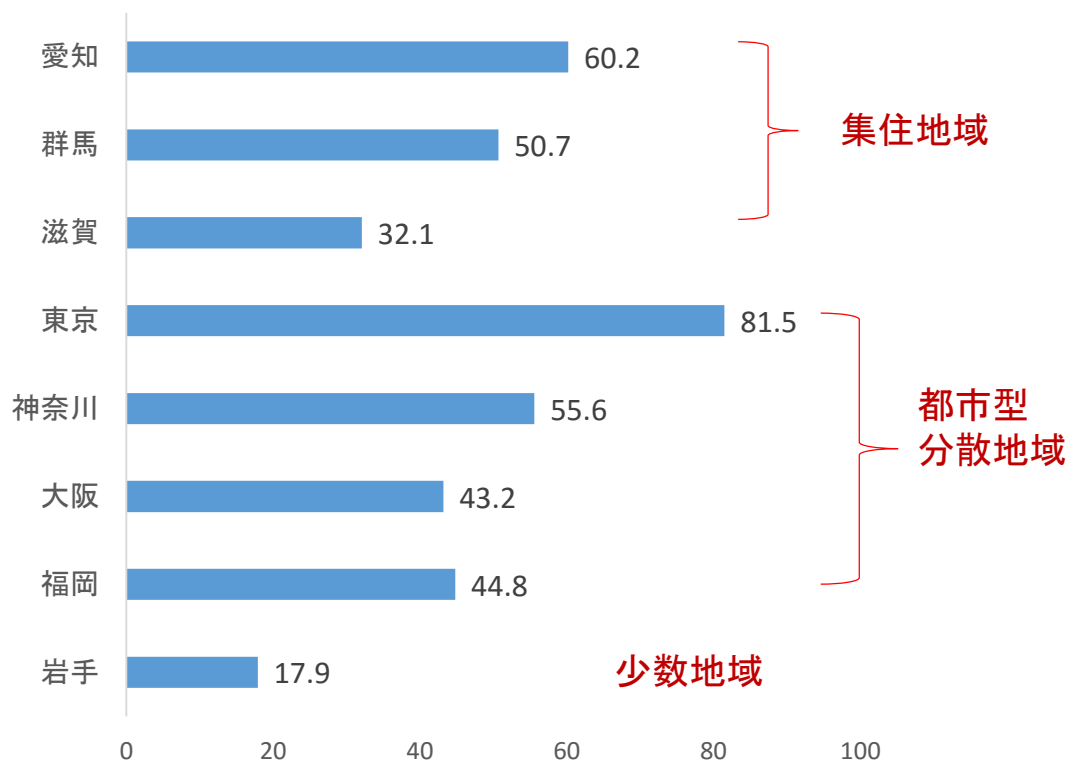
- ・ 質問紙調査の回答園は1079園のうち544園（回収率50.4%）。
- ・ そのうち、幼保連携型認定こども園を除く506園を分析対象とする。
- ・ 外国人幼児が在籍する園は、267園（有効回答494園の54%）。
- ・ 都府県別で、外国人幼児が在籍する割合が高いのは、東京都（81.5%）愛知県（60.2%）、次いで、神奈川県（55.6%）であった。

外国人幼児の在籍園数（回答園全体）



総数：506園

各地域における外国人幼児が在籍する園の割合（%）

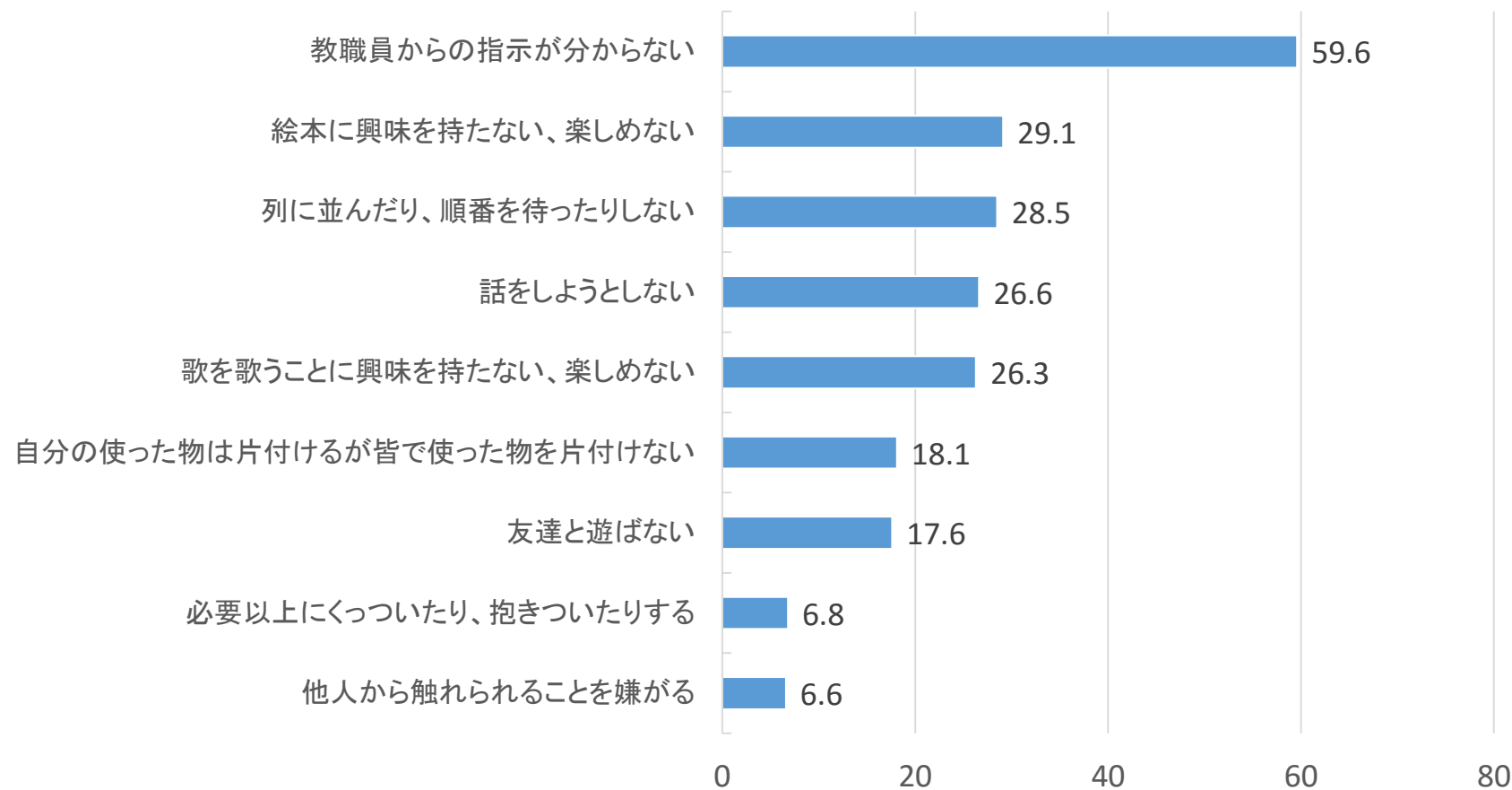


外国人幼児の園での様子

入園当初の外国人幼児の姿

教師が最も気になる入園当初の外国人幼児の姿は、
「教職員からの指示が分からない」（59.6%）。

入園当初の気になる姿（「よく見られた」の割合）（%）

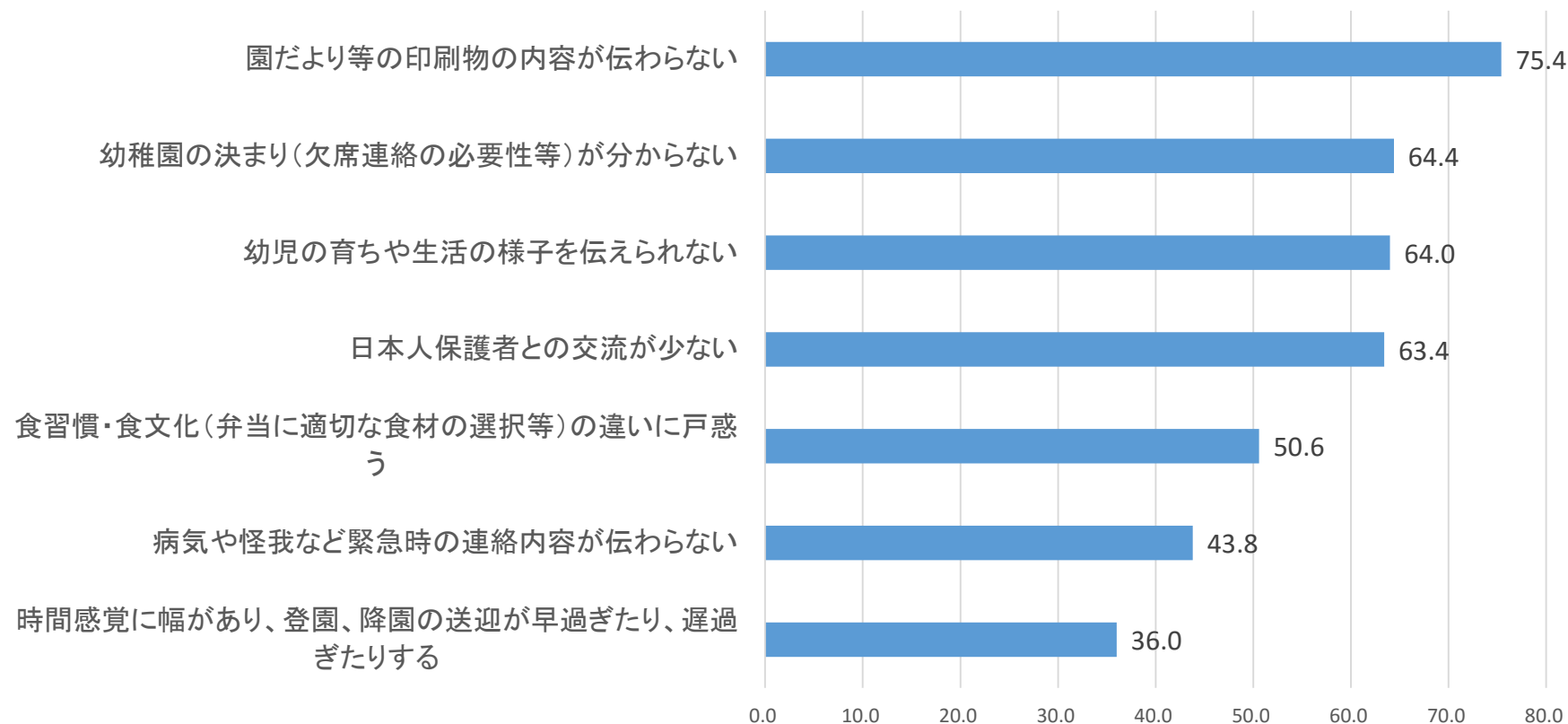


外国人幼児の保護者の様子

保護者の気になる行動

外国人幼児の保護者について教師が気になる行動としては、園だより等の印刷物の内容が伝わらない、園の決まりが分からない、幼児の育ちや生活の様子を伝えられないなど、伝えたいことをうまく伝えられないことに困難を感じている割合が高い。

保護者の気になる行動(「強く感じた」「感じた」)の割合(%)



幼児教育をめぐる動向

幼児教育・保育の質に関するOECD(経済協力開発機構)の研究

○質の高い幼児教育の効果

・質の高い幼児教育・保育は、言語の使用やアカデミックスキルの芽生え、早期の識字および計算、**社会情緒的スキル**などといった様々な領域の子どもの**早期発達とその後の就学後のパフォーマンスにとって有益**であることが指摘。このほか、健康的な摂食習慣や身体活動習慣の定着の後押し等、健康・ウェルビーイングにも効果が及ぶ。

・質の高い幼児教育・保育サービスは、労働市場への参加、貧困の削減、異なる世代間の社会的移動性及び社会的統合の向上など、**子供のその後の人生における成果にもつながるというエビデンスが増加**。

○幼保小接続における教育（指導）の継続性の意義

・カリキュラムの一貫性や継続的な幼保小接続の取組は、**子供たちの将来の教育的・社会的成功に好影響**を与えると指摘。

・幼保小のカリキュラムに一貫性を持たせること、幼保小の間の教育内容の理解の共有、幼保小の指導の連続性が取り組むべき課題であると指摘。

○幼保小接続の取組の各国のトレンド

・幼保小接続は各国でも大きな関心事。政府の戦略や政策文書に含まれることが増加。

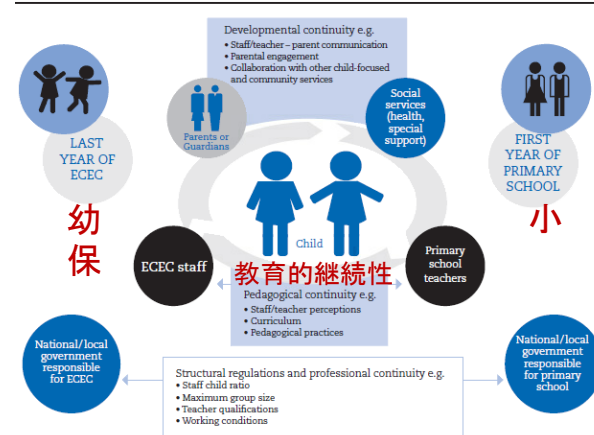
・幼保小接続強化のためのカリキュラム改革や幼保小接続を容易にするための幼児教育・保育施設の一体化の取組等について紹介。

○日本の保育者の社会情緒的な実践、保護者とのコミュニケーションの充実

・日本の保育者は、**社会情緒的な要素を含む子供の発達に関する内容や学び・遊びの支援に関する内容**について、**継続的に専門性の向上を図っている割合が非常に高い**。

・日本では、**保護者とのコミュニケーション**を日常的、定期的**に実施している割合がともに高く**、国際的に見ても、幼児教育・保育施設が**保護者とのコミュニケーションを重視**。

Figure 6.1 Multiple factors and connections are at play in transitions



＜過去1年の専門性向上のための
日本の保育者の活動実施割合＞（％、順）

	子供の発達	学び・遊び支援
日本	83.9 (2)	77.2 (2)

＜保護者とのコミュニケーションの実施割合＞
（％、順）

	非公式（毎日）	公式（月1以上）
日本	74.7 (3)	96.5 (1)

出典：Starting Strong (OECD)、OECD国際幼児教育・保育従事者調査2018

OECD幼児教育・保育白書第6部について

概要

- ・ OECD幼児教育・保育ネットワークにおいて 平成29年から令和2年にかけて調査研究プロジェクト「Quality beyond Regulations」を実施し、白書として取りまとめたもの（令和3年6月公表）。
- ・ 増大する幼児教育・保育への需要と期待に応えることを目的として、国際比較を通じ、施設の最低基準等にとどまらない幼児教育・保育施設の多面的な「質」及びそれを向上させる政策についてより理解を深めるために実施。
- ・ 日本は幼稚園、保育所及び認定こども園に関する現状及び制度等について回答。

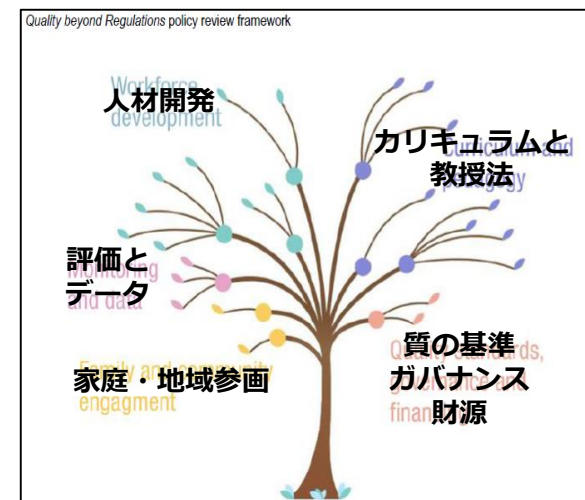
参加国

- ・ OECD加盟国中26か国及び41地域から、120以上の異なる施設類型について、政策の実施状況が報告
- ・ オーストラリア、カナダ、アイルランド、ルクセンブルグ、スイス及び日本は詳細調査に参加

主要な内容

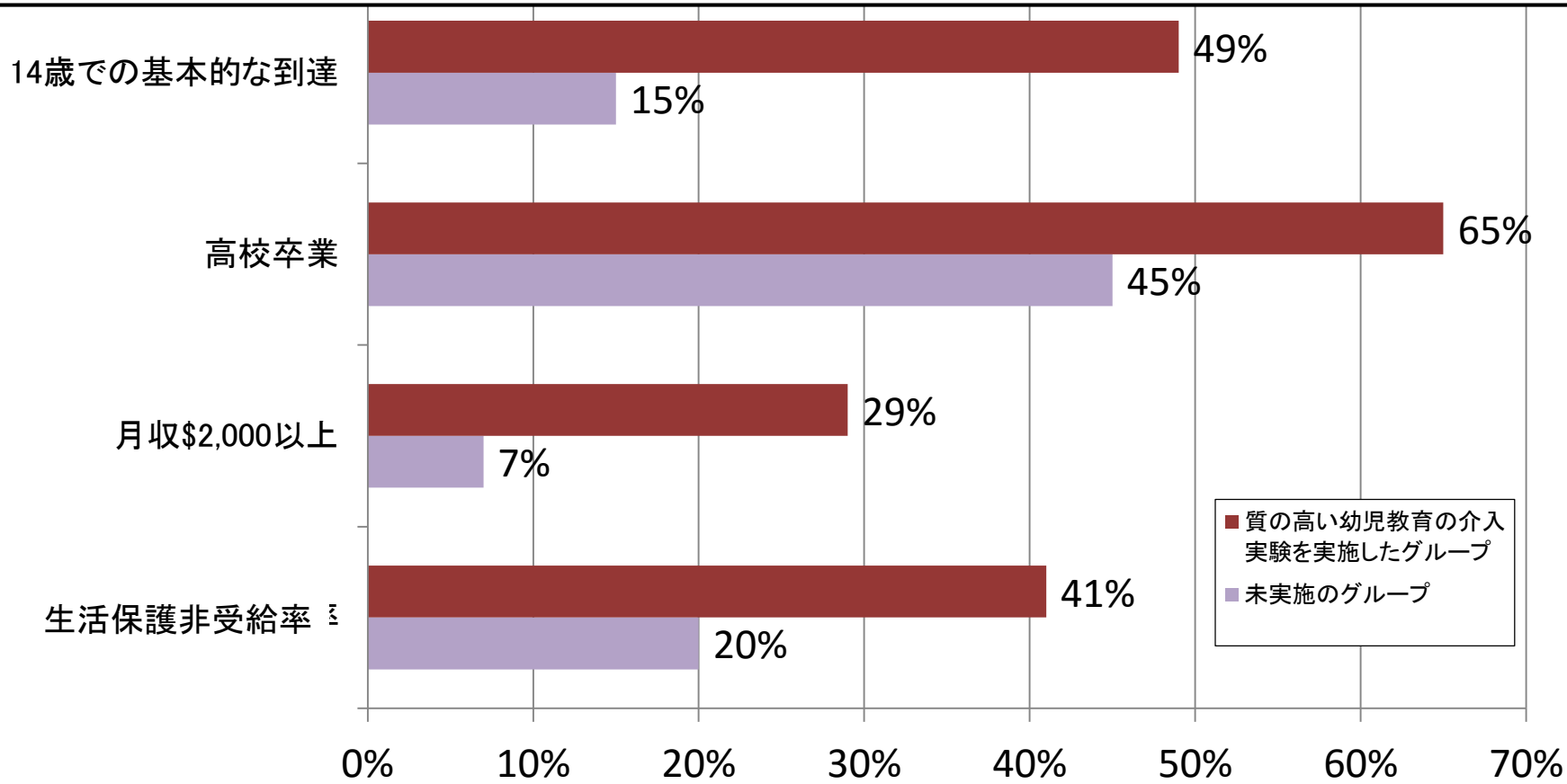
- ・ ほとんどの教育課程は、幼児教育・保育施設と家庭の連携の重要性に言及しているが、コミュニティに対しての言及は比較的少ない。そうした中、日本では子供が地域コミュニティと関わることの重要性が強調されるとともに地域の自然等と関わる事が推奨されている。保育者が家庭及びコミュニティの重要性を理解し、両者と意思疎通できるよう、支援や研修等が求められる。
- ・ 発達段階に合わせたカリキュラムの基準を通じて、幼児の全体的な発達を保障すべきである。幼児教育段階が小学校段階の学びの前倒しにならないようにしつつ、小学校段階の円滑な接続を実現することが重要である。
- ・ 保育者が活動のための環境を整備し、幼児が「遊び」を通じて学ぶことが望ましい。日本では、幼児の自発的な活動を通じて教育目的を達成することとしており、カリキュラムの基準は、自発的な活動を通じた学びを促進するものとなっている。保育者が子供のニーズに応え柔軟にカリキュラムを実施することが求められている中、（施設種問わず）全ての保育者が遊びを通じた教育実践を具現化できるよう、更なる支援が必要である。
- ・ 保育者の能力開発のための時間を確保することは、3～5歳児を対象とした施設で、義務ないし一般的。能力開発は教育の質を向上させるだけでなく、「燃え尽き」やストレスを防ぎ、離職率の低下とも関連する。特に、教育年数が短い人ほど、就職後の能力開発に参加することで恩恵を受ける。

質の高い幼児教育・保育を支える5領域のうちカリキュラムと教授法、人材開発に着目



幼児教育への投資の効果

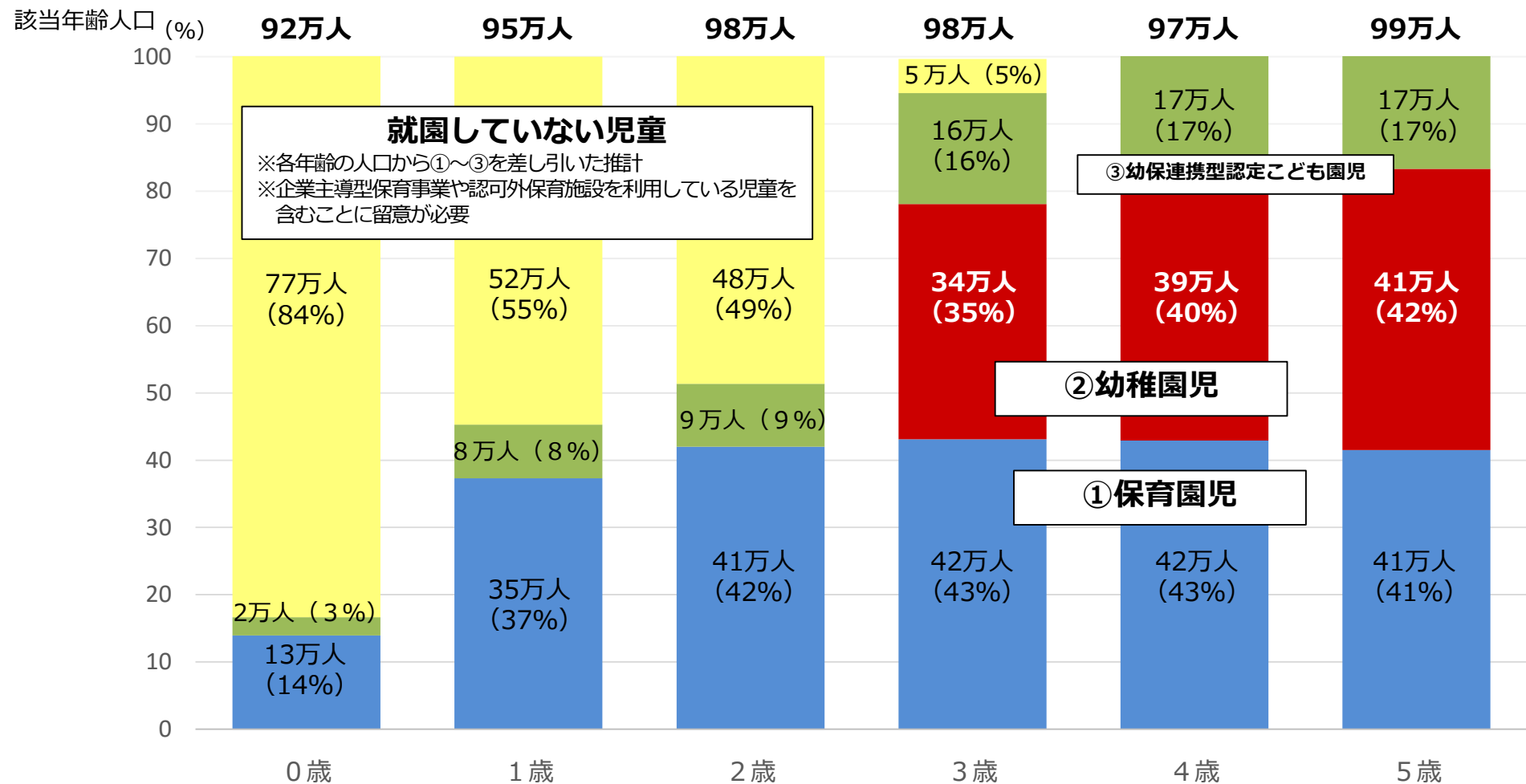
- 教育の効果は、受けた本人だけでなく、社会に対しても効果大きい。
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等につながる。



出典： Heckman and Masterov (2007) “The Productivity Argument for Investing in Young Children”
※ 1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人 3 歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの。（ペリー就学前計画）

幼児教育施設の現状

保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合(令和元年度)



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(令和元年10月1日現在)より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における該当年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」(平成31年4月1日現在)より。

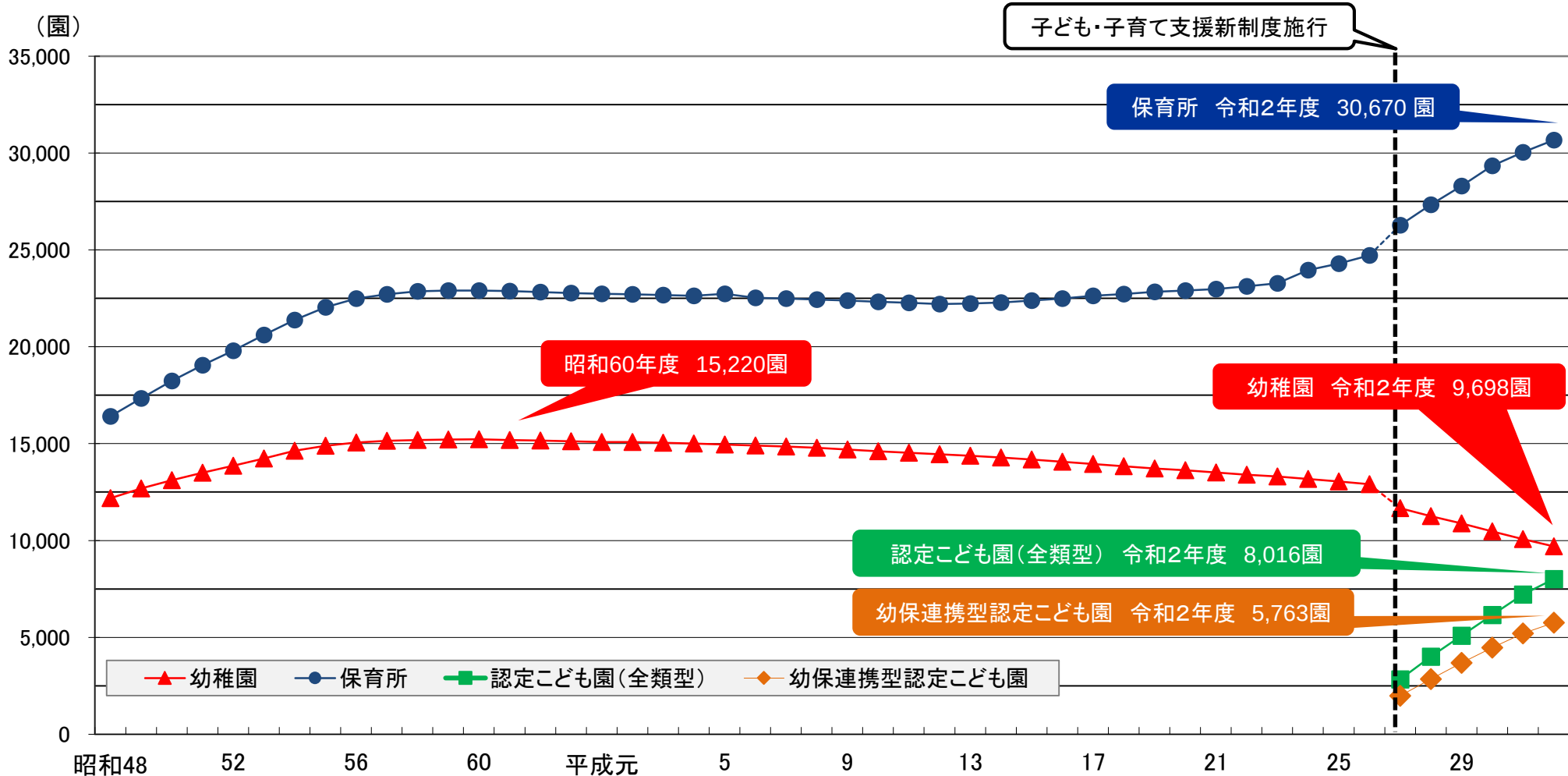
※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」(確定値、令和元年5月1日現在)より。

※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」(平成31年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成30年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「就園していない児童」は、0～5歳それぞれについて、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

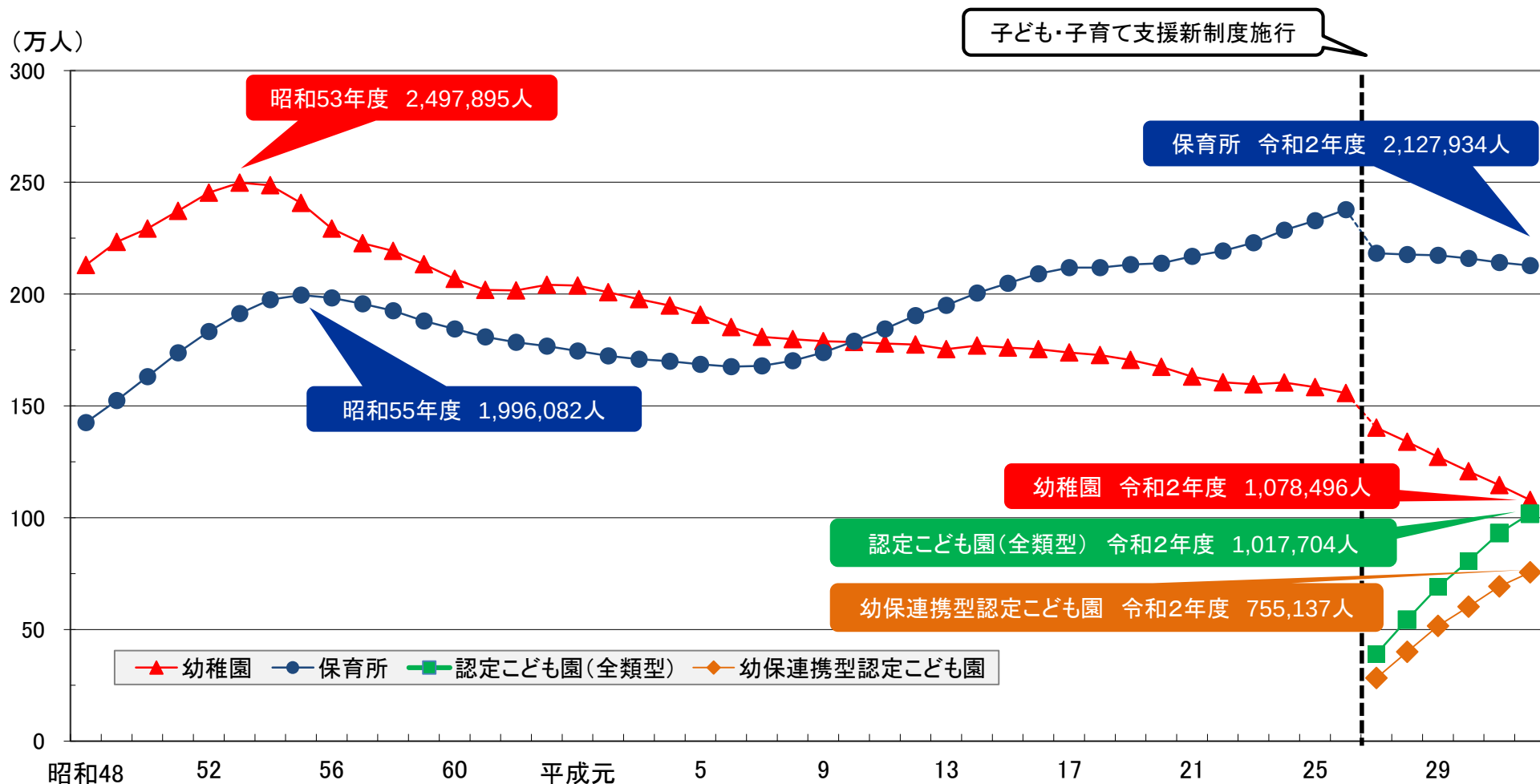
※四捨五入及び各調査の時点の関係により、合計が合わない場合がある。

幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(※平成27年度より)を含む。
- ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
- ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」(各年4月1日現在)より。
- ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」(各年4月1日現在)より。
- (平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較



(注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(※平成27年度より)を含む。

- ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 - ・幼稚園の数値は「学校基本調査」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」(各年4月1日現在)より。
 - ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」(各年4月1日現在)より。
- (平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

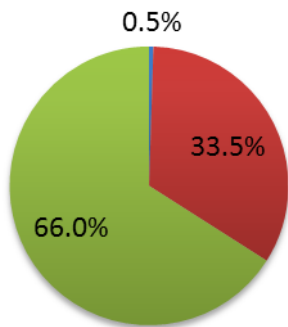
幼稚園の現状

(令和2年5月1日現在)

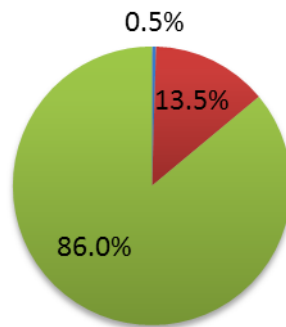
区分		合計		国立		公立		私立	
幼稚園数		9,698 園	100%	49 園	0.5%	3,251 園	33.5%	6,398 園	66.0%
園児数	合計	1,078,496 人	100%	5,114 人	0.5%	145,486 人	13.5%	927,896 人	86.0%
	3 歳 児	320,701 人	100%	1,224 人	0.4%	29,062 人	9.1%	290,415 人	90.6%
	うち満3歳児入園	60,781 人	100%	42 人	0.1%	287 人	0.5%	60,452 人	99.5%
	4 歳 児	366,833 人	100%	1,860 人	0.5%	51,404 人	14.0%	313,569 人	85.5%
	5 歳 児	390,962 人	100%	2,030 人	0.5%	65,020 人	16.6%	323,912 人	82.8%
教 員 数 (本務者)		91,785 人	100%	357 人	0.4%	16,685 人	18.2%	74,743 人	81.4%

(出典: 令和2年度学校基本調査)

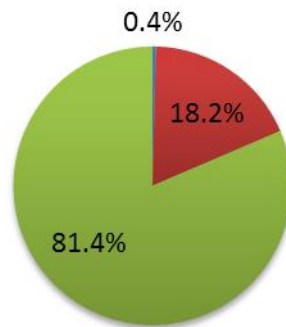
幼稚園数



園児数

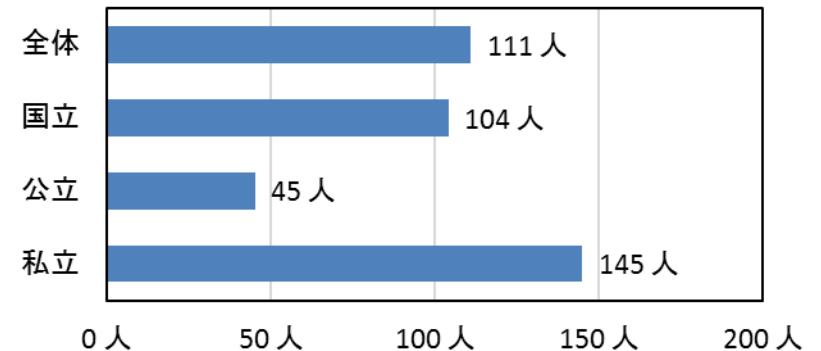


教員数



■ 国立 ■ 公立 ■ 私立

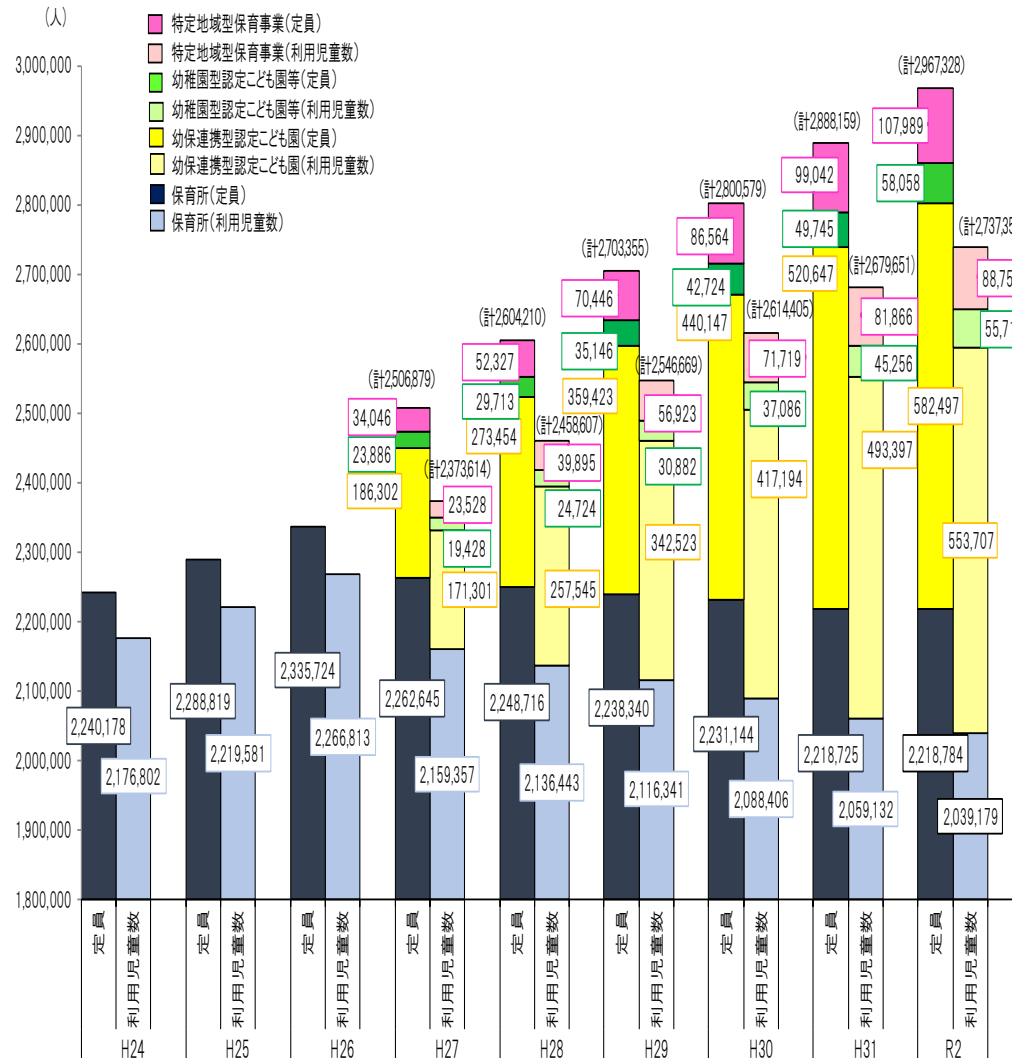
1園当たりの在園児数



(注) ・「満3歳児入園者数」は、満3歳に達する日以降の翌年度4月1日を待たずに随時入園した者である。
・幼稚園数、在園児数及び教員数(本務者)は幼稚園型認定こども園も含む。

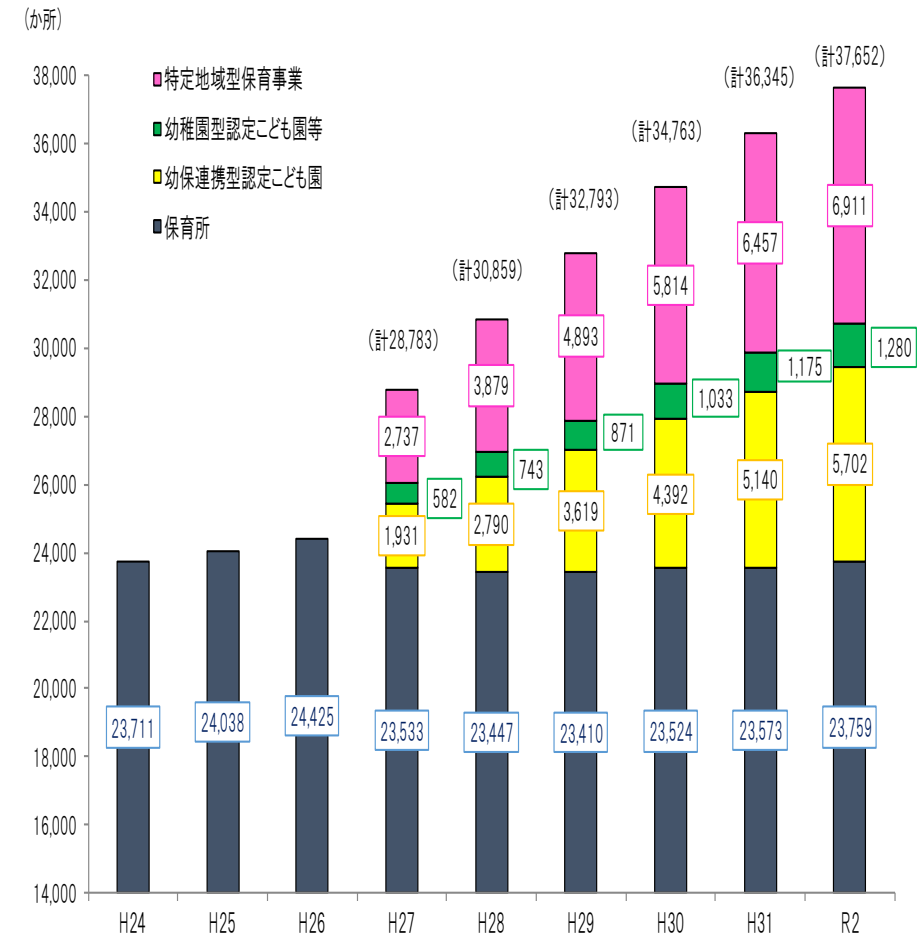
保育所等定員数・利用児童数・保育所等数の推移

○保育所等定員数及び利用児童数の推移



認可定員数 ← | → 利用定員数

○保育所等数の推移



(出典) 26年一福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

24年、25年、27年、28年一厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ
29年～2年一厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良を併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

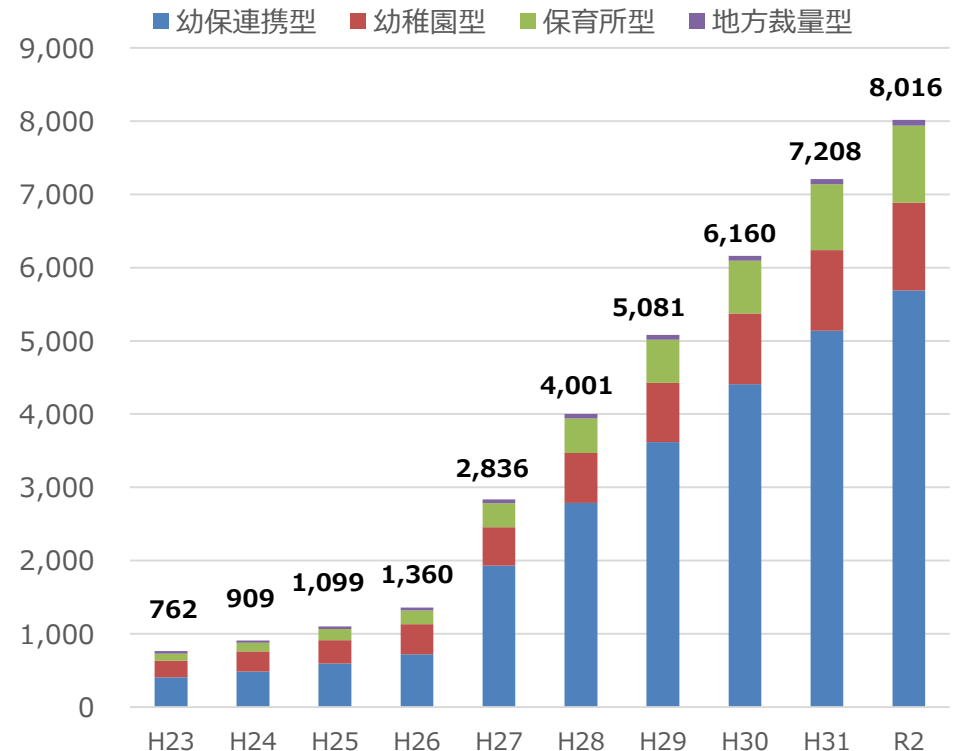
認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(令和2年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
8,016 H31 (7,208)	5,688 (5,137)	1,200 (1,104)	1,053 (897)	75 (70)

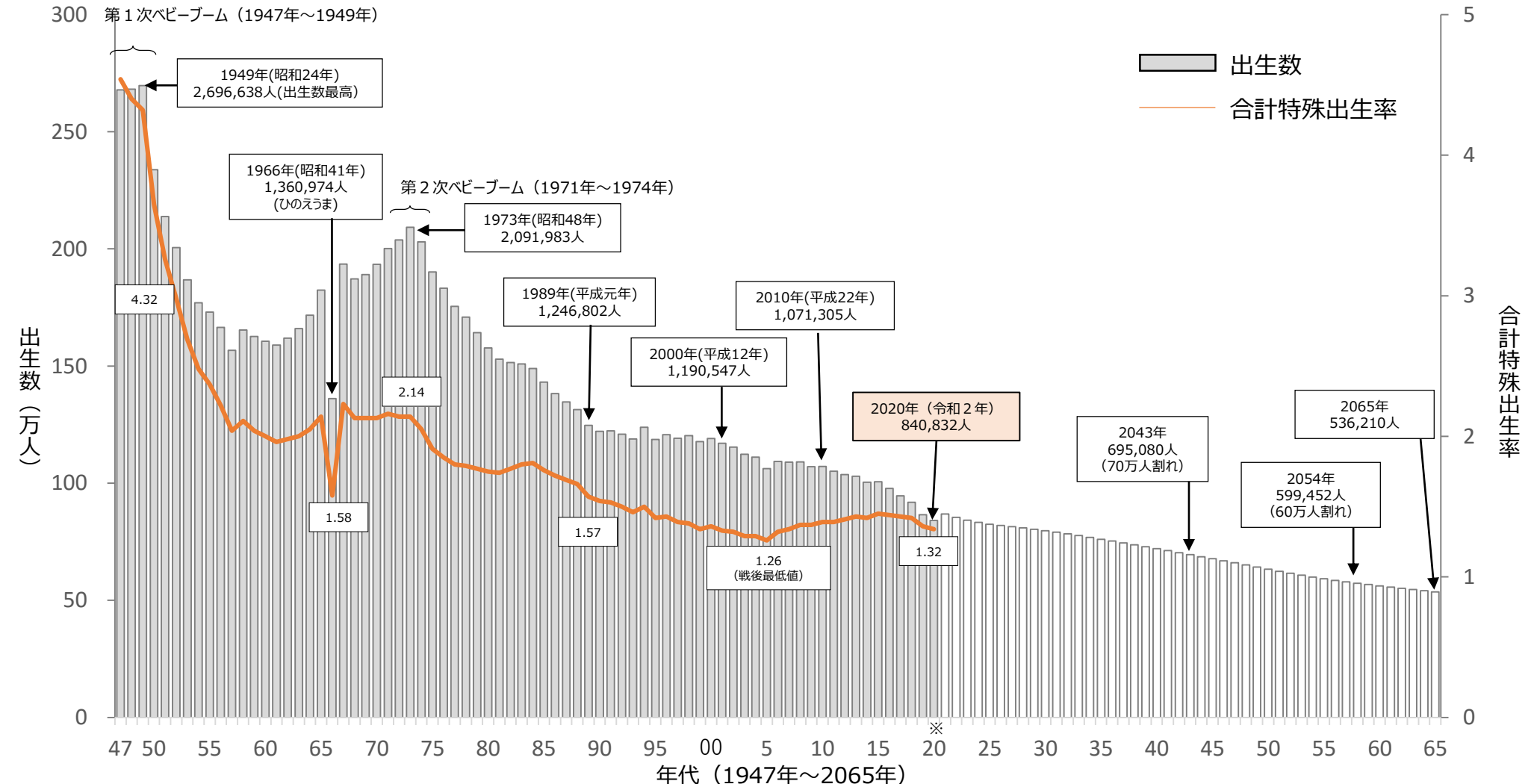
【参考】保育所：30,670園(保育所型を含む)、幼稚園：9,698園(幼稚園型を含む)

認定こども園数の推移



出生数及び合計特殊出生率

- 2015年には一度復調したものの、2016年以降減少を続け2020年の出生数（概数）は840,832人で過去最低を記録している。
- 今後も減少傾向は続く予想され、2054年には60万人を割ると予想されている。2065年には2020年における出生数の約2/3に。



※ 2021年以降の推定値は国立社会保障・人口問題研究所「二音の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を元に作成。
※ 2020年の数値は概数であり、修正を加えた確定数ではないことに留意。
※ 1972年以前は沖縄県を含まず。
※ 合計特殊出生率は15歳～49歳の女性の年齢別出生率の合計を示す。

参考：厚生労働省「人口動態統計月報年計（概数）」（令和3年6月）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年度推計）（出生中位・死亡中位）」